

滑川町告示第101号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項及び第102条第2項の規定に基づき、次のとおり第241回滑川町議会定例会を招集する。

令和6年5月24日

滑川町長 大塚 信一

記

- 1 招集日 令和6年6月4日
- 2 招集場所 滑川町議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（14名）

1 番	松	本	幾	雄	議員	2 番	上	野	葉	月	議員
3 番	瀬	上	邦	久	議員	5 番	阿	部	弘	明	議員
6 番	西	宮	俊	明	議員	7 番	北	堀	一	廣	議員
8 番	小	澤		実	議員	9 番	赤	沼	正	副	議員
10 番	原			徹	議員	11 番	谷	嶋		稔	議員
12 番	中	西	文	寿	議員	13 番	内	田	敏	雄	議員
14 番	井	上		章	議員	15 番	吉	野	正	浩	議員

不応招議員（なし）

令和6年第241回滑川町議会定例会

令和6年6月4日（火曜日）

議事日程（第1号）

開会及び開議の宣告

- 1 会議録署名議員の指名
 - 2 会期の決定
 - 3 諸般の報告
 - 4 行政報告
- 町長提出議案の一括上程、説明
- 5 議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（滑川町税条例の一部を改正する条例）
 - 6 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
 - 7 議案第51号 滑川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - 8 議案第52号 滑川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - 9 議案第53号 滑川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - 10 議案第54号 滑川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - 11 議案第55号 滑川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - 12 議案第56号 令和6年度滑川町一般会計補正予算（第1号）の議定について
 - 13 議案第57号 令和6年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議定について
 - 14 議案第58号 令和6年度滑川町水道事業会計補正予算（第1号）の議定について
 - 15 議案第59号 令和6年度滑川町下水道事業会計補正予算（第1号）の議定について
 - 16 議案第60号 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

1.7 一般質問

出席議員（14名）

1番	松本幾雄	議員	2番	上野葉月	議員
3番	瀬上邦久	議員	5番	阿部弘明	議員
6番	西宮俊明	議員	7番	北堀一廣	議員
8番	小澤実	議員	9番	赤沼正副	議員
10番	原徹	議員	11番	谷嶋稔	議員
12番	中西文寿	議員	13番	内田敏雄	議員
14番	井上章	議員	15番	吉野正浩	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	大塚信一
副町長	小柳博司
教育長	上野修
総務政策課長	篠崎仁志
税務課長	島田昌徳
会計管理者兼 会計課長	高坂克美
町民保険課長	會澤孝之
福祉課長	稲村茂之
高齢介護課長	篠崎美幸
健康づくり課長	武井宏見
環境課長	関口正幸
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	服部進也
建設課長	福島吉朗
教育委員会事務局長	澄川淳
上下水道課長	宮島栄一

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長	岩附利昭
書記	宮島美咲
録音	齋藤訓行

○議会事務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席ください。

◎開会及び開議の宣告

○議長（吉野正浩議員） 改めまして、皆さん、おはようございます。議員各位には大変ご多用のところ、第241回滑川町議会定例会にご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから第241回滑川町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（吉野正浩議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、議長において指名します。

3番 瀬上邦久 議員

8番 小澤 実 議員

9番 赤沼正 副議員

以上、3名の方をお願いします。

◎会期の決定

○議長（吉野正浩議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本件につきましては、議会運営委員会でご審議をいただいておりますので、議会運営委員会委員長に報告をお願いします。

議会運営委員会、瀬上邦久委員長、お願いします。

〔議会運営委員長 瀬上邦久議員登壇〕

○議会運営委員長（瀬上邦久議員） おはようございます。3番、瀬上邦久です。議長の命によりまして、議会運営委員会のご報告を申し上げます。

本定例会の運営に関わる議会運営委員会は、去る5月28日午前10時から開催しました。出席者は、議長をはじめ議会運営委員7名、執行部より町長、副町長、総務政策課長にご出席をいただき、付議されます案件等について説明を受け、慎重に審議しました。

その結果、会期は本日から6月10日までの7日間とし、本日は諸般の報告、行政報告、町長提出議案の一括上程、説明、一般質問を行います。

2日目は、一般質問を行います。

3日目は、一般質問を行い、一般質問が終了次第、休会とし、午前11時から全員協議会を開催いたします。

4日目は、議案審議とします。

5日目、6日目は、休日休会とします。

7日目は、議案審議とします。全議案審議、全日程終了次第、閉会とすることと決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お手元に配付した会期予定表のとおりでございます。よろしくご審議のほど申し上げます。

以上をもちまして議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（吉野正浩議員） ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月10日までの7日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月10日までの7日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（吉野正浩議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告をさせていただきます。

初めに、本定例会の会期予定、議事日程及び議案等につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、町長から令和5年度滑川町一般会計繰越明許費繰越計算書並びに令和5年度滑川町一般会計継続費繰越計算書の提出がありました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から令和6年3月、4月、5月実施の例月出納検査の結果報告並びに令和6年2月実施の定期監査の結果報告がありました。報告書は事務局に保管してありますので、随時閲覧願います。

次に、閉会中に議長が出席しました会議等につきましては、報告書をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、小川地区衛生組合議会臨時会の報告を小澤実議員、お願いします。

〔8番 小澤 実議員登壇〕

○8番（小澤 実議員） おはようございます。8番、小澤実です。議長の命により、報告いたします。

令和6年小川地区衛生組合議会第1回臨時会の報告を申し上げます。

去る5月31日、小川町の議場において開催され、滑川町からは大塚町長、吉野議長、それに私の3名が出席いたしました。

臨時会では、提出された1議案について審議いたしました。

議案第6号は、小川地区衛生組合副管理者の選任について同意を求めることについてであります。提案理由につきましては、欠員の小川地区衛生組合副管理者に小暮亮治氏を選任することについて、小川地区衛生組規約第10条第4項の規定により審議され、議員全員の賛成により、原案のとおり可決いたしました。

なお、詳細につきましては、議案書を事務局で保管しておりますので、随時閲覧願います。

以上で、令和6年小川地区衛生組合議会第1回臨時会の報告といたします。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（吉野正浩議員） 日程第4、行政報告を行います。

大塚町長より一般行政報告をお願いします。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、開会に当たりまして挨拶と一般行政報告を申し上げます。

本日は、第241回滑川町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、何かとお忙しい中、ご出席を賜りまして開会できますことに、心より厚く御礼を申し上げます。

個人ごとですが、早朝の散歩をするときに、ほぼ田植えの終了した水田を渡ってくる心地よい風に当たると、今日もやるぞという決意の下に、この先の梅雨から予想されます夏の猛暑、収穫時期までの秋の台風など自然と闘いながら、町の基幹産業である農業、とりわけ稲作に従事されます農家の皆様に尊敬の念を抱かずにいられない、そんな気持ちになります。どなた様もご自愛をいただきまして、農作業に従事願いたいと思います。

さて、本定例会は令和6年度一般会計補正予算の議定をはじめとして、全12議案の審議をお願いするものでございます。慎重審議を賜りまして、原案どおり可決いただけますようお願いいたします。

ここで、3月定例会以後の主な一般行政報告を申し上げます。

初めに、令和5年度の各一般会計及び特別会計関係ですが、去る5月31日をもって出納閉鎖いたしました。厳しい財政状況ではありますが、ほぼ順調に推移することができました。詳細につきましては、9月議会で決算として報告申し上げますので、よろしく願いいたします。

まさに春を迎える令和5年度から令和6年度への切替え時期の3月30日の土曜日には、第2回さ

くらまつりを実施させていただきました。おかげさまで好天に恵まれ、桜はつぼみでしたが、昨年
に増しての盛況なイベントとして開催をいたしました。桜の開花が大幅に遅れたことにより、お祭
りの以後、夜間のライトアップにより2週間ほど楽しむことができ、町民の皆様に変大好評をいた
だくこととなりました。

余談ではありますが、滑川町の桜堤が今年の大手ビール企業の公募審査に担当職員が申込みをし
たところ、全国47都道府県の中から埼玉県では唯一、滑川町の桜堤が選出され、企業からの応援基
金及び全国のサイトを見た方々からも応援をいただけることとなりました。

4月12日には、3月議会において任命制による議会の同意をいただきました農業委員14名と農業
委員会の委嘱による農地利用最適化推進委員の9名の方たちの委嘱を行い、両者が二人三脚で農業
振興の発展のために業務遂行する新たな農業委員会がスタートをいたしました。

4月17日には、昨年1年間議会で議論を重ねてまいりましたB&G財団による子ども第三の居場
所事業の助成決定書授与式が役場で行われ施設開所助成金5,000万円、3年間の事業費補助4,320万
円の助成決定が無事に行われました。

無事にとあえて報告したのは、3月議会で新年度予算として議決した直後に、助成元である
B&G財団に対して、私滑川町長がB&Gに虚偽の申請をし、いただく助成金で「社会福祉協議会
の建設を企てているので許可をするな」、「またはこの目的外使用とした助成申請のB&G財団の対
応の内容等の回答を求める」という匿名の男女数名の電話が入った報告が町にありました。B&G
財団からの報告では、非常に厳しい口調で問合せをされた匿名者もあり、対応に苦慮するとともに、
その匿名者の言動に恐怖感すら覚えたとの報告が担当者から町に入りました。問合せ内容からして
も匿名者は限定できましたが、一部の住民が誤った情報操作や認識の下に行ったこととし、あえて
言及も対応しませんでした。町は昨年以來議会で説明したとおりの内容で、B&G財団とは詳細
の打合せをする中で許可をもらうための助成申請活動をしてきましたので、B&G側の理解は当然
で何ら問題にすることなく、町への報告のみで終わることとなりました。

しかし、問題なのは議決決定事項であるにもかかわらず反対を唱える議員やその議員に影響され
電話をしてしまった匿名者がいたこと、さらにはその匿名者と関係し連携されている議員もいるこ
とです。そして、挙げ句の果てには議員自ら確認のためと称して匿名者に成り代わり、B&G財団
まで理由のいかんは別として電話を入れていること、どう釈明されても、私が知る限りですが、滑
川町始まって以来の恥ずかしい行為だと考えております。

今さら言うことでもないでしょうが、議会の議決事項は民主主義の原点であります。議案が決定
するまでどのような議論や反対活動をされてもそれはご自由ですが、議決決定した以上は反対であ
ろうが議員の立場としても従うべきです。むしろ匿名者のような行動を戒め、さらには後からでも
決定事項をもって説得すべきところを自ら電話を入れるという行為は非常識極まりない行動である
と考えます。議決事項に従うことができないのであれば、一般論に照らしてみても議員としての資

質問題であり、議員たる資格はないと言われても仕方がなく、答えに窮するのではないかと思います。一々目くじらを立てても仕方ないのご指摘もあり、昨年以来議場外での意見は控えていましたが、あえて本日報告をさせていただきました。

当然のことですが、B&G財団は問題にこそされませんでした。私とすれば町の責任者であり、今回の調印式においてこの迷惑行為、非礼については十分におわびを申し上げさせていただきました。財団は、内容的には十分町の状況も計画も把握されていることから、町とB&G財団の協定調印は無事に済み、現在事業を確実に進めており、明日の9時から入札を予定しております。結果につきましては、改めて今議会中に追加議案としてご審議をいただきますので、よろしくお願いいたします。

続いて、「広報なめがわ」6月号に特記事項を掲載した町にとって大変喜ばしい報告を2例申し上げます。

1例目は、先月の4月25日の全国紙の朝刊の1面に、前日開催された有識者でつくる人口戦略会議が発表した、自治体の4割に消滅可能性があるというショッキングかつネガティブタイトルが、10年前の2014年以来の人口減少問題ニュースとして掲載をされました。内容的には、前回は2040年を見通してですが、今回はさらに10年経過しましたので、2050年までに20歳から39歳までのいわゆる若年女性が50%以上減少する自治体は、いずれそのまま政策が進まないと70年後には8割、100年後には9割の人口が減りやがて消滅するという統計上の数字、予測が発表されました。

ただし、滑川町においては逆に若年女性が、全国でも6番目ですが、2050年には1.7%微増すると予想され、埼玉県では63市町村の中で唯一持続可能性のある町と評価をされました。町においては、20年以上前から人が住むための区画整理をはじめとした住環境の整備、小中学校建設などの教育環境整備、そして何よりも全国に先駆けた給食費無償化や18歳までの医療費無料化支援により、子育て日本一を目指した事業が功を奏して、今まさにそれが花開き実を結んでいる結果の現れと評価をされております。

この結果に一喜一憂することなく、今後においてもこの行政姿勢を崩さず、そして埼玉の中でこの小さな滑川町がうずもれずに輝き続けるためにも、東松山・比企地域が連携して埼玉県を中心地域として輝き、その中でピカッと輝く滑川町の特性を生かした町づくりを進めなければと改めて感じました。

今、日本全国でいや応なく少子高齢化により人口減少が進む中では、流入人口に頼る人の取り合いになる部分から逃げられません。町として、過去の災害例を見ても自慢できる自然災害に対する強さ、安心、安全性をPRするとともに、自然の象徴でもある国営武蔵丘陵森林公園や、さらにそれに加えた観光開発を特化して移住を増やしていきたいと考えております。数十年の間に起こるとされる首都圏直下型地震や、さらには今申し上げた台風災害等の想定される被害の少なさを、東京都をはじめとする人口密集地域や災害想定区域に住まわれる方々への移住対策等に積極的に取り組

んでいきたいと改めて感じているところでございます。

また、日本の全体人口が減少する中ですので、外に頼るだけでなく、やはり滑川町民が住んでよかった滑川町、生まれてよかった滑川町を実感していただき、町制40周年記念キャッチフレーズのように「笑顔につつまれ40年！好きですこの町 滑川町」のように、50年、60年、70年と積み重ねることができる政策を創意工夫し、町民の転出を防ぎ、在住の方々がうまく循環できる政策を進めたいと改めて感じておりますので、ご理解をお願いいたします。

もう一点、大変なご協力に感謝を申し上げ、喜びひとしおの報告があります。

4月26日、滑川町大字都地区にこのたび、東松山から社屋を移転されましたダスキんくりはらさんと滑川町の間で災害発生時における会社施設の提供協力の協定の締結をいたしました。ダスキんくりはらさんの社屋はゼロエネルギー工法建築で、特に電力は全て太陽光による蓄電で賄い、耐震性については通常公共施設の1.5倍という優れた建築仕様であり、心配される災害時の避難所、あるいは帰宅困難者などの受入れ等に会議室等を全面的に開放いただけることから、避難所不足を指摘されております都・みなみ野地区を補う施設として協力をいただき、民間の力に改めて大きな期待を寄せているところでございます。

先日副町長や総務政策課長、災害担当者と会社の見学をさせていただきましたが、建築に関するコンセプトを含め、地上3階までの吹き抜けの中庭風のアトリウム空間では、通常においては各種イベントを計画したいということですので、地域の憩いの場、または夢のある場として連携できればと思います。

続いて、動き出しました町制施行40周年記念事業の一つですが、5月1日より町制施行40周年記念事業の町民向けの事業の一環として記念ポロシャツの販売を開始し、5月26日まで予約受付した結果、650着を超える購入予約を町民の皆様からいただきました。今後も第2弾、第3弾と40周年を記念する各事業において、広く滑川町の皆様に町の歴史や将来目標をPRしながら事業展開を図っていきたく思っております。

5月9日には、恒例の行政懇談会を開催し、令和6年度の町の重点施策について、区長さんをはじめ地域の役員の方々に各課長より説明をさせていただき、参加者の皆様のご理解を得たところでございます。新年度においては、今までのコロナ禍と違い意識改革もあり、コロナは現実としてありますが、昨年までとは違い、様々な行事等が企画運営しやすくなりました。特に4月から5月は気候も過ごしやすく、各種団体の決算総会などの集会、さらには教育委員会主催の町のグラウンドゴルフ大会、輪投げ大会などの大きなスポーツイベント、または民間団体であるマレットゴルフ愛好会によるマレットゴルフ大会、さらには地域の区長さんを中心とした地域のふれあい祭りなどに町やスポーツ協会が主催、あるいは各種団体からの招待をいただき、私も積極参加をさせていただく中で挨拶の機会もたくさんいただきました。

これらイベントなどは多くの町民が集まることから、行政の進捗状況や今後の計画などを直接に

自ら伝えるよい機会、触れ合えるよい機会として捉えさせていただき、大会趣旨から外れますが、時間を割かしていただく中で、令和6年度の事業の中の重点的な項目の説明もさせていただきました。特に町制施行40周年記念事業の実施についてなども、一部議員さんや影響されたと思われる支援者に無駄遣いとの声があるという声も素直に話す中で、町が考えているコンセプトをしっかりと説明をし、町職員も全員が40周年記念事業に携わり運営実行していること、コロナ禍を脱した今だからこそ滑川町の発展について町民の皆様と町の発展、先人の努力について理解をしていただく、その考えを共有していただく機会にしたい旨のお話をしてまいりました。

そして、先ほど申し上げた持続可能性のある町と評価されたその意味についても、当時の町執行部や議会の苦勞に対するご理解、さらには町民の皆様の特段の理解の下に実施された成果であることの事実の報告もさせていただきました。その事実は、5月29日の日本経済新聞にも大きく記事として扱われましたが、まさにそのとおりであり、取材された記者を含め、日本経済新聞には心より感謝を申し上げる次第です。掲載された日の午後からさいたま市で行われた、知事や副知事をはじめとした埼玉県幹部職員と町村長の政策懇談会の際にも、大野知事や多くの県職員、ほかの町村長からも町行事、政策にお褒めの言葉をいただきました。

このように各地域、各会議等での行政運営の報告を通じて、多くの皆様からコロナ禍から脱却もあるが、町の政策により町の雰囲気が大きく変わってきたとの喜びの声もたくさん寄せられ、大変心強く感じたこの2か月間でした。今後は、我々がよく言う口癖であるコロナ禍以前に戻るのではなく、コロナ禍以前、それ以上に大きく飛躍をしなければと改めて感じております。

そして、大変名誉な事柄もありました。このように目まぐるしく行政が動いている中、今年4月の春の叙勲におきまして受章された方々を報告いたします。

文部科学行政事務功勞により、月の輪7丁目にお住まいの大塚洋一郎さんが瑞宝中綬章を受章、更生保護功勞により福田在住の前滑川町保護司会会長の吉田憲正さんが瑞宝双光章を受章、鉄道業務功勞により羽尾在住の鯉沼克宗さんが瑞宝単光章を受章されました。また、第42回危険業務従事者叙勲におきましては、警察功勞により月の輪在住の中島一郎さんが瑞宝単光章を受章されました。皆様の功績と受章に対し、心よりお祝いを申し上げます。

このようにあっという間の2か月間ではありましたが、このほかにも様々なイベントが行われました。若者の町を象徴した代表的なイベントとして一例を出せば、5月11日には晴天の下に第44回子どもまつりが開催され、1,000人を超える子どもたちが参加をしてくれました。また、大会を成功させるための数多くの団体の皆様の協力を見ると、今後の町の行方に大きな期待を持ちました。

滑川町は、15歳以下の子どもたちの町人口に対する構成比率が7年連続で埼玉県下1位を証明するかのように、会場には若い保護者の皆様や元気な子どもたちの声が響き渡っていました。私も30年以上前の公民館の職員時代を懐かしみながら、たくさん子どもたちや親子連れと記念写真に収まり、子どもたちともミニSLに乗せていただいたりしながら、今風の子どもまつりの楽しいひと時

間を過ごさせていただきました。

また、このほか郡民体育大会の前期の部も始まり、滑川町総合体育館で開催された空手大会に参加させていただき、子どもたちの空手演技にも感動いたしました。同日他の町の会場で開催されましたほかの各競技においても、すばらしい成果を収められております。選手の皆さんには、日頃の練習の成果の賜物とお祝いを申し上げます。

これら教育行政の詳細につきましては、後ほど教育長より報告があるものと思います。

それでは、結びになりますが、まだまだ場所によっては稲作等の植付けが残る中、先日既に台風1号も太平洋上の海上を通過したように、今後においても異常気象による出水期による水害等の危険が高まる時期を迎えます。災害対策に関しては、消防や自主防災組織など関係機関と協働し、職員と共に一丸となって安心、安全な町づくりに今後も努めてまいりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

以上、主なものだけでございますが、開会に当たっての挨拶と一般行政報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（吉野正浩議員） 続いて、上野教育長より教育行政報告をお願いします。

〔教育長 上野 修登壇〕

○教育長（上野 修） おはようございます。教育長の上野でございます。ただいま議長よりお許しをいただきましたので、教育長、教育関係について行政報告をさせていただきます。

令和6年度が始まり2か月が経過いたしました。学校園は大きな事故等もなく、スムーズに教育活動がスタートしております。議員の皆様には大変お忙しい中、入園式、入学式、さらには小中学校の運動会、体育祭にご臨席を賜り、誠にありがとうございました。

初めに、所信を申し上げます。公務員は、サービスの宣誓を義務づけられており、日本国憲法を尊重し、擁護すると誓っております。憲法13条では、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と規定されております。国民とは子どもたちも当然含まれます。子どもは管理の対象ではなく、権利の主体であります。子どもは、管理する側の都合で行動を規定されるのではなく、自らの価値判断で行動を決める存在であります。そして、学校は未熟な子どもがよりよい判断をできるように、その能力を伸ばすところでございます。このことから、教育の目的は子どもを成熟した大人にすることと言えます。

では、成熟した大人、成熟した市民とはどのような人のことでしょうか。学習指導要領の前文に「一人一人の児童が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるように」とあるように、共生、協働する力や問題解決能力を持つことが成熟した市民の条件と言えそうです。これを滑川町の教育振興基本計画では、「社

会的・職業的に自立し、他者と共生することで、社会に貢献する人」と表現しています。成熟した大人のイメージとして自立、共生、協働、貢献が挙げられると思います。それは私の責任です、私が何とかしますと言える人と言い換えることもできます。このような成熟した大人が一定の割合で存在しないと世の中はもちません。「世のために尽くした人の一生ほど、美しいものはない。かれは、名を求めず、利を求めなかった。あふれるほどの実力がありながら、しかも他人のために生き続けた。そういう生涯は、ふり返ってみると、実に美しく思えるのである」。これは、小学校国語の教科書に載った「洪庵のたいまつ」という司馬遼太郎の作品の一節です。緒方洪庵は、世の中にとって大きな光でしたけれども、洪庵のようにはなれなくても一人一人が闇を照らすともしびとなることが人の生き方なのではないでしょうか。一隅を照らすことができる、そんな人に育てることが教育の大きな目的であると考えます。

申し上げるまでもなく、現代は生産年齢人口の減少、グローバル社会の進展や絶え間ない技術革新等により社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化しており、予測が困難な時代となっています。こうした時代にあって、予測できない未来に向かって自ら社会を創り出していく持続可能な社会のつくり手を育み、人の英知や創造力を最大限引き出すことにより、人々の人生を幸福で豊かなものにしていく教育行政の役割は極めて重要と認識しております。引き続き、関係の皆様の声にしっかりと耳を傾け、直面する課題に果敢に取り組んでまいります。

それでは、教育行政について報告をさせていただきます。

初めに、幼稚園教育、学校教育に係る内容です。本年度の園児及び児童生徒数は、幼稚園は144名で昨年比7名の増加、宮前小学校は534名で17名の増、福田小学校は104名で12名の減、月の輪小学校は638名で1名の増、滑川中学校は595名で7名の増です。

各校・園の状況ですが、滑川幼稚園では子育て支援事業として預かり保育を行っております。通常の教育時間以外の時間も、保護者の実情に合った利用ができるよう体制を整えております。また、個別の支援が必要な園児も増加傾向にあり、学習・生活支援員4名体制で園児の支援を継続しております。

宮前小学校では、本年度着任した神田校長が示した「子どもたちの笑顔がいっぱいの学校」の実現に向け、全職員で取り組んでおります。そして、今年度は個に応じた指導の推進に注力しておりますところでございます。

福田小学校では、本年度着任した樋口校長が示した「一人一人が多様に輝き 学びたい やってみようを育む学校～師弟敬愛の楽園～」を目指す学校像に、保護者、地域の信頼に応える活気のある学校づくり、保護者、地域住民と連携した開かれた学校づくりを推進しております。

月の輪小学校では、3年目の榎本校長が示した「子どもが生き生きと活動し、保護者や地域から信頼される学校」の実現に向け、教職員が一丸となって学校づくりに取り組んでおります。若手教職員とベテラン教職員との連携をさらに強化し、日々の教育活動に励んでおります。

滑川中学校では、2年目の山崎校長が示した「笑顔と幸せがあふれる滑川中学校」を実現すべく、地域との連携を深め、地域と共に自信と誇りを持って行動できる生徒の育成に取り組んでおります。

これまで滑川中学校、福田小学校に設置されていた学校運営協議会が本年度宮前小学校、月の輪小学校においても設置されました。

幼稚園、小中学校とも安心、安全な学校園づくりが非常に重要です。教育環境整備に加え、地域の方々のご協力をいただいての防犯活動、こども110番の家、通学ボランティア等の活動を進めてまいります。

また、小学校では3、4学年の外国語活動、5、6学年の外国語科、中学校では全学年の外国語科においてALT、外国語指導助手を町費にて4名雇用し、授業の充実を図っております。

It takes a whole village to raise a child、一人の子どもを育てるには村が丸ごと必要であるというアフリカのことわざがありますが、滑川町にとって大切な宝である子どもたちの育成に関して、「町の子どもは町で育てる！」を基本に、幼稚園、小中学校が連携し、同一歩調で子どもの指導に当たれるよう各種委員会や関係団体、地域の方々と協調、協働し、教育を推進してまいります。

次に、施設整備事業についてです。今年度予定されている宮前小学校浄化槽設置工事实設計業務委託につきましては、老朽化した浄化槽の入替え工事を実施するための事業です。

次に、本議会に上程した予算関連について報告させていただきます。今回の補正予算では、宮前小学校では校務員室の空調機入替えの修繕料、さらにスクールバスの駐車場から校舎渡り廊下までの通路脇の斜面に転落防止用のメッシュフェンスを設置するための工事費用を計上いたしました。

福田小学校では、排水管の修繕工事の費用を計上いたしました。

滑川中学校では、外トイレの照明を設置するための費用、体育館どんちょう昇降機のワイヤーカーバーの設置費用を計上しております。

また、令和6年度の教科書改訂に伴う指導書及び教師用教科書については、上巻及び通年仕様のものについては既に令和5年度予算で購入をさせていただいておりますが、下巻については発行が9月予定のため、今回の6月補正で予算計上させていただきました。

次に、生涯学習に係る内容です。本年度も、高齢者対象の寿学級、小学生対象チャレンジキッズなめがわを実施いたします。また、社会福祉協議会と共催で中学生対象のボランティア育成講座を開催します。

福田小学校では、本年度も放課後子供教室を実施します。

平和啓発事業としては、本年度も「戦争と平和を考える2024」を開催する予定です。

続いて、公民館事業についてです。令和6年度の子どもまつりを各校PTAはじめ関係諸機関、諸団体のご協力により5月11日、コミセンで開催し、1,000名を超える子どもたちの参加を得ました。

前期の公民館教室については、現在スマホ教室など6つの教室を5月より順次開講しております。図書館関係については、乳幼児及び児童を対象におはなし会を実施しております。おはなし会では、絵本や紙芝居の読み聞かせなどを行っております。

ブックスタートにつきましては、本年度から再開しております。

今後は、七夕おはなし会や小学生夏休み図書館員、親子読書教室、ポップコンテストなどの行事を予定しております。

また、令和4年9月より開館いたしました比企広域電子図書館につきましては、今年6月より小中学校と連携し、児童生徒に配布されている学習用タブレットPCから電子書籍を読むことができるようになりました。

館内整備につきましては、5月に蔵書点検、棚卸しを行い、資料の整備、点検を行いました。

生涯スポーツに係る内容です。これまでにグラウンドゴルフ大会、世代交流輪投げ大会を開催いたしました。

比企郡民体育大会につきましては、現在比企郡内の各会場で開催中です。来年2月にかけて14競技が行われます。

スポーツ少年団本部事業では、希望する各団で運動適性テストを実施しました。

体育施設関係につきましては、総合体育館、総合グラウンド、文化スポーツセンター等、利用しやすい環境を整えてまいります。各小中学校の学校開放にも取り組み、場の提供に引き続き取り組んでまいります。

文化財保護に係る内容です。開発行為に伴う埋蔵文化財の試掘調査ですが、月輪地区宮前遺跡地内など4か所で実施いたしました。また、4月25日には宮前小学校3年生95名が羽尾の五厘沼窯跡群を見学しました。

エコミュージアムセンター関係です。ミヤコタナゴについてですが、埼玉県立川の博物館からの依頼を受け、「自然の“国宝”展～天然記念物からみた埼玉の自然～」での生体展示のため15匹を貸与する予定です。また、4月9日より令和6年度の人工繁殖を開始いたしました。また、5月28日には宮前小学校3年生がエコミュージアムセンターを見学しました。6月下旬には、福田小学校3年生が見学に訪れる予定です。

地域の自然環境保全滑川町里山プロジェクトの一環として、森林公園内の沼にて毎月第4土曜日にボランティアと生き物、水質調査を行っております。本年度は新たに小学生9名、中学生4名がボランティアとして加わり、ボランティアは総勢29名となりました。5月19日には、同じく森林公園内にて福田小学校を対象にしたイベント「竹であそぼう！」を行いました。合計21名の参加がありました。イベントでは、公園内に群生する竹を窯として使用する竹御飯作りを行いました。

以上、雑駁ではございますが、教育関係の報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、行政報告を終わります。

◎町長提出議案の一括上程、説明

○議長（吉野正浩議員） 日程第5、議案第49号から日程第16、議案第60号までの12議案の一括上程を行います。

事務局長に朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 大塚町長より提案理由の説明をお願いします。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 議長のお許しをいただきましたので、本定例会に提案いたします議案の説明をさせていただきます。

議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（滑川町税条例の一部を改正する条例）は、3月30日に地方税法等の法令改正に伴い、町の税条例を同日に専決処分したものでございます。

議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、3月30日に地方税法等の法令改正に伴い、町の国民健康保険税条例を同日に専決処分したものでございます。

議案第51号 滑川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、家庭的保育事業等の施設及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第52号 滑川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及びデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令による指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第53号 滑川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及びデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令による指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第54号 滑川町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関

する基準等の一部を改正する省令及びデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令による指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第55号 滑川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及びデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令による、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第56号 令和6年度滑川町一般会計補正予算（第1号）の議定については、既定の歳入歳出の総額に2億2,310万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ80億5,310万3,000円とするものです。定額減税事業や国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に基づく低所得者への給付金事業の実施、人事異動に伴う人件費予算の補正が主な内容でございます。

議案第57号 令和6年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議定については、既定の歳入歳出の総額に290万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ14億7,779万6,000円とするものです。個人番号カード健康保険証一体化に関するシステム改修経費の補正が主な内容でございます。

議案第58号 令和6年度滑川町水道事業会計補正予算（第1号）の議定については、既定の収益的支出に1,280万5,000円を追加し、3億7,814万8,000円とするものです。水道料金改定計画業務委託費、消費税申告時に納税するための消費税の補正が主な内容でございます。

議案第59号 令和6年度滑川町下水道事業会計補正予算（第1号）の議定については、既定の収益的支出に25万円を追加し、1億4,155万2,000円とするものです。人事異動に伴う人件費の補正が主な内容でございます。

議案第60号 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、同連合規約を変更するため、規約の変更の協議をお願いするものでございます。

以上、12議案を提出させていただきます。

なお、詳細につきましては、その都度担当課長より説明をいたします。慎重審議を賜り、原案どおり可決、決定をお願い申し上げまして、簡単でございますが、提出いたします議案の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 暫時休憩とします。

再開は午前11時5分とします。

休 憩 (午前10時55分)

再 開 (午前11時05分)

○議長(吉野正浩議員) 再開いたします。

◎一般質問

○議長(吉野正浩議員) 日程第17、一般質問を行います。

一般質問は通告順に行います。答弁を含み50分とします。残り時間は表示板で指示します。質問形式は対面一問一答方式とします。議長より指名を受けた質問者は、1回目の質問は演壇にて通告した質問事項全てを一括質問します。そして、一括答弁を受けます。2回目の質問からは、質問席から1回目の質問順位に関係なく一問一答方式とします。ただし、1回目に一括質問しないものは再質問できないものとします。

◇ 西 宮 俊 明 議 員

○議長(吉野正浩議員) 通告順位1番、議席番号6番、西宮俊明議員、ご質問願います。

[6番 西宮俊明議員登壇]

○6番(西宮俊明議員) 議席番号6番、西宮俊明。議長のお許しを得て質問をさせていただきます。

4点にわたって、大きな項目ですけれども、質問をさせていただきます。

まず、1点目、文化スポーツセンターの存続や将来計画について。1月には会議室のカーペットの床を張り替えていただき、利用者の皆様が大変に喜ばれています。しかし、その一方でいまだ文化スポーツセンターが老朽化により閉鎖されることが心配であるという町民の声を聞きます。そこで、文化スポーツセンターの存続や将来計画について質問をさせていただきます。

1点目です。再確認の質問になります。近年のうちに閉鎖されることはありますか。

2点目、今後の将来計画を教えてください。

補足ですが、滑川町公共施設個別施設計画で2021年から2060年までの個別施設の今後40年間の保全、更新費用の見通し、これは本当に見通しとありますように確定したものではないという、見ながらいろいろ策定していくということは重々に承知しております。その中でありますけれども、文化スポーツセンターに関しては2021年から2025年までの間に長寿命化改修し、その対策費用として1億3,900万円超が計上されている。

3点目ですけれども、ロビーにエアコンを設置する計画はありますか。町の災害避難所でもあり、また夏季の町のクールステーションでもあるために町民の皆様から要望があります。町民の皆様の悲願であるというふうに私は受け止めております。

4点目、照明器具のLED化の計画はありますか。

5点目ですけれども、避難所としての施設内の収容人数は100人超と回答をいただいておりますが、テニスコートや駐車場に仮設テントを設置した場合に収容できる人数は何人ぐらいになりますか。

これが質問事項、大きな1項目になります。

2項目めですけれども、「心のサポーター養成事業」の実施について。町民同士が支え合い、公助の意識を醸成するために、心のサポーター養成事業を実施することはできないでしょうか。町民の方から心の困難を抱えている方にお声かけしたいが、どんな心構えが大事か学べるとありがたいという声をお聞きしました。このような声かけや傾聴の方法を町民で学び合っていくことは、住みよい安心して暮らせる町づくりにつながっていく意義のある取組であると思います。

補足ですが、これは町民の方からの提言で、私も情報を収集したものですけれども、厚生労働省は2024年から10年間で100万人のサポーターを養成することを目標にして事業を始めます。これは、専門家の養成を目的としたものではなく、心の不調で悩む人をサポートするため、さらには偏見のない暮らしやすい社会をつくるため、メンタルヘルスの基本知識や聞く技術を学ぶ心のサポーター養成研修を実施し、受講者を心のサポーターに認定します。費用は無料、時間は120分、誰でも受講可能です。このようなものになります。

3項目めです。「おくやみサポート窓口」の設置について。こちらも町民の方から（仮称）おくやみサポート窓口設置の要望、提言を複数お聞きしています。町として従前から丁寧に対応していただいておりますが、おくやみ窓口を設置し、相談者にワンストップで寄り添って対応することにより、ご遺族が安心して、精神的な負担も一層軽減できると思います。町民にとって大変なときに手を差し伸べていただくことは、とてもありがたいことでもあります。

これも補足ですけれども、自治体によって様々な取組をしている例がありますけれども、以下のような実施例があります。前日までに事前に電話等で予約を受け付け、必要事項を聞き取り、1日2枠の予約枠、午前、午後の中で来庁していただき、各種手続についてサポートする。滑川町としてすぐに個別の相談室を設けるなどということは難しいとは思いますが、町の実情に合わせた方法で今後設置を検討することは可能でしょうか。

4点目になります。防災無線について。こちらも町民の方からのお話ですけれども、町民の方からこの地域、これは具体的には六軒自治会の1組、東上線線路の南側、嵐山町や東松山市に接する地域でありますけれども、この地域は防災無線が聞こえない。昨年9月の地域防災訓練も、防災無線が聞こえないために手順どおりに行えなかった。改善してもらいたいという要望をいただきました。私も実際に聞いてみないかと思ひまして、何回か行って、実際に戸外に立って聞いてみたのですけれども、戸外でも放送内容を聞き取ることは困難でした。住民の方に様子を聞いたところ、問題なく聞こえるとお答えになった方はいませんでした。防災無線が流れていることは分かるが、内容を聞き取れたことはないという感想が多くありました。中には、ちょうど六軒集会所にはスピーカーがあるのでありますけれども、その集会所のスピーカーから遠い地域だからやむを得ない。住宅の新

築により音が遮断されるようになったからではないかと言われる方々もいました。スピーカーの配置や住宅周辺の環境において聞き取れない状況、この地域だけでなく様々な状況があることはあり得ることだと分かります。承知しております。しかし、また町民の方からいただいた貴重な要望、地域での防災の取組が遅滞しないように何らかの改善が必要であると思います。具体的には、そのような地域にスピーカー増設の検討は可能でしょうか。また、他の改善の手だてはありますでしょうか。

以上、4項目にわたって質問をさせていただきます。ご答弁のほうをよろしくお願ひいたします。

○議長（吉野正浩議員） 順次答弁願ひます。

質問事項1、文化スポーツセンターの存続や将来計画についてのうち、①、文化スポーツセンターの存続についてと、②、将来計画についてと、③、ロビーにエアコンを設置する計画はあるかと、④、照明器具のLED化についてを澄川教育委員会事務局長に、質問事項1、文化スポーツセンターの存続や将来計画についてのうち、⑤、仮設テントを設置した場合の収容人数についてと、質問事項4、防災無線についてを篠崎総務政策課長に、質問事項2、「心のサポーター養成事業」の実施についてを武井健康づくり課長に、質問事項3、「おくやみサポート窓口」の設置についてを會澤町民保険課長にそれぞれ答弁願ひます。

初めに、澄川教育委員会事務局長、答弁願ひます。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、西宮議員のご質問に答弁をさせていただきます。

大きな1番、文化スポーツセンターの存続や将来計画についての①から④について答弁をさせていただきます。最初に、質問の1、近年のうちに閉鎖されることはありますかのご質問の答弁でございますが、そのような予定は一切ございません。また、そういった検討も現在しておりません。

質問の2、今後の将来計画についてです。文化スポーツセンターの目的、役割及び町の施設整備の方向性などを総合的に判断し、既存の施設を存続させる方向で現在考えております。そのため、施設の経年劣化や設備の老朽化、施設機能の維持に対応する必要があるため、長寿命化改修を検討しなければならないと考えています。西宮議員がおっしゃるとおり、滑川町公共施設個別施設計画には今後40年間の見通しとして今後の実施計画が記載してあり、文化スポーツセンターは2021年から2025年の期間に長寿命化改修の見通しが記載してございます。

この今後の実施計画でございますが、各施設の個別の状況を詳細に鑑みたものではなく、大規模改修を20年、長寿命化改修を40年周期、また改築、これは建て替えになりますが、これを80年として単純更新で見込んだものでございます。また、それぞれの経費の算定も学校施設以外の施設は3種類、学校施設は1種類と大きく単純に分類をして単価設定を行い、面積を乗じて試算したもので、実際の各施設の劣化状況から詳細に試算したものではありません。あくまでも概算による見通し

であり、今後の町全体での施設整備の方向、実施に向けた詳細計画を作成する上での素案であり、参考計画と位置づけるものであると考えます。

実際の経費は、施設固有の劣化状況に加え、整備時における社会状況、経済状況に大きく左右され、建築資材、人件費、人材、資材の調達状況、運送コスト等により大きく変動いたします。さらに、実際の整備年度における町全体事業の中での優先度、町の財政状況によっても変わってくるため、概算による見通しとして今後40年間の実施計画を掲載しております。この個別施設計画には、あえて財政状況や社会を取り巻く環境の変化、地域の実情に配慮した適正規模、配置等に対応する必要があるため、P D C Aサイクル等によるフォローアップを実施することという文言を明記しています。当該計画の実施計画は40年間という長期間であることも踏まえ、実際の整備時における再確認及び見直しが前提のものであると言えます。

繰り返しになりますが、事業着手の可否については、おのこの施設の劣化状況と改修箇所を詳細に、また適正に把握した上で必要な経費を確認し、町全体で事業の優先度、他施設との整備時期、予算配分等のバランスを取り検討、決定する必要があります。

そこで、文化スポーツセンターの将来計画でございますが、現在の経年劣化の状況や建材等の損耗状況、設備の機能等を鑑みると、将来的には大規模修繕、長寿命化改修が必要ではあります、急務ではなく、具体的な時期については当該計画の見直し、全体計画、詳細計画を町全体で作成する際に改めて検討することとなる考えます。ただし、それまでの間必要な修繕、改修、また設備の更新等を施しながら文化スポーツセンターの役割、機能を保持し、利用者の安全性の確保を最優先としつつ、利便性を損なわないよう施設の維持管理を行ってまいります。

次に、質問の3、ロビーにエアコンを設置する計画についてです。文化スポーツセンターの空調設備については修繕や入替えを適宜行っており、1階の会議室及び管理人室については近年入替えを実施したところでございます。ロビーの空調設備は不具合が生じており、形式も古く、修理部品の供給も困難であるため、新たな機器の設置を考えております。ただし、既存の室外機及び室外機の設置場所での入替え交換は、機器の搬入、搬出経路等の確保、また既存の空調配管の劣化等により非常に困難な状況でございます。そのため、新たな位置での新規設置を検討していますが、ロビーの南面及び西面は全面ガラスの扉であり、東側は会議室、階段室の壁、北側はトイレ、湯沸かし室、機械室、シャワー室等の各部屋への入り口となっておりますため、構造上設置に課題が多いのが現状でございます。現在空調設備の置き型、天つり型、埋め込み型等の空調設備の形式、またおのこの形式の場合の設置場所、設置方法など検討を重ねて経費の算定を行っており、これらが確認でき次第、設置計画の策定及び予算要求を行うこととして考えております。

なお、2階の各部屋にも空調設備が設置しており、現在は稼働できている状況ではありますが、これらの機器も年数が経過しているため、今後不具合等が生じた場合には同様修繕等によりその都度対応してまいります。

質問の4、照明器具のLED化についてです。文化スポーツセンターの照明設備については、建築当時の蛍光灯器具を使用しており、高効率型の蛍光灯への改修も行っていないのが現状です。今後の蛍光灯生産の見込み、また供給状況を踏まえ、ほかの公共施設と同様に照明器具のLED化についても現在検討しているところでございます。事業の優先度、財政状況を踏まえ、入替え機器の選定や、また段階的な入替え等も視野に入れながら整備計画、予算要求を行い、施設のLED化も順次進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 次に、篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、西宮議員のご質問に答弁させていただきます。

初めに、質問事項1、文化スポーツセンターへの存続や将来計画についてのうち、⑤、テニスコートや駐車場に仮設テントを設置した場合に収容できる人数でございますが、災害時に避難場所として屋外での避難は基本的に行わない予定ですが、仮に屋外にテントを設置すると仮定した場合には、仮設トイレや通路のスペースを確保した上で、4メートル掛ける4メートル程度の4人用テントを設置すると145張り、580人程度が収容できるかと思われま。

次に、質問事項4、防災行政無線についてでございますが、防災無線につきましては現在70か所設置してありますが、平成31年に実施したデジタル化の際にそれぞれのスピーカーの聞こえる範囲、方向などの調整をした上で、ハウリングなどが起こらないよう考慮した場所に設置してあります。また、近隣市町の防災無線との距離もあるため増設はできない状況でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。放送が聞こえづらい世帯には戸別受信機を設置させていただくほか、防災無線の放送内容についてはメール配信もしておりますので、登録できる方はメールを利用させていただきたいと存じます。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 次に、武井健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、西宮議員のご質問のうち、大きな2番、「心のサポーター養成事業」の実施についてについて答弁させていただきます。

心のサポーターと申しますのは、厚生労働省が推進している精神障害者を含んだ地域包括ケアシステムの中の一つで、メンタルヘルスや鬱病や不安など精神疾患への正しい知識と理解を持ち、メンタルヘルスの問題を抱える家族や同僚等に対する傾聴を中心とした支援者と定義されております。精神疾患を持つ方やその家族に対し、周りで暮らす方や一緒に働く方々たちが見守ったり、悩みなど話を聞くことで精神疾患を持つ方が安心して暮らしていけるよう、病院や専門機関へかかる前のファーストエイドとして機能していただくため、地域の方たちの意識や知識を高めていただき、

心のサポーターになっていただくという事業です。

令和3年度からモデル事業など3年間の準備期間を経まして、この春、令和6年度から令和15年度までに全国で100万人の養成を目指す厚生労働省が公表いたしましたので、新聞等で御覧になった方々も多いかと思えます。

具体的には、国からこの事業の委託を受けた国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが設立いたしましたPwCコンサルティング合同会社という会社が事業を実施し、講師の派遣、また研修プログラムの作成をしております、これらを活用した心のサポーター養成講座を市町村等の自治体を実施するという形になっております。講師の派遣の都合上、国の募集に対し応募し、当選すると開催できるというようになっておまして、昨年度までにモデル事業として先行して実施している市町村の例を見ますと、約2時間の講習で受講後に修了証が発行されるといった形になっているようです。なお、詳細については調査中です。

健康づくり課では、これまで自殺防止対策の一環としてゲートキーパー養成講座を平成28年度から毎年1回開催し、区長さんや民生・児童委員の方などを中心に講習を受けていただけてきました。ゲートキーパーとは、地域で深刻な悩みなどでメンタルに不調を来している方が自殺等の行動に出る前にその方の信号を受け止め、寄り添うことで自殺防止につなげるといった自殺対策を目的とする事業ですが、これも大きなくくりで地域包括ケアの一つでございます。また、高齢介護課で実施しております認知症サポーター養成講座なども同様でございます。今回の心のサポーター養成講座は、地域包括ケアの中で精神疾患、心の病気を持つ方などを対象とする範囲をさらに広げたものと認識しています。

なお、町で実施しておりましたゲートキーパー養成講座ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして令和2年度より中止している状況でしたが、今年度は開催を予定してございます。

ご質問の心のサポーター養成講座は新しい事業でございます。現在近隣でも取り組んでいる市町村がなく、具体的な研修内容などの情報がない状況ではありますが、西宮議員がおっしゃるとおり、町の福祉行政を進める上でも大変意義のあるものではないかと思えます。今後情報収集と研究を重ね、関係各課とも協議をしながら進めてまいりたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 最後に、會澤町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 會澤孝之登壇〕

○町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長、西宮議員の質問事項のうち、質問事項3、「おくやみサポート窓口」の設置についてのご質問に答弁させていただきます。

町の実情に合わせた方法で設置が可能かというご質問ですが、結論から申させてもらえばかなり難しいと考えております。その辺りの状況を踏まえ、答弁させていただきたいと思えます。まず、ご家族が亡くなられた際の行政手続についてですが、こちらについては亡くなられた方の職業、年

年齢、財産、家族構成などによって様々であり、こういった手続が必要なのか分からないことが多く、また事前に準備をされている方も少なく、大抵は急なことに苦勞されていることと理解しております。そこで、必要な行政手続をまとめて相談できる窓口を設置している役所があります。設置されているのは多くが市役所などで、町村規模での設置はかなり少ない状況です。

運用する形態にはおおむね2種類ありまして、1つはいわゆるワンストップ型と言われるもので、必要な説明、手続などを1か所で完結することができるもので、行政手続全般に知識のある職員の配置、または専門の業者への委託を行っている場合があるようです。もう一つは案内型です。あらかじめ聞き取りした情報から必要な書類を用意し、手続についてはそれぞれの窓口へ付き添う案内人となって、案内した関係課の担当職員が対応に当たる場合です。どちらも来庁日時を予約し、事前に亡くなられた方やご家族などの情報を確認させていただき、来庁時に合わせて必要書類などの準備をしておくやり方が多いようです。

市役所、区役所規模での設置数が伸びているのは、年間の届出件数も多く、多様な手続を個別に案内するよりは専門部署を設置したほうがご遺族にも職員側にもメリットが多いからだと考えることができます。直近の総務省の集計データを引用すると、県内では63市町村中12市町、約19%が設置しているとあります。その多くが、年間の死亡者数が1,000人を超えておりまして、滑川町では令和5年度の実績においては住民登録をされている方の死亡者数は176人となります。過去数年間についても多少の増減はありますが、同程度の数字となっております。

既に設置されているサポート窓口の利用者実績については、ご遺族の半数程度といった数値の報告もありますが、それでも滑川町の数値をはるかに超えております。この取扱件数から想定しても、滑川町で担当職員の配置や専門コーナーの設置は非常に効率が悪くなることが想像でき、ご遺族が行政手続をすることに特化した部署での対応を行うことはかなり困難であると考えております。しかし、こういった窓口を利用された方からは非常に好評を得られているようで、多様な手続を行わなくてはならないご遺族にとって最初に出向く窓口が明確であり、大変便利なものであると想像できます。

現在の滑川町での対応状況ですが、ご遺族からの相談の多くが最初に町民担当もしくは年金、国保担当へ来庁されるか電話でのお問合せを受けてのタイミングが多く、対応した職員は電話の場合は亡くなられた方の情報から手続が必要と思われる課と持参すべきものを分かる範囲でお伝えしております。窓口へ来られた場合には同じように必要な手続を確認し、当課の手続が済み次第直接案内し、次の担当窓口へつないでおります。

来庁される場合の準備として例えるなら、年金国保担当では被保険者の死亡者情報を毎日確認し、保険年金だけでなく、福祉課や税務課、上下水道課といった窓口での必要な手続も分かる範囲で抽出して、来庁時には他に関係する窓口も併せて案内できるようにしており、これまでの経験を踏まえ、各担当でご遺族がスムーズに必要な窓口へ回れるように工夫はしております。さらに、滑川町

の職場配置の特色としてワンフロアに集中し、動線もコンパクトなため、移動の負担も少なく、逆に移動が困難な方には職員のほうから1か所へ出向くことも効率よくできますので、状況に応じて臨機応変な対応が可能です。

こういったことから、パーフェクトではありませんが、先ほど申した案内型と類似した形態で町の規模に合った役目を十分に果たしているものと考えております。そして、さらによりよい対応をするため、改善点など検討すべき点を見つけながら、今後も関係課と連携し、ご遺族の側に立った丁寧な対応を心がけていく所存でおりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 西宮議員、再質問願います。

○6番（西宮俊明議員） それでは、いずれについても丁寧な答弁をいただきまして、大変にありがとうございます。

文化スポーツセンターに関してですけれども、LED、また特にエアコンに関しては技術的に大変に困難な中、設置というか、入替えということになるのでしょうか、進める方向で動いていただいていることに感謝をいたします。ぜひ避難所ということもあり、少しでも早く設置ができればと願っています。

1つ確認の質問なのですけれども、3月の議会で今年度1年間の施設運営に係る費用、合計額およそ650万円と答弁をいただいておりますが、このLED化あるいはエアコンの設置というのは別の予算の中で計上していくもののでしょうか。1つお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、西宮議員のご質問に答弁をさせていただきます。

3月議会のときに650万円程度ということで答弁させていただいた数字についてですが、それは文化スポーツセンターの維持、運営に係る経費のおよその金額でございます。具体的には、施設管理人の配置をするための派遣委託費、また光熱水費、電気設備や消防設備の法定点検経費、館内の清掃や機械警備の委託費、浄化槽の維持管理経費などの合計額をお答えさせていただきました。先ほど答弁の中でお話しさせていただきましたが、空調設置やLED化については現在必要な経費を調査中でございます。金額が判明し次第、財源確保及び財政状況を勘案しながら予算要求をしていきたいというふうに考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 西宮議員、質問願います。

○6番（西宮俊明議員） 限られた予算の中で本当に考えていただいているということに感謝いたします。

続いて、これも再確認というか、先ほどの答弁で答えられないということで承知しているのですけれども、でも質問させてもらいます。現在コミュニティセンターや（仮称）福祉センターの建設に町民の皆様から大変に喜びの声が上がっています。その中で、文化スポーツセンターは当面の間補修、修繕をしながら活用していくということも重々に理解をしております。その中で、いずれ建て替え時期が来るわけで、先ほど想定できないという話でしたけれども、それでも想定、予想される時期がいつ頃になるか、それから建設場所がまた同じ場所になるのか、あるいはコミュニティセンターの当初の候補地でありました月輪の賃借地であるとか、そのような選択肢もあるのでしょうか。一応確認ということで質問をさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、西宮議員のご質問に答弁をさせていただきます。

文化スポーツセンターについては、先ほど答弁させていただいたとおり、既存施設を長寿命化して存続させる方向で考えています。ただし、建築物である以上、西宮議員がおっしゃるとおり、いつかは建て替えの時期が来ると考えます。

個別施設計画では、文化スポーツセンターの目標耐用年数を80年と設定していますので、1982年建築である文化スポーツセンターは2062年が耐用年数による建て替えの年となります。今から38年間という期間を性能維持していくこととなりますので、その間各部の経年劣化による修繕対応等を行うとともに、やはり長寿命化改修、大規模改造といった大きな更新を施す必要があると考えます。ただし、そのような対応、対策をしても実際の建て替え年がいつになるかを具体的に想定するのはやはり困難かと思えます。あくまで2062年は目標の年度であるため、求められる役割や保有する性能を維持できなくなった場合は当該年度に限らず建て替えを検討することになるかと考えますが、可能な限り目標年度まで長寿命化できるよう努めてまいりたいと考えています。

将来文化スポーツセンターを建て替える際、現在担っているスポーツ施設、地域交流の場、サークル等の活動の場、そして地域の避難所としての役割を考慮するとともに、その時代や社会的要求の高まりにより新たな役割が追加されることも考えられます。また、施設の集約化、コンパクト化など対応することもまた考えられるかと思えます。いずれにいたしましても、建て替えの時期に文化スポーツセンターの担うべき役割を改めて確認するとともに、その必要性、住民ニーズ等を的確に把握し、コストや費用対効果を考えて検討することとなると思えます。その際、現在の敷地では不十分、また建築が不可能と判断されれば他の町有地への移転も検討されることとなり、その候補地の一つとして電車庫の南側の町有地が選択される可能性もあるかと思えます。

文化スポーツセンターの建て替えは町全体で検討すべき事業案件であり、ほかの町有施設の整備状況、財政状況、事業の優先度など総合的にバランスを取りながら判断しなければならない重要な

案件であるというふうを考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 西宮議員、質問願います。

○6番（西宮俊明議員） それでは、4点目ですけれども、これは再質問というわけではないのですけれども、この文化スポーツセンターが避難所としてということで何度も議会で取り上げられてきましたので、私もその確認をさせていただきました。数字を算定していただきましてありがとうございます。

その状況の中で、先ほど町長の行政報告でもありましたけれども、私も「広報なめがわ」で出て、これはすばらしいことだなと思ったのですけれども、都の株式会社ダスキンくりはら様と災害発生時における施設等の提供協力に関する協定を締結した。これは朗報であり、町の防災強化となり、企業関係者の方に心から感謝をして、また締結に至った町の尽力に敬意を表します。

続いて2項目めの心のサポーター養成事業に関しまして健康づくり課長から前向きな答弁をいただき、大変ありがとうございます。このメンタルヘルス研修というのは、私も教員時代には学校の全教職員が毎年受けることが必須の研修でありました。それだけ重要なわけであり、私に声を寄せていただいたこの住民の方は本当に近隣に声をかけてあげたい方が身近にいる。だけれども、果たして自分が適切な声かけができるか不安になるという中で、そういう中でちゅうちょしてしまう。そのような中で、この心のサポーター養成事業ということを知って、私に提言をいただきました。町民からの貴重な提言であり、取り上げさせていただきました。例えば学校現場であるとか、職場で実施を受ける機会があればいいのですが、なかなか受ける機会のない町民の皆様がこのような研修を受けられることは、とても意義のあることだと思います。重ねて健康づくり課長から前向きな答弁をいただいたことを感謝いたします。

続いて、3点目の「おくやみサポート窓口」の設置について、こちらもご答弁でよく理解をさせていただきました。これは、本当につい先日ある町民の方からの直接の声なのですけれども、役場に行ったときに総合案内の方に爽やかな挨拶をいただき、その挨拶とともにまさに寄り添って用件を聞いてもらって案内していただき、用件が無事に済んだ。もうとても気持ちがよく、こんな気持ちのよい対応だったら毎週役場に行きたいと、本当にそのようなふうに使われていました。このような声をお聞きして、私もとてもうれしく思います。よりよい役場として、また少しでもよりよい方法で対応できるさらなる工夫をお願いしたいと思っております。

1点ちょっとお聞きしたいのですけれども、そのおくやみサポート窓口とともに結構多くの自治体でおくやみサポートハンドブック、こういうものがありますとまた町民の方が非常に有効活用できると思うのですけれども、そのような作成の方向というのがありますでしょうか。1つ質問させていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 會澤町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 會澤孝之登壇〕

○町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長、西宮議員の再質問に答弁させていただきたいと思いません。

周囲の市町村でも、窓口を設置しているところは先ほど申したとおり少ないのですが、コロナの状況などもありまして、昨今急激にそういったガイドブックあるいはチェックリストみたいなものを作成しているところが多いです。なので、そういうものがあれば、やはり先ほども申しましたけれども、かなりこういった状況に際しては皆さん、ご遺族の方が困惑されていることは重々理解しておりますので、何かそういった手助けになるようなものを作りたいとは考えておりますので、そういったことを請け負っている業者もいます。いろんな先行して作っているところもありますので、そういったものを参考に滑川町に合ったものを早い時期に作りたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） 西宮議員、質問願います。

○6番（西宮俊明議員） 大変にありがとうございます。新しいものを作るというのは大変な作業だとは思いますが、本当にそういうものができれば町民の方が有効活用できると思っておりますので、作成を望みます。

防災無線に関しましては、本当に今総務政策課長から答弁があったとおり、他市町との隣接地域であると様々な難しい要素があることを承知しています。その中で、やはりこの町民の方は地域で真剣に防災のことを考えている方からの要望であり、質問をさせていただきました。一応これも1点確認させていただきます。その方の強い要望ということもありまして、先ほどの課長の答弁で新設というのは大変に難しいということの話がありました。

ただ、いろんな観点からここにつけて支障がない、そして非常に有効であるというような、そういう防災無線のスピーカーの……例えばスピーカー1つの増設。その町民の方は、具体的にこの場所にこっち向きでスピーカーがあればそれほど他市町との混乱もなく、非常にこの地域がよくなるというような、そんな声もあったのですけれども、そのようなことが可能性としてはないのでしょうかということを質問させていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、西宮議員の質問に答弁させていただきます。

先ほどの答弁と重複することもありますけれども、現在のスピーカーの位置については聞こえ方、それからハウリング、近隣市町の防災無線の位置を考慮して設置をしております。ただ、ご質問のとおり、スピーカーの増設等も考えられることもございますので、そういった場合には設置場所を町のほうでも確認して、増設あるいは新設等できるようであればそのようにしていきたいというふ

うに考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 西宮議員、質問願います。

○6番（西宮俊明議員） 大変にありがとうございます。

再質問は以上になります。今の防災無線に関しましては、本当に誰もが安心して暮らせる町づくりのために、自治会と町とが協働して少しでも問題点を改善できればと思います。充実した防災施策が活力ある町づくり、自立可能な町づくりにつながっていきますので、今後も私自身もしっかりと取り組んでまいります。

いずれについても、一つ一つの質問に対して丁寧なご答弁をいただき、大変にありがとうございました。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） 以上で西宮俊明議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午後1時とします。

休 憩 （午前11時53分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（吉野正浩議員） 再開します。

◇ 小 澤 実 議 員

○議長（吉野正浩議員） 通告順位2番、議席番号8番、小澤実議員、質問願います。

〔8番 小澤 実議員登壇〕

○8番（小澤 実議員） 議席番号8番、小澤実、議長のお許しをいただきましたので、通告順に従い一般質問を行います。

1、大規模災害の対応について。本年、令和6年1月に能登半島地震が発生、4月末日時点で負傷者1,195人、死者245人、行方不明者3人、全壊家屋8,588棟であり、今日でも多くの方々が避難生活を強いられています。能登半島地震情報をテレビで見ますと、被災された方々は避難場所において大変な思いをして命をつないでいる姿が報道されています。まず、一番困っているのは水がないこと、次にトイレ、食事、睡眠場所等も制限されていて、そのほかにも避難場所で数週間非常食だけで飲食をしている状況であり、その後炊き出しにより温かい食べ物の提供もありました。また、全国各地よりキッチンカー事業者により温かい食事の提供報道もありました。

そこで、現在の滑川町地域防災計画に準じて質問をさせていただきます。令和5年3月発行の地域防災計画資料編によりますと、町内及び周辺地域の各事業者一覧表があります。その内訳には、土木業者、水道業者、清掃業者、食料、日用品等の販売業者が記載されています。そこでお尋ねし

ます。

1、町との協定を締結しているのは全業者ですか。

2、町内で災害発生した場合、町内業者の対応は可能ですか。

3、避難所における食事ですが、非常食だけでは避難者の体力は衰弱するばかりです。自主防災組織等での炊き出しも考えられますが、食事の質の確保のためにキッチンカーを活用した食事の提供が必要ではないかと考えますが、以上3点について伺います。

次に、大項目2、町内の保育施設について。全国的に人口減少及び少子高齢化が進む中、滑川町では子育て支援に積極的に取り組み、人口は緩やかに増加し、特に子育て世帯の増加等により人口増加率や合計特殊出生率では県内でもトップクラスになっています。本町では、令和2年度から5年間計画期間とする第2期滑川町子ども・子育て支援事業計画を策定し、今日に至っています。その計画の「子どもはたからもの 親と地域がともに育むまち 子育てファースト滑川」を基本理念として進めています。

令和6年度の児童福祉費の総額では18億円で、その中で子育て関連事業費は約8億円が計上されています。子育てに向けこのような多額予算が生まれ、将来の本町を担っていく大切な子どもたちを第一に考え、この町に住んでよかった、生まれてよかったと感じられる町づくり予算は非常に素晴らしいと思います。そこで、子育て支援制度では町内の保育幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育給付施設があります。この施設の利用について、希望する保護者の方には本町にいろいろな書類等を提出しなくてはなりません。一部の町民の声では細か過ぎというような話も聞いています。そこでお尋ねします。

1、町内の保育施設の状況。

2、希望施設に入所できない町民もいます。どうすればよいか。

3、毎月福祉課子ども福祉担当より町内保育施設の受入れ可能状況についてをお尋ねします。

以上2点、よろしく願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 順次答弁願います。

質問事項1、大規模災害の対応についてを篠崎総務政策課長に、質問事項2、町内の保育施設についてを稲村福祉課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、小澤議員のご質問に答弁をさせていただきます。

質問事項1、大規模災害の対応についてのうち、①、町との協定を締結しているのは全業者かですが、地域防災計画資料編にあります事業者一覧につきましては町内及び周辺地域の各種業者を記載しているものであります。一部協定を締結している町内業者もありますが、協定を締結している事業所については地域防災計画資料編に協定書を掲載しております。町では、令和6年5

月末時点で県内、県外を含む市町村や事業所と36か所協定を結んでおります。

次に、②、災害発生時の町内業者の対応は可能かについてでございますが、町内業者の被災状況にもよりますが、すぐに必要となる食料品、日常生活用品となると2か所の大型スーパー及びドラッグストア、コンビニが主な調達先になるかと思われます。町内業者については協力していただければと思いますが、今後町内業者との協定締結についても検討を進めてまいります。

次に、③、避難所におけるキッチンカーを活用した食事の提供についてでございますが、避難生活における食事の質は体力保持及び精神面においても影響が大きいと考えております。キッチンカーのようにその場で調理をし、出来たての食事を提供できる体制が整っていることにより、栄養バランスの確保、適温食の提供、質の確保ができるため、キッチンカーの活用について今後検討していきたいと考えます。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 次に、稲村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 稲村茂之登壇〕

○福祉課長（稲村茂之） 福祉課長、小澤議員の質問事項2、町内の保育施設について答弁いたします。

初めに、児童福祉法第24条では、市町村はこの法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働または疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、当該児童の保育所において保育しなければならないと町が保育を行うことが定義されております。また、児童福祉法39条第1項では、保育所とは「保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設」と定めております。

そこで、ご質問の①、町内の保育施設の状況についてでございますが、厚生労働省が定めた児童福祉施設最低基準を満たした上で都道府県知事から認可を受けた保育施設を認可保育所、認可を受けていない保育施設を認可外保育施設としております。町内には保育施設として認可保育所7施設、認定こども園1施設、認可外の企業主導型保育所1施設があります。なお、認可、認定の所管は埼玉県となっております。

認可認定を受けた保育所8施設全体の保育状況になりますが、利用定員数は636名、そのうちゼロ歳児が59人、1歳児が98人、2歳児が110人、3歳児から5歳児がそれぞれ123人となっております。多くの保育所で特例の2割まで増やして受入れをいただいている状況でございます。5月1日現在の受入れ可能定員は712名で、そのうちゼロ歳児が42人、1歳児が109人、2歳児が127人、3歳児が143人、4歳児が146人、5歳児が145人となっております。

令和6年4月1日現在の国が定めた基準の待機児童はおりませんが、保護者が特定の保育所等を希望して入所できない児童は22人おります。また、保護者が育児休業取得のために保留を希望

する児童が16人おります。現時点で保育所の受入れ可能な人数は81人であり、内訳はゼロ歳が8人、1歳児が13人、2歳児が6人、3歳児が25人、4歳児が11人、5歳児が18人となっております。3歳児以降は定員数が増えることや幼稚園等の入所が可能となる施設の幅が広がることから、保育所の空きが出てくる傾向にあります。保育所等の定員は、施設面積、保育士の人数等によって決まっており、特に保育士の確保には各施設とも大変に憂慮しております。

次に、②の希望施設に入所できない町民はどうすればよいかのご質問ですが、町では保育の入所に当たって滑川町保育施設入所選考基準を設け、16項目の中で点数化し、客観的な数値をもって順位づけし、外部の委員による保育所入所児童選考委員会において保育の実施児童を最終選考しております。①の町内の保育施設の状況でも答弁したとおり、現時点でも保育を受入れ可能な人数は81人です。しかし、保護者が特定の保育所を希望している場合、受入れが可能な施設があったとしても保護者が入所を希望しない場合には、希望している保育所の空きが出るまでお待ちいただくこととなります。保育所ごとに施設の面積や保育士の数により定められた定員数があるため、定員を超えての入所はできません。認可保育所は、基本的な基準はありますが、保育の内容については各施設ごとに委ねられております。それぞれの保育所が特徴を持った保育を実施しており、保護者の皆様にはその施設の運営方針や保育の内容にご理解をいただけるように、町としても情報提供を行っております。

次に、③の毎月、福祉課子ども福祉担当より町内保育施設の受入れ可能状況についてですが、翌月分の受入れ可能状況をホームページとSNSのラインで毎月最新の情報をお知らせさせていただいております。令和6年6月1日現在の受入れ可能状況は、ゼロ歳児が8人、1歳児が13人、2歳児が6人、3歳児25人、4歳児11人、5歳児18人となっております。一人でも多く子どもたちが入所できるように、引き続き保育所との情報共有を行い、保護者の皆様へは適切な情報提供に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 小澤議員、再質問願います。

○8番（小澤 実議員） 再質問をさせていただきます。

まず、1点目の大規模災害の対応についてでございます。1の地域防災計画の町内及び周辺地域の協定各事業者及びその事業者の対応についてはすごく詳しく分かりました。2番も同じでございます。

次に、3つ目の、令和5年10月2日に事務連絡で内閣府政策統括官防災担当の消防庁国民保護・防災部課長より、各都道府県防災担当主幹部局宛てに「避難所におけるキッチンカーを活用した食事の提供について」ということで、通知文が各地方公共団体に来ておるとおられます。その内容についてかいつまんで申し上げますと、近年、自然災害が激甚化、頻発化しております。内閣府では、災害が発生した場合に、避難所の良好な生活環境の確保に向け、避難所における良好な生活環境の

確保に向けた取組指針を作成しています。

そこで、近隣市町村の動向を私なりに調べてみました。まず、近隣の狭山市では、令和4年12月に狭山キッチンカー協会と協定締結をしております。その後、今年になりまして、令和6年1月に坂戸市が一般社団法人日本キッチンカー協会と協定締結をいたしました。滑川町でも同様な協定締結を結び、迅速かつ的確な災害対応が実施できる体制の構築を進めたほうがよいのではないかと思います、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、小澤議員の質問に答弁いたします。

災害対応の体制につきましては、多くの企業等と協定を結び、災害時に対応できるように進めているところでございます。先進地である狭山市、坂戸市に協定内容を確認し、滑川町でも同様の対応が可能であるか検討してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 小澤議員、質問願います。

○8番（小澤 実議員） 再々質問をさせていただきます。よろしくお願ひしたいと思います。

そこで、比企郡内で一番早くこのキッチンカーとの災害対応の協定締結を行ってもらえれば、現在の滑川町の評価もかなり上がるのではないかと考えております。また、住民の安全、安心のためにもぜひともお願ひをしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、小澤議員の質問に答弁をいたします。

被災した際にレトルト商品に偏りがちな食事を、キッチンカーの導入により適温の食事を提供できることは住民にとってうれしいことであり、郡内で好事例となれば他の町村へも広がる可能性もあるため、前向きに検討していきたいと考えます。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 小澤議員、質問願います。

○8番（小澤 実議員） ぜひとも協定締結に向けた事務のほうをよろしくお願ひできればと思います。

続いて、大きく2番目の内容の再質問をさせていただきます。細部についての説明については大変ありがとうございました。また、希望施設に入所できない町民についても詳しくの説明ありがとうございました。

3番目の保育施設の受入れ可能状況についてでございますけれども、現在の町内にある保育施設

の関係の中でも開所以来約6割ぐらいしか受入れができていない施設もあると思います。一部の町民の方からはこのような話がございます。「町内の保育施設を建設するに当たりまして、国、県、同町からかなりの交付金、補助金、負担金が出ていると思いますが」という内容がありますけれども、この質疑について答弁をお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 稲村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 稲村茂之登壇〕

○福祉課長（稲村茂之） 福祉課長、小澤議員の再質問に答弁させていただきます。

認可保育園の整備に当たりましては、町では保育所等整備交付金のうち、新子育て安心プラン実施計画の採択を受けているため、国より3分の2、町12分の1、設置者4分の1の負担割合となっており、4分の3が公費となっております。小澤議員ご指摘のとおり、現在、受入れ可能定員の6割ほどの保育所はございますが、この保育所、開園間もないところでございます。昨年よりは入所者数が増加しております。特に保育所という性質から、ゼロ歳児から2歳児の間での入所することが多く、3歳児以降は幼稚園等の選択肢も広がることもあり、3歳児から5歳児の新しい入所は少なくなる傾向にもあります。このことから、開園間もない保育所は定員割れが起こり、入所数が定着するまで5年程度の期間がかかるものと考えられます。それ以外にも、保育所の運営方針や保育内容、居住地から施設までの距離の立地など、様々な要因が複雑にあります。このようなことから、保護者の求めるものと保育所が合うかどうかの原因であると思われれます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 小澤議員、質問願います。

○8番（小澤 実議員） 再々質問をさせていただきます。

一部は分かりましたけれども、さらにお聞きいたします。6割ぐらいの入所の施設には何らかの原因があり、入所者がいないのではないのでしょうか。担当課では指導して改善ができないものか、また町で指導ができず県が指導をするのであれば、県に対し町の動きは何かないのでしょうか。そして、その施設に対して業務改善書等の提出を求めることはできないのでしょうか、答弁を求めます。

○議長（吉野正浩議員） 稲村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 稲村茂之登壇〕

○福祉課長（稲村茂之） 福祉課長、小澤議員の再々質問に答弁させていただきます。

福祉課から保育所への指導、業務改善書等の提出を求めることはできないかの質問でございますが、認可保育所であるため指導監督は埼玉県の所管となりますが、滑川町の子どもたちの保育を委託しているのは滑川町であります。特定の問題や課題等は、保護者、保育士、保育所等からも直接埼玉県や町の福祉課にそれぞれ相談をいただいております。このようなときには、埼玉県とも情報を共有しながら適切に指導等を行っております。保育所の設置や運営に当たっては、面積や設備、

保育士の配置基準等があります。配置基準等に違反すると、法令違反ということで行政からの厳しい改善命令が出ます。また、それにより収入面では委託料が大きく減算されることとなります。認可保育所では、数年に1度、配置基準等を満たしているかどうかの調査が行われます。その際、基準を満たしていない場合は、段階的に指導監査、改善計画の提出、改善の指導、その後も改善が見られない場合は認可の取消し、業務の停止命令などへと進んでまいります。町としても、子どもたちの保育を守る立場から、このような事態が起らないように、引き続き埼玉県とも連携を図りながら適切に対応してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 小澤議員、質問願います。

○8番（小澤 実議員） 細かな答弁、大変よく分かりました。担当課としても大変な部分はあると思いますが、今後も適切な対応をしていただき、町民が納得できるような事務等をよろしく願いできればと思います。

最後に、質問ではございません。要望としてお願いをいたします。1点のみです。（仮称）滑川町福祉センター建設についてでございます。令和6年度事業として、4月にB&G財団と子ども第三の居場所開設の上……

○議長（吉野正浩議員） 小澤議員、1回目に質問していないですよ、それ。

○8番（小澤 実議員） していないです。要望を。

○議長（吉野正浩議員） 要望でもちょっとそれは。

○8番（小澤 実議員） 駄目ですか。

○議長（吉野正浩議員） うん、外れてしまうので。大変申し訳ないのですけれども、全般のほうで質問がないことについては、要望も含めまして、大変申し訳ないですが。

○8番（小澤 実議員） 分かりました。では、結構です。

以上で私の質問終わります。

○議長（吉野正浩議員） 以上で小澤実議員の一般質問を終わります。

◇ 谷 嶋 稔 議 員

○議長（吉野正浩議員） 続きまして、通告順位3番、議席番号11番、谷嶋稔議員、ご質問願います。

〔11番 谷嶋 稔議員登壇〕

○11番（谷嶋 稔議員） 11番、谷嶋稔、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

1、滑川町町道について。

①、滑川町は片側歩道が多いように見受けられます。どのぐらいの数の歩道が片側歩道になっておりますか。そのうち通学路になっている片側歩道はどのぐらいありますか。

②、滑川町は片側歩道で今まで問題なく過ごせた地域でも、近年人口が増えている地区では車や自転車や歩行者の通行量が増えてきています。片側歩道だけでは対処できない箇所も見受けられません。町としてはどのようにお考えになっておりますか。

③、滑川町は町道の道路の側溝に蓋がしていない場所を自転車、歩行者が通るのを見受けられません。どのぐらい蓋がしていない箇所がありますか。それについて町としてはどのようなお考えになっておりますか。

④、滑川町は近年人口が増えている地区が多くなってきています。朝夕、通勤、通学の時間帯には、自転車や歩行者が横断歩道ではない車道を渡る場面も以前より多く目に留まります。今までは交通量も少なく、車道を渡るのに危険を感じない道路でしたが、最近は危ないと思う場面があります。横断歩道を増やしてほしいと要望がありますが、横断歩道設置はいろいろな条件があるため簡単なことではないと思いますが、最近の交通事情を考えますと道路幅、歩道、横断歩道の数は以前と同じでは対処できない箇所があるように思われますが、町としてはどのようにお考えになっておりますか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（吉野正浩議員） 順次、答弁願います。

質問事項1、滑川町町道についてのうち、①、通学路になっている片側歩道の数についてを澄川教育委員会事務局長に、質問事項1、滑川町町道についてのうち、①、町内の片側歩道の延長についてと②、片側歩道から両側歩道への将来計画についてと③、道路側溝の蓋がしていない箇所数と今後の計画についてと④、道路幅の拡張、歩道、横断歩道の今後の計画についてを福島建設課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、谷嶋議員のご質問に答弁をさせていただきます。

滑川町町道についての質問1、通学路になっている片側歩道がどのぐらいありますかの質問でございます。通学路については、児童生徒一人一人が自宅から学校までの経路となるため、全体を正確に把握することは困難です。町内の道路を見ますと、月輪地区やみなみ野地区など区画整理区域内の主要道路や、ときがわ熊谷線などの主要県道では道路両側に歩道が整備されていますが、それ以外のほとんどの道路が片側歩道か歩道がないものであると認識しております。ご質問では、片側歩道の道路のうち通学路がどのぐらいかということですが、その延長等は教育委員会では残念ながら把握できておりません。そこで、町が認定する主要な通学路線図から、あくまでも目視ではございますが、その割合を確認すると、両側歩道の通学路が通学路全体の2割から3割、残りの7割から8割が片側歩道、または歩道がない通学路になっているというふうはこちらのほうでは認識して

おります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 次に、福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、谷嶋議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1、滑川町道についてのうちの①、どのくらいの数の歩道が片側歩道になっておりますかについてでございますが、滑川町道の歩道設置延長は54キロメートル、そのうち両側歩道が14キロメートル、片側歩道は40キロメートルになっております。

次に、②の片側歩道では対処できない箇所も見受けられるが、町としてどのように考えるかでございますが、全ての歩道が両側歩道になることが理想的と思われませんが、用地の問題や財源の問題等があり、難しいところです。車の通行量や歩行者等が増え危険が見受けられる箇所については、道路上に路面標示やドット線などで注意喚起をするなど、交通安全施設の充実を図ってまいります。

次に、③の側溝の蓋がしていない場所がどのくらいあるか、それについて町はどのように考えるかでございますが、滑川町の道路を管理する道路台帳では、側溝蓋の有無は管理していないことから正確な数字は確認できておりませんが、市街化区域内の側溝についてはほぼ100%蓋の設置が完了していると認識しております。市街化調整区域の側溝蓋の設置は、かなりの未設置の箇所があると思われまして。側溝蓋の設置については、各行政区からの要望により、予算の範囲内で設置している状況です。今後も予算確保と側溝蓋の設置に努めます。

次に、④、道路幅、歩道、横断歩道の数が以前と同じでは対処できない箇所があるように思われるが、町としてはどのように考えるかでございますが、道路幅の拡大、歩道の設置については、用地買収や建物等の補償など、多額の費用と長い時間を要します。②の答弁と重複しますが、車の通行量や歩行者等が増え危険が見受けられる箇所については、路面標示やドット線等で注意喚起をするなど、交通安全施設を充実させることで安全の向上を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 谷嶋議員、再質問願います。

○11番（谷嶋 稔議員） 丁寧な答弁ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。滑川町の道路で今後歩道をつける予定はありますか。ありましたら場所を教えてください。なければ結構です。

○議長（吉野正浩議員） 福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、谷嶋議員の再質問に答弁いたします。

今後の歩道設置工事の予定ですが、大字月輪地内、町道102号線、フジミ工研株式会社西側付近において、両側歩道を約300メートル設置する計画を進めております。工事の予定は、令和7年、

8年、9年度を予定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 谷嶋議員、質問願います。

○11番（谷嶋 稔議員） 答弁ありがとうございました。道路の道幅を広げたり、新しく歩道をつ造ることはとても難しいことだと思います。その中で、新しく歩道ができる予定があるということは、町民において安全面においても喜ばしいことでもあります。予算に限りがある中なかなか難しいことだと思いますが、引き続き道路整備を予定どおりやっていただきたいと思います。

次に、滑川町中学校では立派な自転車通学規程があります。大変細かく、自転車通学において注意事項が丁寧に書かれており、守るべき事柄が記載されております。学校の先生方の熱心な努力がかいま見られ、伝わってきます。中学生の自転車通学を含め、今後それらの交通安全対策にどのように取り組んでいかれるのかお聞かせください。

○議長（吉野正浩議員） ちょっとよろしいですか。1回目の質問に同じような質問がなかったということだと思うのですが、教育委員会には通学路になっている片側歩道の数についてをというところでやっているのですけれども、ちょっと1回目の質問に関連がしていないように感じるのですけれども。すみませんが。

○11番（谷嶋 稔議員） 分かりました。

○議長（吉野正浩議員） すみません。

○11番（谷嶋 稔議員） 人口が増えている地区、地域に住んでいる町民から、車を運転していると歩道を走っている自転車が急に出てきて危なかった、片側歩道で犬を連れて歩いていると後ろから自転車が来て危なくぶつかりそうになった、片側歩道で後ろからも前から自転車が来て危ない、両方に歩道はつけられませんか、そういった声を多く耳にします。私が思うには、原因の一つとしては、車も電気自動車が多くなり、エンジン音が静かになり、歩行者が気づきにくいこともあると思います。そしてまた、昔と違い、自転車に乗る人も歩行者の脇を通るときにベルを鳴らさなくなった気がします。歩く人も、スマートフォンを見ながら歩かなければならないときも出てきます。歩道を広げることは簡単なことではありません。町民に交通安全に気をつけるように「広報なめがわ」などを利用して注意を促していただき、引き続き町民の交通安全に努めていただくように要望させていただきます。

最後に、このたび都にあります株式会社ダスキンくりはらと滑川町が災害補償の締結をされたことをうれしく思い、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

○議長（吉野正浩議員） 谷嶋議員、また大変恐縮なのですけれども。

○11番（谷嶋 稔議員） 関係ない。

○議長（吉野正浩議員） ええ。

○11番（谷嶋 稔議員） 分かりました。すみません。

○議長（吉野正浩議員） すみませんが、よろしく申し上げます。

○11番（谷嶋 稔議員） これで私の一般質問終わりにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） どうもすみませんでした。

暫時休憩とします。再開は1時55分にいたします。

休 憩 （午後 1時43分）

再 開 （午後 1時55分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

◇ 中 西 文 寿 議 員

○議長（吉野正浩議員） 通告順位4番、議席番号12番、中西文寿議員、ご質問願います。

〔12番 中西文寿議員登壇〕

○12番（中西文寿議員） 12番、中西文寿です。議長のお許しをいただきましたので、通告順に質問させていただきます。

まず1番、ふれあいバスや路線バスについて質問させていただきます。

①、2016年9月から運行しているデマンド交通ですが、台数が少ないのかなかなか予約できない、病院帰りは時間が読めないのに予約時間の変更はできないなど使い勝手が悪いとの意見も聞きます。ふれあいバスを復活させ、町内隅々まで走らせるのは無理でも、主たる道路を巡回するようできないでしょうか。なお、デマンド交通は無料でドア・ツー・ドアで運んでもらえるというとても優れた点がありますので、これを否定しているものではございません。

②、なめがわモール付近にはバス停がなく、買物に不便だとの声を聞きます。また、2017年度に立正大学で学習活動の一環として行われた調査結果でも、バス停新設の需要は十分にあるとなっており、検討の余地は十分にあると思われまます。バス会社に申入れはできないのでしょうか。

③、通勤、通学で最寄り駅まで車で送り迎え、自家用車やバイク、自転車の利用をしている方が多いように思います。駅利用者の利便性向上や自然に優しい滑川町であるためには、行く行くは公共交通手段の利用を推進していくべきだと思えます。例えば森林公園駅とつきのわ駅を巡回する路線バスを新設するなど、路線バスをもっと利用しやすくするための工夫はできないでしょうか。

④、昨年12月の定例議会において、滑川町地域交通会議条例の制定についてが可決しております。今回、ここまで質問してきたようなことが議論されるのがまさに地域交通会議なのだと思いますが、当会議の現在の状況と今後の予定を教えてくださいませんか。

⑤、朝及び夕方から晩にかけて、森林公園駅前のロータリーは北口、南口ともに送迎のためのバスや自家用車でいっぱいです。北口は、横断歩道の上などに停車している自家用車も散見され、歩

行者の安全が脅かされております。先日も南口でスクールバスが停車中の自家用車に接触する事故が発生するなど、危険な状況です。何らかの対策が必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。

次に、大きな2番、防犯カメラについて質問させていただきます。

①、地域の安全を守るための抑止力としての防犯カメラの設置は非常に有効であり、学校周辺や通学路、公園における防犯カメラの設置は子どもたちの安全を確保するためにも必要なものだと考えます。また、顔認証つき防犯カメラは、容疑者の追跡や行方不明者の捜索にも貢献するものと思います。以前はプライバシー保護の観点から否定的な意見も多くありましたが、最近はプライバシー保護をしっかりと確保することを前提として導入に賛成する意見が多いと聞いております。まず、町の防犯カメラの設置に対する評価をお聞かせください。

②、防犯カメラの設置に前向きであることを前提に質問を続けさせていただきます。町内の街頭防犯カメラの設置台数と今後の予定をお聞かせください。なお、ここでいう街頭防犯カメラとは、町や警察など、公的な機関で設置している防犯カメラのことをいっております。

③、地域での防犯を考えますと、コストの面で街頭防犯カメラに全てを任せることは現実的ではないと思います。自治会が設置する地域防犯カメラにある程度は頼ることも考えないとならないと考えますが、地域防犯カメラの費用負担はどのようになっていますでしょうか。

④、秩父市では個人向けの市販家庭用防犯カメラ設置費の補助をしているそうですが、同様の対応はできないでしょうか。

⑤、設置コスト、運用コストが不要である自動販売機併設型防犯カメラというものがあり、防災・防犯自動販売機協会とふじみ野市で協定を締結しているそうです。我が町でも検討できないでしょうか。

最後に3番、トレーニング施設について質問させていただきます。

厚生労働省の専門家検討会は、健康づくりのための身体活動、運動について昨年11月にガイドライン案を取りまとめておりまして、この中で筋力トレーニングの有用性が報告されています。このことを踏まえて、近隣市町村のトレーニング施設の設置状況を調べてみました。その結果、川島町、東秩父村を除き、ほとんどの市や町で健康保持推進と介護予防を推進する施設としてトレーニング施設を設置していることが分かりました。トレーニング施設は、世代間交流、憩いの場としての活用をできる場所でもありますから、我が町にもぜひあってほしい施設だとの声をよく聞きます。我が町は、埼玉県で唯一の自立持続可能性自治体でありまして、近い将来、比企郡内でも最大人口を抱える町にならんとしているわけですから、今まで以上に町民がいろいろな面で誇れる町としていかなければならないと思います。そのような観点からもぜひとも前向きに設置を検討してほしいのですが、いかがでしょうか。

質問は以上です。ご答弁よろしくお願いたします。

○議長（吉野正浩議員） 順次答弁願います。

質問事項1、ふれあいバスや路線バスについてのうち、①、ふれあいバスの復活についてを稲村福祉課長に、質問事項1ふれあいバスや路線バスについてのうち、②、路線バス停留所の新設の申入れについてと③、公共交通の利便性の向上についてと④、地域交通会議の今後の開催予定についてと質問事項2、防犯カメラについてを篠崎総務政策課長に、質問事項1、ふれあいバスや路線バスについてのうち、⑤、森林公園駅前ロータリーの安全確保対策についてを福島建設課長に、質問事項3、トレーニング施設についてのうち、町内のトレーニング施設の設置状況についてを澄川教育委員会事務局長に、質問事項3、トレーニング施設についてのうち、健康づくりための筋力トレーニングの有効性についてを武井健康づくり課長に答弁願います。

初めに、稲村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 稲村茂之登壇〕

○福祉課長（稲村茂之） 福祉課長、中西議員の質問事項1、ふれあいバスや路線バスについてのうち、①のふれあいバスの復活について答弁いたします。

以前運行していた福祉循環ふれあいバスについては、高齢者や障害のある方などが町内の公共施設等に出向くときに、その交通手段の利便を図ることを目的に、平成8年12月から運行を開始し、平成28年までの約10年間、週2日、各2コースを運行し、長い間町民の皆様にご利用いただきました。しかし、運行が週2日であること、主要幹線の規定ルートによる運行、固定の停留所での乗り降り、利用者の少ない区間の存在等のクリアできない課題がありました。利用者や議会でもデマンド交通を導入してほしいとの多くの要望があり、町では検討を重ねた結果、循環型のふれあいバスの運行を廃止し、町内の隅々までくまなく運行でき、自宅から目的地まで行けるドア・ツー・ドアのデマンド方式を採用し、平成28年9月からデマンド交通事業を導入いたしました。事業の趣旨は、ふれあいバスの改善策の代替えとして、交通弱者や生活弱者等の交通の確保をするという福祉目的で、利用者の利便性の向上を図るためとなっております。デマンド交通は、当初週3日で運行しておりましたが、予約が取れやすく利用しやすいようにと、毎日運行してほしいとの要望をいただく中で、種々検討をし、令和5年1月より平日の毎日運行となっております。デマンド交通事業を導入して以来、巡回型のふれあいバスとは異なり、直接利用者の自宅から目的地まで運行可能となったため、ふれあいバスより利用者数も増加傾向にあります。交通弱者である高齢者や体の不自由な方々から、ふれあいバスより利用しやすくなったとの多くの声をいただき、大変好評をいただいております。また、今までにふれあいバスの復活を望む要望はいただいております。このようにふれあいバスからデマンド交通へ移行した経緯から、現段階ではデマンド交通事業のみを継続し、福祉を目的としたふれあいバスの運行については考えておりませんことをご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 次に、篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、中西議員のご質問に答弁させていただきます。

質問事項1、ふれあいバスや路線バスについてのうち、②、なめがわモール付近のバス停新設についてでございますが、現在、なめがわ森林モールに一番近いバス停は森林公園南口入り口となっており、ベシアなめがわ森林モールまで徒歩10分の位置にあります。なめがわ森林モール付近にバス停の新設に当たっては、2014年度に国際十王交通株式会社及び立正大学へ申入れ等を行いました。既存バス路線の運行本数やルート変更による電車の発着時間との調整が困難であることや、バス停の安全確保の課題、当該路線は学生の利用が多いため、バス停が増えることによる乗車時間の延長などが課題となり、実現されませんでした。なお、バス停の安全確保の課題について、なめがわ森林モール周辺の道路は県道を除き片側1車線の道路であり、県道47号線については駐停車禁止区間となっております。そのため、道路交通法や安全確保の都合上、停車帯を整備する必要がありますが、スペース確保が厳しいため、停車帯を整備することが困難な状況です。このような状況から、なめがわ森林モール周辺へのバス停新設は困難と考えます。

次に、③、路線バスの新設及び利便性の向上についてでございますが、通勤・通学時の駅までの所要時間は、自動車やバイク利用時に比べ路線バス利用時のほうが長くなると考えます。利便性向上には一定の運行本数の確保が必要となります。また、バス停新設については、先ほど述べましたように、バス停の安全確保等の整備も必要となります。このような状況を踏まえると、民間企業による路線バスについて費用対効果が低いため、参入の見込みは低いと考えます。

次に、④、地域公共交通会議の現在の状況と今後の予定についてでございますが、地域公共交通会議は、地域の実情に応じた適切な旅客運送の対応、運賃及び料金や町の公共交通施策の推進、交通会議の運営方法などに関することについて協議する会議となっております。現在、町内を通過している路線バスのルート変更や停留所の追加などの協議事案が生じた際に開催しているのが現状です。なお、現時点では地域公共交通会議を開催する予定はございません。

次に、質問事項2、防犯カメラについてのうち、①、防犯カメラの設置に対する評価についてでございますが、防犯対策として防犯カメラの有効性は認識しております。その一方で、設置場所やプライバシー保護の観点の問題があります。防犯カメラの設置の際はそのような問題に留意することが重要であるため、防犯カメラの設置については慎重に検討する必要があると考えます。

次に、②、設置台数と今後の予定についてでございますが、防犯カメラの設置は駅周辺など犯罪被害件数の多い地域を中心に、場所を検討する必要があります。また、費用面も考慮する必要があります。設置台数等については未定でございます。

次に、③、地域防犯カメラの費用負担についてでございますが、地域における集会所等への防犯カメラの設置は、集会所敷地内を撮影することを目的として設置されるものでありますが、防犯カメラへの映り込みや防犯カメラを設置していることによる犯罪抑止効果が見込めます。そのため、

集会所等に設置された防犯カメラについては、町にとっても有効性が高いと認識しております。しかしながら、費用負担については、自治会が負担していただくことになっている状況でございます。

次に、④、家庭用防犯カメラ設置費の補助についてでございますが、家庭用防犯カメラ設置に係る費用の補助は予定しておりません。

最後に、⑤、自動販売機併設型防犯カメラについてでございますが、自動販売機併設型防犯カメラの設置の協定については、協定内容をはじめ、先ほど上げました設置場所やプライバシー保護の観点等の問題の解決方法など、導入しているふじみ野市等に取り組状況を確認し、検討してまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 次に、福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、中西議員の質問に答弁いたします。

質問事項1のふれあいバスの路線についてのうち、⑤、森林公園駅前ロータリーの混雑緩和対策についてでございます。森林公園駅前交通広場北口、南口の利用者については、通学、通勤等送迎による利用者に加え、タクシー事業者、町内外のスクールバス、企業等の送迎バス、路線バス、空港への高速バス等が町条例による使用許可を受けて利用いただいております。東武東上線森林公園駅は、列車の車両基地である森林公園検修区に隣接し、森林公園駅を始発、終着とする列車が多く設定されるなど利便性が高いため、町内に限らず近隣自治体からの利用者も多く、朝夕の通勤、通学時間帯の混雑の大きな要因となっております。町では、混雑緩和の対策として、タクシー事業者、路線及び高速バス事業者、企業の大型送迎バス等の停車位置について停車区域を限定し、ほかの利用者とのすみ分けを図るなどの対策を行っております。今後は、利用者に交通マナー等の向上を啓発するとともに、利用企業等に対しきのわ駅の利用を勧めるなど、混雑緩和に向けた対策と検討を進め、駅利用者の安全、安心の確立に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 次に、澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、中西議員のご質問に答弁をさせていただきます。

トレーニング施設の設置についてですが、公共施設におけるトレーニング施設については、中西議員がおっしゃるとおり、スポーツの技能向上や体力増強という面から健康保持、健康増進、介護予防を目的としたものへ移行しているように見受けられます。また、設置されている機器などからも、子どもと比べて体を動かす機会が比較的少ない成人や高齢者を対象とした公共施設が多く見られます。町としてトレーニング施設を設置する場合には、まず住民のニーズを的確に捉え、目的、

対象を明確に定める必要があります。そこに焦点を合わせた器具の設置、スペースの確保と設備の整備及びその後の維持管理などのハード面、次いで管理人の配置、定期的なトレーニング講習会の開催、利用者への指導、料金の設定などを含めた施設利用基準の整備などのソフト面、安全で効果的な施設運営にはハード面とソフト面の両面での整備が必要になると考えます。また、事業の優先度や将来を含めた財政状況も考慮し、イニシャルコスト、ランニングコストの適正な把握と費用対効果の分析を行うなど、慎重な対応が必要であると考えます。本町にトレーニング施設の設置を考えた場合、1、新規にトレーニング施設を建築する、2、既存施設にトレーニング施設を設置する、3、外部民間の施設を活用するの3通りが考えられるかと思われませんが、①については用地の確保から始まり、施設建設、機器の購入、管理人等の雇用確保など、課題が山積すると考えます。②では、既存のスポーツ施設を考えた場合、この場合は総合体育館または文化スポーツセンターが該当になるかと思われませんが、この両施設の中にトレーニング施設への転用可能な場所、これを検討した場合、転用スペースの確保、既存施設の改修、空調等の必要な設備の設置、機器の購入など、こちらも新設ほどではないですが、課題が多い状況でございます。③については、町内に活用できる民間施設等はなく、また町外の特定の民間施設への補助など、一部の営利企業等に限定した優遇措置については、町の施策として公共性、公益性を確保できず、1から3のいずれの場合も早期の対応は難しいと考えます。

ここで郡内の状況を確認しますと、東松山市では市民健康増進センターと北地区体育館の2か所にトレーニング施設が設置してございます。体育施設である北地区体育館のトレーニングルームは、近々廃止の予定とのことでございます。嵐山町では1か所、健康福祉施設である生き生きふれあいプラザやすらぎに設置をされています。小川町では1か所、ふれあいプラザおがわに設置をされています。以前はパトリアおがわにプール等の施設がございましたが、現在は閉鎖をしております。川島町は、現在、トレーニング施設はございません。平成21年度までは町民体育館にトレーニングルームがあったそうですが、現在は廃止され、多目的室に転用され、会議やミーティング、ダンス等に利用されているそうです。吉見町では1か所、町民体育館に設置をされています。毎月一、二回定期的に講習会を開催し、その講習会を受講、さらに登録された方のみが利用できるそうです。鳩山町では1か所、鳩山町多世代活動交流センター、こちらに設置をされています。こちらも鳩山町の保健センターで開催する講習会を受講された方のみが利用可能となっています。ときがわ町では1か所、ときがわ町体育センターせせらぎホールに設置をされています。こちらも講習会の受講と会員登録が必要とのこと。東秩父村では、トレーニング施設という規模ではないとのことですが、保健センター内にエアロバイクが6台設置していますということでした。郡内の状況からも、トレーニング施設についてはやはり健康保持増進、介護予防等を目的とした施設整備に移行しており、体育施設としての整備は縮小傾向にあると考えます。また、各自治体の担当者からは、トレーニング施設の在り方とその運営及び維持管理について苦慮しているという状況だとい

ふうに伺っております。町の体育施設にトレーニング施設を設置するのであれば、既存施設の長寿命化改修や大規模改修、または建て替え等の改築の機会に設置の目的や意義、その必要性や住民ニーズを把握し、住民にとって真に有用で効果的な施設となるよう、さらに費用対効果やイニシャルコスト、ランニングコストを踏まえた財源確保を見定めた上で整備の可否を検討したいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 最後に、武井健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、中西議員のご質問のうち、大きな3番、トレーニング施設について答弁いたします。

人間の身体の基本機能である筋肉でございますが、二十歳前後までの成長期にピークを迎えた後、年齢を重ねると徐々に機能が低下していきます。これは加齢、すなわち老化によるものでございまして、何人たりとも避けることはできません。特に筋力の維持を意識せず、何もせずに中年期から高齢期を迎えますと、フレイル、また他の疾患等にかかりやすくなる可能性が高くなると知られております。ただし、適度な運動により筋肉を使い続けることで筋力の保持増強は可能と言われております。中西議員のご質問にもある厚生労働省が設けたガイドラインでは、週に二、三回の筋力トレーニングを継続することにより、生活機能の維持向上、また疾病発症予防など死亡リスクの軽減や、さらに有酸素性身体活動と組み合わせることで健康増進効果が期待できるとの研究結果に基づき、標準的な運動プログラムとして、成人や高齢者、また高血圧症、肥満症などのその人の状態に合った複数の運動プログラムを提示し、筋力トレーニングによる健康状態の維持向上を呼びかけております。ご質問の中のトレーニング施設設置でございますが、先ほど教育委員会事務局長からもありましたが、新規のトレーニング施設を建設することは厳しい状況でありますので、既存施設内の設置の検討が適当とは思われますが、当課の所管する施設である保健センターですと、トレーニング施設を設置できるほどの余剰面積はなく、困難であると言わざるを得ません。ご理解いただきたくお願い申し上げます。

現在、町では様々な健康増進に関する事業を実施しております。健康づくり課ですと、ウォーキング教室やヨガ教室などを実施しており、年間事業である、ちょうど今募集を始めたところですが、毎日1万歩運動の中では筋力アップトレーニング研修も実施しております。これらの事業は、高齢者だけではなく、特に年齢を問わずに、成人の方であればどなたでもご参加できます。また、ほかにも高齢介護課、また社会福祉協議会では主に高齢者を対象とする体操教室、グラウンドゴルフ、いきいきサロンの中での体操教室なども開催し、また教育委員会でも様々な年齢を対象としたスポーツ行事などを開催し、町民の皆様の健康増進に取り組んでいるのはご存じのとおりです。このように、トレーニング施設はございませんが、筋力トレーニングにつながる既存の施設を使った、またご自宅でもできるような健康増進に関する様々な取組を実施していることをご理解いただければ

と思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、再質問願います。

○12番（中西文寿議員） ご丁寧な答弁ありがとうございました。それでは、再質問をさせていただきます。

デマンド交通関係ですけれども、デマンド交通が非常に優れているもの、何と云って無料でドア・ツー・ドアで運んでもらえるわけですから、これは非常によいものだと思っていて、これを決して否定しているわけではなくて、これでは十分にそのサービスを受けられていないというふうに感じている人たちがいるので、その人たちを何とか救ってあげる方法はないのかということを考えてほしいということでございます。ほかの市町村でも単独、デマンド交通とか1つの手段ではなくて複数の手段を併用しているところもあると思うのですけれども、デマンド交通以外に並行して導入していくという考えはないのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 稲村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 稲村茂之登壇〕

○福祉課長（稲村茂之） 福祉課長、中西議員の再質問に答弁させていただきます。

デマンド交通と福祉ふれあいバスを両方運行していくというご質問でございますが、ふれあいバスを運行するに当たっても、約9年前になりますけれども、平成27年時点で約600万円の費用がかかっております。2日間運行するのにそれだけの費用がかかっていることを考えますと、デマンド交通は昨年より毎日運行を始めたところでございます。この両方を今現時点で一緒に運行するということは考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、質問願います。

○12番（中西文寿議員） 現時点で複数の手段を取らないということは分かりました。町内でどのような意見があるかということを知りたいとかということをやろうということも特にないでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 稲村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 稲村茂之登壇〕

○福祉課長（稲村茂之） 福祉課長、答弁させていただきます。

現時点でふれあいバスの復活を検討しておりませんので、そういった意見等は今聴取しようということには考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、質問願います。

○12番（中西文寿議員） 地域交通会議なのですけれども、現在この開催の予定はないということな

のですけれども、そもそも前回の議会でこの条例の制定をしたというのは何か特別な目的があってやったわけではないということでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、中西議員の質問に答弁いたします。

前回の議会でこの地域交通会議を出したことは、それまでに整備をよくされていなかったものから、前回の12月の議会でこれを議会のほうに上程しまして、改めて議決をいただいたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、質問願います。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。全体的な話として、通勤、通学、あと買物等の利便性ということを考えたときに、今は滑川町は車社会というのですか、自家用車でというのが主になっていると思うのですけれども、これについて今後高齢化が進んでいったときに今のままでいいのかということもあると思うのですけれども、それらについて市内でどのように考えているのか、町民がどのように考えているかということ意見を意見として聞いてみようとか、そういう予定とか考えはないのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、中西議員の質問に答弁いたします。

滑川町は、3年に1遍、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定しております。それに伴いまして町民のアンケートを実施しますので、もし今後そのような高齢者の交通について質問事項を設けることも可能かと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、質問願います。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。

森林公園駅のロータリーの話なのですけれども、タクシー、バス、企業送迎バス等について場所を限定している、それはそうだと思うのですけれども、何分にも狭いのかなというふうに思います。それで、特に先ほど来質問しているとおり、バスだとかそういうことで車でというのが減ればまた違うのかもしれないのですけれども、それもなかなか難しいとすると車で送り迎えというのは減らないのかなというふうに思います。とすると、すぐという話ではないのかもしれませんが、行く行くはやはり手狭になってくるのではないかなというふうにも思うのですけれども、そのような心配というのはしていないのでしょうか。必要ないのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、中西議員の再質問に対して答弁いたします。

駅前の交通広場について拡張等の計画は、今現在のところありません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、質問願います。

○12番（中西文寿議員） 今の質問なのですけれども、今現在必要はないというのは分かっています、今後検討していこうという考えがあるかどうかについて教えていただけますでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、中西議員の質問に答弁いたします。

今後の森林公園駅前交通広場の拡張等の問題ですが、今滑川町は人口が増え続けてきておりますが、今後も右肩上がりにずっと増え続けるかどうか、その辺の見定めも含めまして、総合振興計画の土地利用計画等も含めて、今後の人口の伸び等も含め検討してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、質問願います。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。

それでは、防犯カメラのほうに移したいのですけれども、防犯カメラについては、その効果については認めていただいたというふうに認識をしました。

それで、まず街頭防犯カメラですけれども、これについては、設置については台数は未定だけれども、つけていくという方向で考えているということによろしいのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、中西議員の質問に答弁いたします。

先ほど答弁をいたしましたとおり、犯罪件数の多い地域を中心に場所のほうを検討する必要があると思います。検討した結果、その場所について設置の必要があるということになりましたら、その時点で検討をさせていただきたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、質問願います。

○12番（中西文寿議員） 次に、地域防犯カメラのほうなのですけれども、自治会で設置するやつですね、現在はその補助等はなく、それぞれの自治体でつけてくださいということなのですけれども、将来的にそれを補助していこうということは考えていただけるのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、中西議員の質問に答弁いたします。

地域防犯カメラにつきましても、その犯罪抑止効果のほうが非常に高いということで、それについては認識をしております。集会所等に設置することについて町でも検討を重ねていき、必要ということになりましたら、そのときには予算等を計上して設置のほうも、自治会のほうにあまり負担がかからないようにということも考えていく必要があると思いますので、その点についてはご理解をいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、質問願います。

○12番（中西文寿議員） 最後に、トレーニング施設についてです。

このトレーニング施設の有効性についてはご認識いただいているということでした。ただ、設置するについて、新設にしる併設させるにしても難しい面があるのだなということは分かりました。考えられるとしたら大規模修繕等のときに少し考えましようかということでお答えいただいたものだと思いますけれども、それはそのような認識でよろしいでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、中西議員のご質問に答弁をさせていただきます。

今中西議員がおっしゃったとおり、先ほど答弁させていただいた、体育施設に限ってですが、大規模改修や長寿命改修、また改築の際にそういった施設の有効性、必要性、ニーズ等を確認して、トレーニング施設を改めて追加で設置するかどうかについては、その時点でまたその可否について検討していきたいというふうに考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 中西議員、質問願います。

○12番（中西文寿議員） いずれもご丁寧な答弁いただきまして、ありがとうございました。

質問は以上でございます。ありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） 以上で中西文寿議員の一般質問を終わります。

◎延会について

○議長（吉野正浩議員） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれにて延会することに決定しました。

◎次回日程の報告

○議長（吉野正浩議員） 以上をもちまして、本日の会議を終了します。

明日5日は午前10時に開会し、引き続き一般質問を行います。

◎延会の宣告

○議長（吉野正浩議員） 本日はこれにて延会とします。

大変ご苦労さまでした。

(午後 2時41分)

○議会事務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

令和6年第241回滑川町議会定例会

令和6年6月5日（水曜日）

議 事 日 程 （第2号）

開議の宣告

1 一般質問

出席議員（14名）

1番	松本幾雄	議員	2番	上野葉月	議員
3番	瀬上邦久	議員	5番	阿部弘明	議員
6番	西宮俊明	議員	7番	北堀一廣	議員
8番	小澤実	議員	9番	赤沼正副	議員
10番	原徹	議員	11番	谷嶋稔	議員
12番	中西文寿	議員	13番	内田敏雄	議員
14番	井上章	議員	15番	吉野正浩	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	大塚信一
副町長	小柳博司
教育長	上野修
総務政策課長	篠崎仁志
税務課長	島田昌徳
会計管理者兼 会計課長	高坂克美
町民保険課長	會澤孝之
福祉課長	稲村茂之
高齢介護課長	篠崎美幸
健康づくり課長	武井宏見
環境課長	関口正幸
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	服部進也
建設課長	福島吉朗
教育委員会事務局長	澄川淳
上下水道課長	宮島栄一

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	岩附利昭
書記	宮島美咲
録音	松葉良次

○議会事務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席ください。

◎開議の宣告

○議長（吉野正浩議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には、第241回滑川町議会定例会第2日目にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（吉野正浩議員） 日程第1、昨日に引き続きまして一般質問を行います。

◇ 内 田 敏 雄 議 員

○議長（吉野正浩議員） 通告順位5番、議席番号13番、内田敏雄議員、ご質問願います。

〔13番 内田敏雄議員登壇〕

○13番（内田敏雄議員） おはようございます。13番、内田敏雄です。議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づいて一般質問をさせていただきます。

1、町の観光戦略について。自治体にとって観光戦略を構築し実行することは、経済の活性化のために必要不可欠です。滑川町には武蔵丘陵森林公園という大きな観光資源があり、年間入場者数について、コロナ禍以前は例年90万人前後を記録しており、令和4年は約77万人だったそうです。これだけ大きな集客力のある観光資源がありながら、町の経済への寄与が少ないように感じます。町の観光戦略についての現状と今後の施策について伺います。

- ①、文化財の観光資源としての活用について。
- ②、ミヤコタナゴの観光資源としての活用について。
- ③、谷津の里、伊古の里の活用について。
- ④、遊休農地や未利用里山の観光資源化の検討について。
- ⑤、町外向け情報発信としての町のホームページの活用について。

2、地域コミュニティの希薄化問題について。社会経済の環境が変化する中で、一人暮らしの女性、高齢者雇用の増加などによりライフスタイルが変化し、地域コミュニティに関わる機会や時間が減少しています。公私の中間に位置する地域コミュニティは、相互扶助、伝統文化の維持

継承、地域課題の意見調整の場となります。

地域活動の中心となる自治会等への行政からの伝達や住民相互の連絡手段は、現在も回覧板などアナログ中心となっており、活動方法に負担軽減の余地がありますが、こうした負担が地域コミュニティの活動の活性化を難しくし、担い手不足に拍車をかけている一因ではないかと思えます。行政がプラットフォームビルダーとして地域の活動を促進していくためには、活動を俯瞰的に把握した上で人材のネットワークづくりを進めていくことが重要なのではないのでしょうか。滑川町においても自治会への加入率が低下していると聞きますが、町としての施策をお尋ねします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 順次答弁願います。

質問事項1、町の観光戦略についてのうち、①、文化財の観光資源としての活用についてと、②、ミヤコタナゴの観光資源としての活用についてを澄川教育委員会事務局長、質問事項1、町の観光戦略についてのうち、③、谷津の里、伊古の里の活用について、④、遊休農地や未利用里山の観光資源化の検討についてと、⑤、町外向け情報発信としての町のホームページの活用についてを服部産業振興課長に、質問事項2、地域コミュニティの希薄化問題についてを篠崎総務政策課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、内田議員のご質問に答弁をさせていただきます。

大きな1番の質問①、文化財の観光資源としての活用について答弁をさせていただきます。文化財を観光資源として活用するためには、まず、町の文化財を知ってもらうこと、興味、関心を持ってもらうことが重要であると考えます。その上で、興味を持った町の文化財を見聞し、体験するために町に訪れてもらうことで、観光的役割を果たすこととなります。

町では、文化財を知ってもらう取組の最近の一例として、令和4年度に、国、県、町の指定を受けている文化財を中心に、文化財巡りのコースを併せて掲載した「滑川史跡周遊」と題した文化財マップを作成し、昨年度から配布をさせていただいております。

観光資源としての取組では、劣化していた文化財の案内看板の修繕、新設を随時行っております。獅子舞など無形文化財や個人所有の文化財、劣化しやすいため公開が難しい文化財などは、看板の紹介文章に写真などを掲載し、訪れた方々が分かりやすいように工夫しております。

広域的な取組では、比企地区文化財振興協議会において、比企地域に国指定史跡の城館跡が多いことを生かし、9市町村の代表的な城館跡と嵐山町の菅谷館、これを合わせた10か所のカードを作成いたしました。滑川町では山田城のカードを作成しており、県内だけではなく、県外からもカードをコレクションすることを目的に多くの方々にお越しいただいております。ちなみにですが、令

和2年度に1,000枚作成し、令和3年度から配布をしておりますが、現在500枚程度の配布が済んでいるということで確認をしております。

また、比企郡内市町村で毎年行っています文化財巡りですが、今年度は11月14日に滑川町を会場に実施する予定であり、郡内9市町村から約150名の方にご参加いただく予定でございます。作成した文化財マップを活用し、10キロ程度のコースを設定し、徒歩で滑川町の文化財を巡っていただく予定でございます。町の文化財を他市町村の方々に知っていただくよい機会になると考えています。

ほかに、国指定重要文化財の泉福寺阿弥陀如来坐像の拝観には、これまでに仏像巡りのバスツアーや仏像愛好家、団体が見学に訪れており、遠方ですとオーストラリアからお越しいただいた方もいらっしゃいました。このように、随時、町の文化財についての周知及び活用を図っており、今後もこのような取組をより充実させ拡大していきたいと考えています。ただし、観光資源として文化財を活用する場合、文化財によっては個人所有であったり、私有地内のものであったり、また脆弱で劣化や破損により価値が失われやすいものであったり、必ずしも活用に向かないものもございます。さらには、最近ではオーバーツーリズムによる文化財の汚損、滅失などの問題もあります。観光資源としての活用にあたっては、個々の文化財の特性を鑑みて、保護、継承ができる状態を保ちつつ活用を図っていく保存と活用のバランスが重要であると考えています。また、文化財の活用という観点では、観光的役割もありますが、教育委員会としては、郷土学習の資料として小学校での史跡見学や発掘体験をしたり、生涯学習事業としての文化財巡りなど、教育的役割を中心に活用を図っているところでございます。

今後は、町勢要覧への町文化財の情報掲載、40周年記念事業で町の観光大使れきしクンとの町内の文化財及び農業遺産巡りなどが予定されています。また、費用面などでは大きな課題もございませうが、公開に向かない文化財のVRコンテンツ作成や文化財マップのデータ化によるデジタルミュージアム、デジタルアーカイブ化など、時代に即した方法なども検討し、既存のホームページやSNS等を併せて文化財の魅力を発信できればと考えています。

今後も、関係課局と連携を図りながら、町の文化財が持つ教育的役割と観光的役割の両面について、保存と活用のバランスを取りながら、その周知と活用を進めていきたいと考えています。

続いて、質問の2、ミヤコタナゴの観光資源としての活用について答弁をさせていただきます。ミヤコタナゴを観光資源として捉えた場合、やはりまずその周知が重要であり、ミヤコタナゴについて、いかに興味、関心を持っていただけるかが課題だと考えます。国指定天然記念物であるミヤコタナゴそのものについてはもとより、町内に生息していた事実やそこからの保護、繁殖活動の経緯、現在行っている野生復帰への取組など、滑川町とミヤコタナゴとの歴史と関わりについての情報発信が重要であると考えます。特に観光という観点から町外の方を対象として考えた場合、ホームページやInstagram、町の公式LINEなど、時代に即した新しい情報媒体を活用し、公表

内容も工夫しながら広く積極的な情報発信に努めたいと考えています。

また、興味を持ってエコミュージアムセンターに来ていただいた方々に楽しんでいただけるよう、館内の展示方法にも工夫を凝らしていきたいと考えています。こちらも費用面の課題はありますが、展示水槽のサイズや配置、数、また水槽内のディスプレイなどを検討し、ミヤコタナゴを中心として館内展示にもさらに創意を加えていきたいと考えています。あわせて、エコミュージアムセンターで行う展示会やイベントも、ミヤコタナゴを知っていただくよい機会であると捉えています。会場であるエコミュージアムセンターに来館するということは、ミヤコタナゴを見ていただける機会ということにもなりますので、より魅力的な企画、運営を行い、来館者、参加者を増加させることで、ミヤコタナゴの周知拡大、情報発信につながり、それが町の観光振興の一助になるとも考えています。

ミヤコタナゴは、町の魚に選定され、町のマスコットキャラクターであるターナちゃんのモデルでもあり、町の大事な個性の一つです。何より国指定天然記念物であり、環境省のレッドリストにおいて1A類に指定されている希少な生物です。法的にも保護され、その活用にあたっては、場合によっては制限もかかります。直接的な活用でなくても、ミヤコタナゴの保全、飼育、繁殖活動を通して、里山、里地、ため池などに関心を持っていただき、そこから観光につながることもあるかと思えます。保存と活用のバランスに留意し、関係課局と連携を取りながら、ミヤコタナゴにおける観光的役割を果たしていけるよう努めていきたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 次に、服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、内田議員さんのご質問に答弁させていただきます。

質問事項1、町の観光戦略についてを答弁させていただきます。最初に、3の谷津の里、伊古の里の活用についてですが、昨年度から埼玉県森林ボランティア事業を活用し、今年度も谷津の里と伊古の里の2か所の景観整備等を計画しております。少しずつですが、谷津の里と伊古の里のエリア内にある里山の下草刈り等を行いながら、景観整備を始めさせていただいております。

また、今年度から町内の観光や農業体験といった連携事業が行えるように、滑川町農泊推進協議会を推進母体として、滑川町観光協会、比企丘陵農業遺産推進協議会で連携した事業を行うため、準備を進めております。この中で、谷津の里と伊古の里の活用を検討していきたいと考えております。

次に、4の遊休農地や未利用里山の観光資源化の検討についてですが、町内にある遊休農地や里山のほとんどが官有地ではなく個人の所有地ということもあり、その全てを各谷津の里と同様に町主体による整備を行うことは難しいと考えております。町が地域の方々とともに谷津の里事業とし

て町内に4地区をモデル地区として整備してございますが、各谷津の活用が大事であると考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っています。個人での整備が無理なので、地域や団体で里山整備を実施したいとの申出があるようでしたら、先ほどの回答にもありましたが、森林ボランティア事業といった里山整備活動に対する補助もありますので、産業振興課までご相談いただきたいと思います。

最後に、5の町外向け情報発信としての町のホームページの活用についてですが、3年前の6月定例議会において、「コロナ収束後においては広報活動の再開ができるものと思います」と回答してございます。その後、日本農業遺産認定地域となったことや比企地域の観光部門の連携を進めるための東松山・比企広域観光推進協議会の設立といった新たな観光事業を推進できるメニューも増えております。先ほど回答したように、町内の3つの団体をまとめた推進会議で、検討や事業推進といったことを考えております。このため、町観光協会、農泊推進協議会、農業遺産推進協議会の各ホームページ上で、各種イベントを広報する予定にもなっております。さらに、東松山・比企広域観光推進協議会のホームページでも活用することは可能となっております。

コロナ禍の中でイベント等の中止も多く、広報活動に関する掲載をすることができませんでした。今後、各種イベントを開催する際には、団体間でのイベントを相互に掲載することや、町ホームページでの広報や各種関連団体での広報を行うなど、情報発信を積極的に行うことにより各種活動を盛り上げていけるように進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 最後に、篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、内田議員の質問に答弁をさせていただきます。

質問事項2、地域コミュニティの希薄化問題についてでございますが、従来は回覧を回すことが地域の方が交流する機会の一つになっておりましたが、ライフスタイルの変化等の影響により、そのような交流の機会が減少しております。また、地域コミュニティへの関心が希薄化していることも要因の一つであると感じております。地域コミュニティの希薄化は、有事の際の共助にも多大な影響を与えることから、防災の観点から見ても懸念事項となっております。このような状況を踏まえ、町としましては、1つ、退会防止策として負担軽減を行うこと、2つ目として、加入促進の取組として転入者等への自治会加入のお願い、3つ目として、自治会への支援、協力に取り組んでまいります。

1つ目の負担軽減については、回覧物はインターネット環境等がなく紙媒体を必要としている方もいらっしゃいますので、アナログも必要であると考えます。そのため、町からの情報は可能な限り広報紙へ掲載するなど、回覧物を削減し、負担軽減を図るとともに、回覧物を町ホームページに引き続き掲載し、利便性の向上に努めます。

2つ目の自治会加入のお願いについては、転入者等へ自治会の役割や防災の観点からも、地域活動が重要であることなどを示したお知らせリーフレット等を配布し、自治会への加入促進に努めます。

3つ目の自治会への支援、協力については、自治会への補助金交付の継続や区長会等で各自治会の情報共有を行うとともに、自治会が抱える問題の解決に向け、事業等の改善に努めます。しかしながら、町が行う施策には限りがあるため、自治会においても交流の機会を増やすなどの取組を行っていただきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、再質問願います。

○13番（内田敏雄議員） ありがとうございます。まず、観光戦略のほうから再質問をさせていただきます。

今回の質問の一番のポイントなのですが、森林公園にいらっしゃる観光客が90万人ぐらいいるということなので、この観光客を滑川の町にもう一か所寄っていただけてお金を落としていただけると、町にとっても経済が活性化できるのかなというのが私の念頭にありまして、その辺のところをお聞きしたかったわけなのですが。

まず、文化財の観光資源なのですが、例えば私もやっぱり観光旅行とかしますもので、行った先でいろんな観光地を巡ってみて、今、滑川町にも城跡と言われるようなところが何か所かあるのですが、ここが城跡ですという柱が立って書いてあるだけなのです。だけれども、自分が観光地に行ったときに、そういうところは行っても、何かどこかなというのを見ているだけで、あんまり興味が湧かないのですが、そこにある城がいつの時代に、何の目的でそこに城ができて、どういう歴史的な関わりがあったのかというその時代背景みたいなのが説明してあると、もうちょっと興味を持ってもらえるのではないかなというのが私の日頃の持論でありまして、そういう意味で、教育委員会のほうでも文化財をもうちょっと観光に生かせるのではないかなというのを私は考えているのですが、その辺のところはいかがでしょう。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、内田議員のご質問に答弁をさせていただきます。

確かに内田議員のおっしゃるとおり、今、町にある城跡というのは、実際に城郭等があるわけではございませんので、実際の堀ですとか、くるわの部分ですとか、そういった地形として残っている部分がほとんどだと思います。その場合、やはりそこに現地に行っても、今、内田議員がおっしゃったように、どの時代でどんな形の城があったのか、誰がいてどんなことがあったのかというのが少し情報的に不足しているかなというふうには感じます。その辺について、先ほどお話しした文

化財の案内看板等でももう少し詳細な説明が加えられるように工夫をしたいということと、また城跡については、先ほどもちょっと答弁の中でお話ししたとおり、個人所有のものが多かったです。そういった意味で、なかなか保存と活用といったところでは、活用を実際に現場に行っていて中に入るというのも難しいところもございます。そういったところも含めて、活用については先ほどお話しした保存とのバランスを考えながら、また、確かに滑川町、城跡がたくさんありますので、そういったこともホームページ等でご紹介できるような形で工夫していきたいというふうに思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、質問願います。

○13番（内田敏雄議員） 歴史的な時代背景の説明ってすごく大事だと思うのです。例えば、森林公園の駅前に比企尼のふるさとというのが今出ていますけれども、もうNHKの大河ドラマのあれを契機に立てた看板というか、あれなのですから、あれについても比企尼と言われても分からない方がたくさんいらっしゃると思うのです。それが駅降りたときに大きな看板があって説明が書いてあれば、比企尼というのはどういう人物で、頼朝を20年とか何十年支えていたというような歴史背景の説明があったら、全然あそこにある看板一つでも興味の持ち方が違うと思うのです。そういうことを希望しているわけなのですけれども、その辺のところはどうなのでしょう。だから、和泉の館跡なんかでも、あそこに看板がありますけれども、あれももうちょっと詳しく時代背景を、頼朝の話は大概の人が知っているかもしれないのですけれども、でもやっぱりそれをもう一度改めて説明を書いていただけたら、またもっと全然興味の持ち方も変わってくるのかなって思うのです。その辺のところはいかがですか。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、内田議員のご質問に答弁をさせていただきます。

内田議員のおっしゃるとおり、文化財の歴史的背景であったりだとかをもう少し詳細にご案内できれば、ご紹介できれば、より興味、関心が高まるものかというふうに思います。ただ、案内看板を今あるものを全て更新するというのはなかなか難しいことだと思います。財政的な費用の問題もありますし、ですのでまずはホームページ等で、それぞれ滑川町にはこんな文化財があります、そこはこういったもので、こういった形で、こういう時代のもので、こんな歴史がありましたという形の紹介をまずはホームページ等で情報提供、情報発信をさせていただければというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、質問願います。

○13番（内田敏雄議員） ホームページについてはまだ言いたいこともあるのですけれども。

あと、和泉の重要文化財なのですけれども、あそこに連絡していただければ鍵を開けて御覧にいられますというふうに書いてあるのです、和泉のところに重要文化財のやつは。あれも例えば、あそこに行ってみてあそこの看板を初めて見るわけで、その場で電話してすぐ開けてくれるかというのと、なかなかそんなのは難しいと思うので、あそこに行って電話をする人は数少ないとも思うのです。だったら、ホームページを使って、開放日みたいなものをつくってやったらどうなのかなと。しかも、例えば森林公園にお客さんが一番たくさん来る時期、森林公園で何かイベントをやる日に合わせて開放日を設けたら、では森林公園に行く前にちょっとそこに寄ってはいかがとか、そういうスポット的に寄れる部分をつくっていくことから始めたらどうなのかなというふうには考えています。だから、90万人というお客さんを、森林公園に来るお客さんって、森林公園を目的に来て一日遊んでそのまま帰ると、全然町にはほかには寄らない方がほとんどなのです。それをどこかにもう一か所寄っていただけるようなものを考えていくのが観光戦略ではないのかなという質問をさせていただいているわけなのですけれども、その辺のところはいかがでしょう。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、内田議員のご質問に答弁をさせていただきます。

泉福寺の阿弥陀如来坐像についてでございますが、こちらにつきましては、先ほど答弁の中でもお話ししたとおり、国指定の重要文化財でございます。公開についてもかなり厳しい制限がございます。ですので、事前に連絡をいただいて、そのときに職員が同行して公開をする、拝観をしていただくというのが前提でございます。また、先ほどお話しした文化財巡り等の機会については、こういったところも拝観できるような形でコースの中には設定はさせていただいておりますので、そういったイベント等に参加していただくというのが、今のところ泉福寺の阿弥陀如来坐像についての拝観の手段となります。

また、公開日等を設定した場合も、例えば天候等の不順によると、当然拝観はできなくなります。そういった点で、もう公開日を設定して、また職員がそこに一日常駐していなければいけない、そういった点を考えると、なかなか公開日を決めて、そこで一般の方が自由にというのは難しい状況ではないかというふうに考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、質問願います。

○13番（内田敏雄議員） 観光戦略についてなのですけれども、谷津の里だとか伊古の里、伊古の里でフィッシングセンターがあって、フィッシングセンターに来るお客さんって釣りを目的に来るからやっぱりそこに一日いらっしゃるわけで、でもフィッシングセンターに関与している方にお話を

伺ったら、釣りを目的に来るお客さんというのは、釣りにお金を使いたいから、お昼を農家レストランで食べるとかそういうことはしないと。みんなお弁当を持って、簡単なものを持って、サンドイッチとかおにぎりを持ってきて、その場で釣りをしながら、滑川にあんまりお金は、釣堀の費用以外落ちないでしょうねというような話をされていたのですけれども、実際に多分そうだと思うのです。趣味で来るお客さんというのは、その趣味にお金をかけたいから、ほかにはあんまりお金を使わないで、それに特化してお金を使いたい。だけれども、町としてはそうではなくて、もう一か所ほかに寄ってお金を落としていただきたいのが町の本音だと思うのです。だったら、そのような来たお客さんが何かもうちょっと寄ってみようかというようなことを考えていかないと、イベントをやってお客さんを呼びますといっても、それはどこの自治体でもやっていることで、正直言ってそんなに成果が出ているとは思えない、経済的な効果がそんなにそのイベントで効果が上がっているというふうには思えないのです。私の感覚としては。実際は分からないですけれども。だから、そういう意味で、観光戦略って、どのお客さんをどういうふうに導いていきたいのかというのを考えていかないと、戦略としては成り立っていかないとはいえないかなと。

遊休農地の話をちょこっと質問したのは、秩父の天空のポピーということで大分宣伝をしていまして、インターネットでもすぐ出てくるので、行かれる方も結構多いと思うのですけれども、天空のポピーに行って、峠を越えて向こう側の秩父側に下りると、いっぱい畑にポピーがあるのです。天空のあそこの牧場のところだけではなくて。そういう景色、景観ってすごくきれいで、そういうところで車を止めて見学していらっしゃる方とかいっぱいいらっしゃるのです。だから、そういうことを見ていると、滑川の遊休農地も何か使い方によったらそういうようなことができるのかなという想像ができるので質問をしてみたわけなのですけれども、その辺の遊休農地を観光に活用して、確かに遊休農地は個人の私有財産ですけれども、だからといって観光に活用できないとは思わないのです。そういう方法もあるのかなと思うのですけれども、見解をお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、内田議員さんの再質問に答弁させていただきます。

先ほど森林公園のこともありましたので、そちらも含めながらちょっと回答させていただきたいと思います。森林公園、確かに一日、内田議員さんが言われたように、一日過ごすようなところになっております。そして、コロナ禍でかなり人も増えた。お出かけするのに当たって、森林公園はちょうどいいところだった。都内から近くというようなものも含めてあったのだと思います。そして、その中でコロナ禍、私ども何もしなかったわけではなく、森林公園ともお話をさせていただいておりました。そんな中で、ちょっと気になった部分のところをお話をさせていただきたいと思

ます。

森林公園、こちらのところに来ていただいた段階で、内田議員さんが言われたように、一日過ごすことを目的として来ておりました。そして、森林公園の中で滑川町に1か所、内田議員さんが言われたように1か所どうなのだろうねということで、森林公園の方ともいろいろお話をさせていただいておりました。そうした中、やはり森林公園は目的を持って来ているので難しいですよねというお話を聞いた次第です。

そうした中、私ども滑川町のほうの中で直売所とかいろいろございます。そうした中で、いろいろと商工会ともお話しした中で、例えばなのですが、例としてなのですが、滑川町、沼まつりがございます。森林公園と提携する中で。その沼まつりとかでは確実に町内業者さんは出ているのですけれども、ほかに例えばできる事業はないかというお話もさせていただきました。そんな中で、可能ではありますよというお話をいただいている中で、今後、いろいろ進める中の話の中なのですが、確定ではないのでちょっとその辺あたりは案だということでお聞きしていただきたいと思うのですが、例えば森林公園に曜日を決めて一日出るとか、月一に出るとか、半年に一日出るとかという形の軽トラ市またはマルシェ、農家マルシェ、そういったものもいいのではないかという話もさせていただきながら、先ほど私の回答の中でもお話をさせていただきました農泊推進協議会とかその辺あたりでも話しておりましたので、そういった形もいいのかというお話は森林公園とお話をさせていただいたというのをございます。ただ、現実的にやはりいろいろとお金の問題が生じているものですから、例えば森林公園に出るにはパーセンテージが必要だとかいろいろございます。そうした中をちょっとクリアしていかなくてはいけないのでお時間がかかっているというのをございますので、その辺あたりはご理解いただきたいと思います。

それから、景観のほうの関係に移らせていただきます。基本的には、先ほど私がお話ししたように個人所有ということがございますので、基本的には個人の方をお願いしたいという中で、今現在は谷津の里、伊古の里、こういった中、下草刈りを行い始めましたというお話をさせていただきました。こういった形で、まず一番最初にそちらのところを進めていきたいなと。そうした中、先ほどもお話をさせていただきました森林ボランティア事業という形の中で、地元が協力いただければできる部分もありますので、そうしたものを使いながら、議員さんがお話ししたように、景観に関してはいろんなものができると思います。谷津という、この里山という形でお話をさせていただけば、きれいになればすごくきれいになると思いますので、そういったことができればいいなどは考えているのですが、今現在はその3つの団体、先ほどお話しした中の団体とも協議しながら、少しずつですが頑張っていきたいなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、質問願います。

○13番（内田敏雄議員） 森林公園に来るお客さんをもう一か所立ち寄っていただきたいという中で、

一番簡単に出てくる発想はやっぱり食事なのです。森林公園で一日遊んで、帰ってから夕食に何か食事を作って、あるいはどこかレストランに寄って御飯を食べて帰るというようなことは考えられると思うので、それだったら滑川町で、では何かこんなものが滑川町にあるのでおいしいなんていうのを聞いたら、では帰りに寄ってはいかがとか、そういう形のもが一番考えやすいかなと思うのです。私もあんまりよく分からないのですけれども、B級グルメと言われるものが最近あっちこちの観光地や何かで出ていまして、滑川にもB級グルメと言われるようなもつ煮だとか何かがあるわけですから、そういうものをもうちょっと観光のホームページの中でもアピールしていけたら、B級グルメとかそういうもの、そうしたら、ではどこどこがおいしいとかというのが載っていれば寄ってみようかとかいうような人も出てくるのかなと。そういう食べ物ももう一度何か考えられるのかなと思うのですけれども、今まであまりそういう食べ物に関する話というのは回答の中で出てきたことがないのですが、その辺は考えたことはないのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、内田議員さんの再質問に答弁させていただきます。

食事の件なのですが、農泊推進協議会で農協観光と連携しながら事業を行っている事業のことで、例でお話をさせていただきたいと思います。そちらのほうは、基本的に農協観光さんが募集をかけて、そして農業体験、そして食事という形の中で一日を過ごしていただくような事業展開を行っております。ホームページで、先ほどお話をいただきましたホームページという形の中では若干少なかったのかなと。そしたら、観光協会のホームページのほうの中では、商工会の会員の方または観光協会の会員の方の紹介はしてございます。その中で、もう少しB級グルメ等できる、営業時間とかもございまして、できるものをなるべく入れていきたいなというふうに考えてございます。産業振興課でも、町長のほうから情報発信はしっかりするようというふうに仰せつかっておりますので、今後しっかり情報発信をしていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、質問願います。

○13番（内田敏雄議員） まだまだ言いたいことはいっぱいあるのですけれども、時間もなくなってきてしまって。ホームページなのですが、観光協会のホームページというのは町で管理しているのかどうか分からないのですが、滑川町の観光のアピールとしては、ホームページのネットサーフィンというのですか、見ていてやっぱり非常に弱い感じが受けるのですけれども、その辺のところをもっと改善していただかないと、ホームページに載せても見ていただかなかつたら意味がないので、ぜひご検討いただいて、これは要望というかお願いでよろしく願いいたします。

次の質問に移りたいと思います。地域コミュニティの希薄化問題についてなのですが、区長さ

んなんかのお話を聞くと、なかなか悩ましい問題で、自治会への加入率がどんどん下がっていくと。回覧もなかなか回していいところ、回さないで飛ばすところとか出てきて、結構煩雑だという話を聞くのですけれども、それってやっぱり役員さんにかなり負担がかかっている。そういう話を聞くから、みんな役員さんをやりたくないというのが実情ではないかなと思うのです。だから、まず第一に、役員さんの負担の軽減というのを行政のほうで考えていただかないと、話がまずは進んでいかなのかなというふうに考えるのですけれども、例えば先ほどもホームページでできるだけ出すというような形をしたのですが、もっともっとITの活用によって役員さんの負担を軽減できる部分があるのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、内田議員の質問に答弁をさせていただきます。

自治会加入の減少の話につきましては、区長会議等でも、特に南部のほうの区長さん方のほうからこういった問題があるということでお話はいただいております。確かに役員さんの負担のことも一つ重要なことだというふうに町としても認識はしております。ただ、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、インターネット環境がなくて、特にお年寄りの世帯等は紙媒体を必要とする方もいらっしゃると思います。また、反対にパソコンやスマホなどを操作できる年配の方もいらっしゃるかと思います。そういったことで、先ほど答弁をさせていただきました、可能な限りそういった情報を広報紙へ掲載、また回覧物については、今も行っておりますけれども、町のホームページのほうに引き続き掲載していくということで考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、質問願います。

○13番（内田敏雄議員） 自治会への加入者が減っているというのは、滑川の地域だけではなくて、南に行けば南に行くほど、都会に行けばそういうところはもっともっと増えてくるようなのですが、けれども、例えば滑川の場合、開発業者が住宅地を開発しているようなケースを見かけるのですが、そういうときに開発業者のほうから自治体への加入を促してもらうような、新しく来る方に。そういうこともできるのではないかなというふうに思うのですけれども、いかがですか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、内田議員の質問に答弁いたします。

開発業者のほうに、自治会加入のお願いというようなことを今までお話しした経緯は恐らくないかとは思いますが。ただ、内田議員さんからのそういったアイデアもいただきましたので、町としても、今後、そういったこともあるというようなことで検討をしていきたいというふうに考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、質問願います。

○13番（内田敏雄議員） 東京都の特別区長会というところで令和2年に調査研究をしたのが発表されていて、その中に新しくできたところの集合住宅など、新しい住宅街についての開発業者から自治会への加入を促してもらうというような文面が載っていたと思うのですが、そういう前例があると思います。そういうことは滑川でもやっぱりできるのではないかなというふうに考えておきまして、それとあと何で読んだのかちょっと記憶が定かでないのですが、最近の若い方の中に、近所付き合いはしたくない、だけれどもコミュニティーは取りたいという考えが結構あるそうで、近所付き合いはしないけれども、近くのカフェの常連になって、その常連さんたちとコミュニティーをつくっているというようなお話を何かで読んだような記憶がありまして、決して今の若い方たちでもコミュニケーションが嫌いなわけではないのだと思うのです。そのきっかけをどこかでつくってあげれば、地域のコミュニティーの中に入れてきていただけるのではないかなというふうに思っているのですが、どこの自治体でもその辺のところは一番悩んでいるところだとは思っているのですが、その辺のところはいかがお考えでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、内田議員の質問に答弁をいたします。

若い方のコミュニティーというか、近所付き合いの関係につきましては、その方たちの考えでございまして、なかなかそれをどうこうということは町としては言えないところでございますけれども、地域ふれあい事業ということで各自治体で工夫しながら参加のほうを促しておるというふうに思います。子どもがいらっしゃる世帯にあっては、子どもを通じてどんどんそういった事業に参加していく若い親の世代の方もいらっしゃいますけれども、逆にいない世帯であっても参加しやすい、興味を持っていただけるそういった内容、実施方法をすることで、そういった若い世代の方たちの参加を促すことができるというふうに町としては考えるところです。そういったふれあい事業の内容とか実施方法については、町としてはアドバイス、それから情報提供を相談をいただいたときに行っていきたいというふうに考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 内田議員、質問願います。

○13番（内田敏雄議員） 各自治会で区長さんはいろいろやっぱり悩んでいて、それでもふれあい事業みたいなものを各自治会でやっていらっしゃると思うのです。そういうときに、自治体のほうでそういうのをサポートして、応援、支援していただくとありがたいなと。区長さんも多分そういうので、やっぱりきっかけというのがすごく大事だと思うので、必ずしもイベントがいいとは言い切れないのですが、何かのきっかけ、会話をする機会があれば、だんだんコミュニティーが取れていくのだろうというふうに思いますので、区長さんが主催する自治会のふれあ

い事業等には行政も積極的に支援をお願いいたしまして、私の質問は終わりにしたいと思います。
どうもありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、内田敏雄議員の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。再開は午前11時5分とします。

休 憩 （午前10時55分）

再 開 （午前11時05分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

◇ 井 上 章 議 員

○議長（吉野正浩議員） 通告順位6番、議席番号14番、井上章議員、ご質問願います。

〔14番 井上 章議員登壇〕

○14番（井上 章議員） 議席番号14番、井上章でございます。議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

質問事項1、滑川町コミュニティセンターの建設について質問をさせていただきます。滑川町コミュニティセンター施設整備基本計画（案）について質問させていただきますが、第5次滑川町総合振興計画の中で生涯学習施設の整備、活用について、また学習活動や文化活動の拠点となり、多目的に利用できる地域拠点の施設という位置づけを踏まえた整備を検討するとあります。この内容につきましては、3月議会で執行部からしっかりと説明を受けました。建設委員会条例も議決をされております。

町長の公約であるコミュニティセンター建て替え工事の基本構想（案）は、専門家の専門的な知見から策定され、現コミュニティセンターの利用状況や実態の把握、各室の利用状況や部屋ごとの稼働率まで調べられています。また、文化芸術活動の支援として多目的な活動室に、プロジェクター、鏡張り、防音対策などの整備も検討され、町民の要望にも対応しています。4か所の建設候補地についても、敷地状況やエリア環境、コスト面、ハザード面も検討されており、非常に信頼のおける調査だと思います。現コミュニティセンターは広範囲に老朽化が見られ、健全度が100点満点で49点であり、建物自体も旧耐震基準で建設されているため、大地震で倒壊する危険性もあり、有事の際、公共施設としていち早く復旧して必要生活整備（ライフライン）などを提供可能な施設設備になっていません。基本計画（案）を見る限り、建設場所は候補地の3でほぼ決まりではないでしょうか。町全体の公平性と利便性も確保でき、候補地3、体育館北側砂利敷き駐車場（町有地）は、専門家の基本計画（案）調査どおりの最適な場所であり、この場所なら町民の皆さんの大半が賛成をしてくれることと思います。以上のことから4点質問いたします。

①、コミュニティセンター建設委員会条例の委員は、町長の諮問に応じて調査、審議し、答申す

る非常に重い役職です。委員は決まったのか。

②、建設に向けての今後のスケジュール全体の流れを説明してほしい。

③、建設場所が体育館北側の候補地3に決まった場合、職員の駐車場はどこにするのか。

④、新コミュニティセンターが完成した場合、現コミュニティセンターは解体をしてしまうのか。または、耐震補強工事をして活用するのか。いずれも建設委員会で協議する事項だと思いますが、まずは町の考えをお聞きしたいと思います。

以上、4点をお願いいたします。

続きまして、質問事項2、滑川町の住居耐震診断について質問をいたします。令和6年元旦に発生した北陸能登沖地震の数多い倒壊した家をテレビで見て、建物の構造や材料、築年数など、いろいろな要因で大きな被害につながったのではないかと思います。滑川町においても大規模災害が発生したときのために、特に古い家は耐震改修をしておくことが望ましいと思われませんが、なかなか個人の家で耐震改修をしている方は少ないのではないのでしょうか。

1995年、阪神淡路大震災を受けて、2000年には現行の耐震基準が施行されています。滑川町でも南部地域の住居は比較的新しく、恐らく現行の耐震基準で建てられた家が大半で、震度6強の大きな地震でも倒壊や崩壊に至らず、大きな損傷を受けないのが現行の新耐震基準です。基本的に南部の皆さんの家は壊れず、大規模災害の際には在宅避難になると思います。全ての家ではありませんが、それに比べ北部の福田地区は、40年以上の家や物置、または蔵などが多く見られ、首都圏直下型地震が発生した際には倒壊のおそれがあります。耐震診断が進まない要因として費用面があり、建物の規模によりますが、木造住宅の場合、おおむね1棟当たり12万円から25万円程度と値段幅があり、ホームインスペクションというそうですが、住宅診断でも耐震診断はオプションだそうです。業者によっても値段がまちまちで、報告書作成費用も含めると、耐震診断士によって10万円から30万円と多額な費用がかかります。もちろんそこからの耐震改修工事はまた別料金で、町のリフォーム補助の中に耐震工事補助も含まれますが、非常に少ない金額です。これらのことから2点質問をいたします。

①、耐震診断費用において、国、県などからの補助金制度はあるのかお聞きしたい。

②、現在、耐震住宅リフォーム補助金として、町から建築費用20万円以上の場合で100分の5に相当する金額の10万円を限度とすると決められています。今、物価高で建築費用も上がっていることから、10万円が補助限度ではかなり厳しい状況でございます。一度限りの利用ということもあり、今後の対応で何とか補助金を上げることはできないか、町の考えをお聞きしたいと思います。

質問は以上です。よろしくお聞きいたします。

○議長（吉野正浩議員） 順次答弁願います。

質問事項1、コミュニティセンター建設についてを篠崎総務政策課長に、質問事項2、滑川町の住居耐震診断についてのうち、①、耐震診断費用のための補助金制度の有無についてを福島建設課

長に、質問事項2、滑川町の住宅耐震診断についてのうち、②、耐震住宅リフォーム補助金額の引上げについてを服部産業振興課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、井上議員のご質問に答弁させていただきます。

質問事項1、コミュニティセンター建設についてのうち、①、コミュニティセンター建設委員会委員は決まったのかでございますが、学識経験者については現在選定中でございます。また、公募委員は、準備が整い次第、広報等で募集をいたします。

次に、②、今後のスケジュール全体の流れについてでございますが、コミュニティセンター施設整備基本計画にて記載したとおり、令和6年度に測量、地質調査、基本設計、令和7年度に実施設計、令和8年度に建設業者選定、工事着手、令和9年度に新施設完成、既存施設解体を実施する予定でございます。

次に、③、建設場所が候補地3に決まった場合の職員駐車場はどこにするのかでございますが、コミュニティセンター候補地である総合グラウンド東側駐車場は、現在、職員の駐車場として利用しています。新施設の建設中や完成後は、職員の駐車場としては利用できなくなります。職員の駐車場を含め、役場周辺の駐車場については、町民の利便性を考慮しながら配置を検討してまいります。

最後に、④、新コミュニティセンター完成後の現コミュニティセンターについてでございますが、老朽化が進行している既存施設を修繕しながら利用していくことは財政的に困難であると考えております。新施設の完成後、既存施設を解体する予定でございます。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 次に、福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、井上議員の質問に答弁いたします。

質問事項2の滑川町住居耐震診断のうち、①、耐震診断費用において、国、県などから補助金制度はあるかについてでございますが、国、県より個人が直接受け取れる一戸建て住宅を対象とした耐震診断費用の補助金制度はございません。しかし、昭和56年5月以前に建築された木造住宅は、建築基準法に定める耐震基準が強化される前のいわゆる旧耐震基準によって建築され、耐震性が不十分な住宅も多く存在することも事実です。また、平成12年5月以前に建築されたものは、構造の一部が現行の基準に適合せず、耐震性が不十分である可能性があります。以上のことから、埼玉県の川越建築安全センターでは、平成12年5月以前に建築された木造住宅について、パソコンソフトによる無料での簡易耐震診断を実施しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 最後に、服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、井上議員さんのご質問に答弁させていただきます。

質問事項2、滑川町の住居耐震診断の②、滑川町耐震住宅リフォーム補助金について答弁させていただきます。現在、滑川町耐震住宅リフォーム補助金交付要綱では、一度限りの利用になりますが、耐震工事の実施に際して上限額として10万円、また住宅リフォーム工事の実施に際しても上限額が10万円となっております。耐震改修工事の対象住宅は、主に個人住宅を想定し、交付に際し各種の要件がございます。主な点を申し上げますと、耐震診断により耐震評点が1未満の診断後に耐震工事を行う場合や、昭和56年5月31日以前に建築された建物の耐震工事に交付することができます。また、耐震診断に要した費用にも交付することは可能となっております。耐震工事とリフォーム工事はセットで行われる場合が多いと思われませんが、そのような工事ではそれぞれ10万円が上限額となり、合わせて20万円が上限額となっておりますので、よろしく願いいたします。

そして、井上議員の質問内容にある今後の対応とありましたので、現行の滑川町耐震住宅リフォーム補助金の交付要綱についてですが、内容の改正を含め、検討を行っている段階でございますので、併せて回答のほうをさせていただきます。要綱の趣旨である地域経済対策の一環として、町内事業者の育成を掲げた要綱を基に、要綱の充実化を図るために検討を行っており、要綱改正が終了した段にはお知らせしたいと考えておりますので、よろしく願います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 井上議員、再質問願います。

○14番（井上 章議員） 答弁ありがとうございました。再質問をさせていただきます。

質問事項1のコミュニティセンター建設に対して再質問いたします。パブリックコメントは行っていると思いますが、住民説明会は行わない方向なのか、町の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、井上議員の質問に答弁をいたします。

住民説明会につきましては、開催する予定はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 井上議員、質問願います。

○14番（井上 章議員） 私もその方向でよろしいかと思えます。これだけ大きなプロジェクトですので、反対意見が出るのは当たり前ですが、言い方は悪いですが、一々いろいろな人の意見を聞いてもまとまるものもまとまらなくなります。町民の声も最後のチェック機関とおっしゃられる声もありますけれども、最後のチェック機関は、私は議会ではないかなと思っております。やはり

この手の問題は専門家に任せるのが最適なのではないでしょうか。町民のいろいろな意見は、これも本当に大事であります。ですが、今までの経緯からして、なかなか執行部側、進めていく側と反対側、反対者の皆さんの意見は歩み寄りができないのは、これはもうしょうがないことであって、そういったことから第三者機関、このコミュニティセンターの建設に対する委員会が発足したわけですから、その委員会に任せるということが一番最適なのではないかなと私も思っております。工期もいろいろありますと遅れて、町民サービスの低下にもつながるということもありますから、今、答弁を聞きますと、これからでも約3年以上はかかるということになっておりますので、ぜひともスムーズに進行できるように、委員会の皆さんに慎重なる審議をしていただきたい、このように思っております。建設委員会ですっきりと協議をして決定してくれると思います。

町民の皆さんは、現コミュニティセンターは、町民の皆さんから空調や音響、そして全体的な附帯設備が使いづらく、いち早い建て替えを望む声も多いです。私の周りでは、特に北部の人たちですが、誰に聞いても役場周辺に造ってほしいと望んでおります。建物については計画概要検討書どおり、耐久性のある材料を選択することにより長い間使っていくことができ、メンテナンスのしやすさを第一に考えた平屋建てが望ましく、また埼玉県福祉のまちづくり条例に準拠した不特定多数が利用するユニバーサルデザイン、バリアフリーを考慮した空間構成を検討していただきたいと思っております。町の中心に建設することにより、今後もしかして役場を中心に放射線上に町営路線バスなどが通ったときも、必ずバスは役場に停車するようになると思いますので、町民の皆さんの利便性や都市計画などを含めた将来を見据えて考えてほしいと思っております。ぜひとも建設委員会の皆さんに町全体の公平性を考えて進めていただきたいと要望させていただきます。

続きまして、質問事項2の住居耐震診断の質問ですけれども、耐震診断費用の補助は国、県などからもないと答弁をいただきました。パソコンで川越のほうにもそういった無料相談もあるということでございますので、そういったこともぜひ啓発をしていただきたいなと思っております。

先月、個人的なことで能登半島の付け根に当たる富山県の氷見市に行ってきました。奥能登とは違って被害は小さかったのですが、この辺ではもうふだんどおりの生活でしたが、建物が傾いたり外壁が剥がれかかっていたりして、建物には危険を知らせるシールが貼ってありました。このシールは、耐震診断士の下、市の職員が貼ったと思います。道路は通行ができる状況ですが、特に歩道がひどく、液状化現象が至るところに見受けられ、この辺りでは震度5強の程度の揺れだったようですが、被害が小さいとはいえ、ふだんの生活にもかなりの影響もあったと思います。奥能登では最大震度は7で、別物の揺れであり、輪島市の一部、重要伝統的建造物群の景観を大事にする観光地区であることや、2007年の能登沖地震では家自体の被害が少なかった。2008年、輪島市消防本部に消防団で研修に行ってきましたが、傾いた家や家内部の被害はありましたが、潰れた家はほとんどなかった。そんなことから耐震工事も進んでこなかったようです。

我が滑川町でも、3.11の5強の揺れでは、屋根の頂上部分、これぐしといいますが、その部分が

崩れた家が多く、私の家も崩れましたが、福田地区に集中しておりました。耐震診断費用の補助がないのであれば、町からリフォーム費用の補助や耐震工事補助があるわけですから、古い木造住宅が万が一、首都圏直下型地震で震度7が発生した場合、倒壊のおそれがあると。うちは古い家ですが、しっかり造ってあるから大丈夫だという方もいると思います。そういうような人は、個人の判断で強制はできません。ですが、町は広報紙等で特集を組んでもらって、建築基準法が改正された2000年以前の旧耐震基準で建てられた家を中心に注意を促すと、震度7は別物だと啓発活動を行っていただきたいと思います。この件も重ねて要望させていただきます。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、井上章議員の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

休 憩 （午前11時27分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（吉野正浩議員） 再開します。

◇ 原 徹 議 員

○議長（吉野正浩議員） 通告順位7番、議席番号10番、原徹議員、ご質問願います。

〔10番 原 徹議員登壇〕

○10番（原 徹議員） 議席番号10番、原徹、議長のお許しをいただきましたので、発言通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、質問事項1、県から権限移譲された事務の見直しについてでございます。前回、3月の一般質問で、町の職員の採用、定員管理、人材育成について質問させていただきました。それにより、滑川町においては人口の増加に対して職員の増員が追いついていなくて、全国を見回しても自治体規模に対して職員数が非常に少ないが、定員適正化計画に基づき、住民サービスの低下を招かぬように、町職員一丸となって業務に当たっていきたい旨の答弁をいただきました。滑川町の職員が少なく、十分な住民サービスの提供に課題があるのではないかという点について、事務の増加への対応の観点から、県から権限移譲された事務について、今回はお伺いをさせていただきたいと思います。

地方分権一括法（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号））ですが、こちらが1999年に成立し、ほとんどの内容が2000年4月に施行されました。1995年設置の地方分権推進委員会の勧告、第1次から第5次まであるようですが、この内容を実施に移すため、改正が必要な地方自治法など475件の法律が一括改正されたものです。

国と自治体の関係を対等とし、本来国がすべきだが、自治体に任せていた機関委任事務が廃止さ

れ、自治体が自主的に行う自治事務と自治体が国から引き受ける法定受託事務が創設されました。自治体が条例で独自に導入できる法定外目的税、税収を特定目的に使用するものが創設され、従来あった法定外普通税、税収使途を限定しないもの、こちらの導入も国の許可制から事前協議制に変わり、導入しやすくなったとされています。

その後、2011年に成立した地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関連法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）では、2007年に設置されました地方分権改革推進委員会の勧告に基づき、第1次から第4次にわたって、地方自治体への権限の移譲や、法律で自治体に事務処理を義務づけ、国が事務処理基準を定めた義務づけ、枠づけを廃止する関連法が一括改正され、その後も継続して国から、そして県から、市町村に多くの権限が移譲されてきました。

都道府県から市町村への事務、権限の移譲については、「住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにするため、都道府県の事務、権限の市町村への移譲等の取組を進めています」と内閣府のホームページにも記されています。

この権限移譲のメリットは幾つか考えられますけれども、1つとして、地方、地域がそれぞれの事情に合った、より適切で柔軟な自治を行うことができる。2つ目として、地方と国の関係の水平化が図られ、国の自治体への関与ないしは干渉の頻度が減少し、国から地方へのトップダウン型の関係ではなく、国と地方とが対等な関係が築かれる。3つ目として、物事の決定権だけでなく、財源の付与も地方分権の大きな意義の一つで、地方公共団体はより質の高い行政サービスを提供できるようになるなどが挙げられていますが、市町村の立場としては、これらが本当にメリットとして実現しているのかといいますと、甚だ疑問があると考えます。

一方、デメリットとしましては、1つ、国、県の権限が縮小されるため、国、県全体での行動を起こす際に、より多くの調整が必要となる場合がある。2つ目として、対象となる地方組織の規模が小さ過ぎると運営に支障を来す可能性がある。3つ目として、地域間の競争による結果、これらの地域間の貧富の格差が拡大してしまうという懸念があるなどが考えられるとされています。このデメリットについて議論されることはほとんどありません。

私が今回、問題視として取り上げたいのは、このうちの2つ目の問題です。滑川町の人口は約2万人ですので、絶対的に小さ過ぎる町とは言えませんが、権限移譲された内容によっては小さ過ぎると言えるものがあると思います。そこで何点か質問させていただきます。

1、滑川町の組織として課の数と担当の数をまずは教えていただきたいと思います。

2点目、分権一括法が施行された頃以降に、何年以降って明確に切るのも難しいと思いますので、大まかで結構なのですけれども、その頃以降に県から移譲された権限の数を教えていただきたいと思います。

3点目、そのうちの事務取扱件数の多い事務と少ない事務、どんなものがあるのか、その主なものとその件数を教えていただきたいと思います。

事務取扱件数の多いものにつきましては、町での需要が多い事務として、町で権限移譲を受けたメリットがあると思われます。しかしながら、件数の少ない事務についてはどうでしょうか。ほとんど仕事がないのだから支障がないと思われるかもしれませんが、そうではないでしょう。権限の移譲を受けた以上、いつ窓口対応することになるか分からない事項についても、しっかりと行政として備えておかなければなりません。住民が窓口に来たときに、「年に1件あるかないかの事務なので内容は分かりません」では済まないはずです。条例や規則などを定め、職員は内容を把握し備えなければなりません。これはあまりにも非効率的ではないでしょうか。各市町村においては、年に数件しかない業務でも、あるいは全くないような業務であっても、県でまとめれば一定の数になり、そのことにより業務に対するノウハウも蓄積し、より充実した業務遂行、住民サービスが行えらると思えます。そこで質問です。

4点目の質問になります。滑川町は、全国的に見ても非常に少ない職員数で業務を行っている自治体です。よりよい行政サービスを住民に提供するために、これらの取扱件数の少ない、あるいはない事務について、改めて権限を県に返すことは考えられないでしょうか。今後の対応についての考え方をお示しいただきたいと思えます。

続きまして、質問事項の2でございます。都市計画法第34条第11号の区域指定についてです。都市計画法に基づく開発許可等の許認可事務については、1点目で取り上げました県からの権限移譲された事務の一つです。都市計画法（昭和43年法律第100号）の第7条では、「無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分（以下「区域区分」という）を定めることができる」としております。滑川町は、首都圏整備法第2条第4項に規定する近郊整備地帯の地域として、昭和45年8月から区域区分が定められています。

また、同法7条第2項では、「市街化区域は、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とする」、第3項では、「市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とする」と定めています。そして、同法第29条で、都市計画区域内において、開発行為をしようとする者は、開発行為、住宅を建てる目的で行う土地の区画形式等の変更をいいますけれども、「開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない」とされております。

市街化区域につきましては、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に、この計画的にというのが結構ポイントだと思うのですが、市街化を図るべき区域であるため、住宅等の建築を目的とした宅地開発について、技術基準、一定の技術基準、これにつきましては設備や工事の安全性等の基準という形になると思えますけれども、こちらを満たしていれば問題ないところですが、市街化調整区域の取扱いについては、まず問題があるということとです。

先ほど説明させていただいたとおり、法にもあるように、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域です。しかしながら、市街化調整区域において住宅等の建築を一切認めないとする 것도問題があるため、一定の条件を満たせば開発許可を認めるとして、同法第34条各号に幾つかの基準を列挙しています。

そのうちの第11号、こちらは「市街化区域に隣接し、または近接し、かつ自然的、社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であって、おおむね50以上の建築物が連檐している地域のうち、災害の防止、その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、都道府県（事務処理市町村の区域内にあっては、当該事務処理市町村）の条例で指定する土地の区域内において行う開発行為で、予定建築物等の用途が開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途として都道府県の条例で定めるものに該当しないもの」とされています。

滑川町においては、滑川町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例により、市野川以南の市街化調整区域の大半について、建築基準法の共同住宅、長屋、寄宿舎及び下宿を除く第2種低層住居専用地域内に建築することができる建築物の建築のための開発行為が認められているところです。この開発許可による建築物の建築により、町内の人口が増えている面もありますが、本来は市街化を抑制する区域です。住宅がどんどん新築される一方で、ちまたでは空き家の問題が叫ばれています。滑川町でも空き家問題は避けて通れない問題のはずです。そこで質問です。

1、滑川町内の市街化調整区域の面積と都市計画法第34条11号に該当するものとして指定された区域の面積を教えてくださいたいと思います。

2、都市計画法第34条第11号の立地基準により開発された宅地の区画数を教えてくださいたいと思います。

3、町内の空き家の数を教えてくださいたいと思います。

滑川町は、先日発表されました人口戦略会議の発表で、県内で唯一、若年女性の割合が増加すると推定され、自立持続可能性自治体とされましたが、これは森林公園駅やつきのわ駅周辺の土地区画整理事業などにより、新たな宅地の提供が継続的になされたことの結果であると考えています。しかしながら、滑川町で生まれ育った若者も、住む場所のみならず働く場がないと就職を機に町外に転出してしまう可能性が高くなってしまうと憂慮されます。市野川以南の市街化調整区域について、現状のまま専用住宅の建築を許容し続けるよりも、市街化調整区域として市街化を抑制しながら、ある程度まとまった土地を企業誘致等のために残しておいたほうがよいのではないのでしょうか。単純に住宅が増えればよいという話ではありません。民間開発により道路等の都市施設が整備されるメリットもありますが、それらの都市施設も、その後、町で維持管理していく必要が生じます。当然費用もかかります。

都市計画法第34条11号の区域は、平成15年6月に県により指定され、その後、町に権限が移譲さ

れました。この間、県内においては11号の区域は縮小を続けており、隣の東松山市でも令和5年3月31日をもって、既存住宅団地以外の区域について2年間の経過期間を経て対象から除外されました。東松山以南や東部の自治体においても、既に同様な見直しが行なわれております。そこでお伺いします。

4点目です。滑川町においても、東松山市などと同様に本来の都市計画法の趣旨にのっとり、都市計画法34条11号の区域指定を見直すべきと考えますが、いかがでしょうか。考えをお示ください。

以上、質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 順次答弁願います。

質問事項1、県から権限移譲された事務の見直しについてを篠崎総務政策課長に、質問事項2、都市計画法第34条第11号の区域指定についてを福島建設課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、原議員のご質問に答弁をさせていただきます。

質問事項1、県から権限移譲された事務の見直しについてのうち、①、町の組織としての課の数と担当の数でございますが、現在、14課局37担当でございます。

次に、②、分権一括法が施行された頃以降の県から移譲された権限の数でございますが、地方分権一括法が制定されてから、県は平成11年、埼玉県分権推進計画、平成16年には埼玉県権限移譲方針を策定し、市町村への権限移譲を進めてきました。滑川町においては、移譲事務数が平成12年度の18事務から令和5年度現在57事務であり、39事務が増加しております。移譲済事務数を移譲対象事務数で割って算出される移譲率では、滑川町は69%であり、県内町村平均60%を上回っている状況です。

次に、③、そのうちの事務取扱件数の多い事務と少ない事務の主なものとその件数でございますが、令和5年度の実績でお答えしますと、取扱件数が多いものから順に、パスポートの申請受理、交付等が383件、開発行為の許可等が256件、屋外広告物の許可数が59件、民生委員の指揮監督が40件です。そのほかに取扱件数が10件以下の事務が20事務、取扱件数がゼロ件が51事務です。事務の合計数が移譲数の57事務を上回るのは、事務の中で細分化されているためです。

最後に、④、取扱件数の少ない事務への対応と権限移譲への今後の対応でございますが、権限移譲された事務の中には、パスポートの申請受理、交付等や開発行為の許可の取扱件数が多く、住民サービスの向上につながっているものもありますが、大部分は取扱件数がゼロの事務が占めている状況です。権限移譲の事務手続については、毎年度、県とのヒアリングの場があり、既に移譲した事務の問題点や今後の移譲計画などについて、担当間で意見交換をしています。県の支援策として、専門的な知識が必要とされる事務については、市町村の要請に応じて県職員の派遣、市町村からの

実務研修生の受入れ等の人的支援があります。

県の担当によると、県の推進する地方分権の方針を転換し、権限を市町村から県に戻すことは過去に例はなく、非常にハードルが高いとのこと。まずは県の支援策を活用し、取扱いの少ない事務でも住民サービスが低下することのないように努めてまいります。また、現在、権限移譲の対象となっていて未移譲の事務に対しては、住民の利便性の向上や地域の活性化の観点に加えて、職員体制や財政状況も考慮しつつ、権限移譲の推進を慎重に検討してまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 次に、福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、原議員の質問に答弁いたします。

質問事項2の都市計画法第34条第11号の区域指定についてのうち、①、滑川町内の市街化調整区域の面積と都市計画法第34条第11号に該当するものとして指定された区域の面積についてでございますが、滑川町は町の全体面積が2,968ヘクタールになります。そのうち、市街化区域面積が242.5ヘクタール、市街化調整区域の面積は2,725.5ヘクタールになります。都市計画法第34条第11号による区域指定の面積は、当初の都市計画法第34条第8号の3による区域指定として、既存住宅団地1.4ヘクタールの指定に始まり、最大時は249ヘクタール、現在は174ヘクタールになります。

次に、都市計画法第34条第11号の立地基準により開発された区画の数についてでございますが、平成16年度をはじめとして、令和5年度末時点の総計で914区画になります。

なお、近年の状況としては、令和4年度が申請15件32区画、令和5年度が申請14件53区画となります。

次に、③の町内の空き家の数についてでございます。令和4年度に完了した滑川町空き家実態調査では、町内全域の専用住宅を担当職員による戸別訪問、外観調査を実施し、136戸を空き家と判定いたしました。市街化区域内の空き家は49戸、市街化調整区域内の空き家は87戸となります。

次に、④、滑川町においても、東松山市などと同様に本来の都市計画法の趣旨にのっとり、都市計画法第34条第11号の区域指定を見直すべきと考えますが、いかがでしょうかについてでございますが、市街化調整区域の開発行為については、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律が平成13年5月に施行され、開発許可の立地基準として都市計画法第34条第8号の3の規定が追加されました。これにより、法の規定に基づき、条例で定める開発行為について許可が可能となりました。現在の都市計画法第34条第11号として規定、運用されております。滑川町の都市計画法第34条第11号の規定により指定する区域は、当初は町の意見を反映し、県条例に基づき指定されました。平成30年4月の権限移譲後は、町条例に基づき、町で定める指定運用方針に基づいて市街化区域に隣接する等の地理的要件、町の土地利用構想など、各計画との整合を踏まえ、区域を指定してまいりました。今後の指定区域の見直しについてでございますが、令和7年度に滑川町総合振興計画の見

直しが予定されております。その中で土地利用構想等も十分検討し、他市町村の指定区域の廃止や削減の動向、廃止、削減後の現状を調査、研究した上で、指定区域の見直しを検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 原議員、再質問をお願いします。

○10番（原 徹議員） ありがとうございます。お答えいただいた内容、それぞれ感想もあるのですが、まず1点目、質問項目事項の1の1点目なのですが、滑川町の組織として課の数、14課局37担当ということなのです。これに対して、県から移譲された権限の数、39事務が最近で追加になったということなのですが、県がホームページに公表している市町村別権限移譲状況、こちら条例移譲対象として載っているほかに、国の法令の移譲対象事務、これも併せて載っているようなのですが、お答えいただいた内容の平成5年度で57事務というふうになっているのですが、このうちの1事務は国の法令によって多分移譲されているのだと思います。14課37担当に対して57もの事務が権限移譲されているのです。これ本当に、前回の一般質問でお答えいただきましたけれども、全国的に見ても非常に少ない、全国で3番目に同例、同程度の規模の自治体の中で少ない自治体にとって、これは本当に大きな負担になっていると思うのです。前回質問させていただいたときが令和4年4月1日現在の職員の人数のデータだったのですが、最近、国のホームページを見たら令和5年4月1日現在も載っていたのですが、同様に3位のまま変わっていない。なかなか厳しい状態だと思います。そういう状態の中で、それだけ多くの事務が権限移譲されているということです。この現状というのはやっぱり問題だと思うのです。

県は、市町村が地域の実情と住民の意向を反映した幅広い分野で積極的に施策展開が図られるように、住民に身近な行政をより住民に身近な市町村が自らの判断と責任で取り組むことができるよう、県の事務権限を市町村に移譲するとうたう内容になっている埼玉県権限移譲方針を定めて、たくさん事務の移譲を進めてきている。県としては、移譲してスリムにしたいというのが本音としてあるのは当然うかがえるわけなのですが、そこでちょっと再質問をさせていただきたいと思います。

支援策として専門的な知識が必要とされる事務については、市町村の要請に応じて県職員の派遣、市町村からの実務研修生の受入れ等の人的支援があるというふうはこの権限移譲方針のほうにも定めてられておりますし、そのように答弁でもおっしゃっていただいたかと思います。移譲された事務を行うには当然費用がかかってくるわけですので。県の権限移譲方針にも、財政支援として、市町村の事務執行に要する経費は埼玉県分権推進交付金等により所要額を措置すると記されておりますけれども、実際に県からの費用負担とはどの程度あるのかをお聞きしたいと思います。

令和6年度の町の予算書のほうを見ますと、埼玉県分権推進交付金496万3,000円が計上されています。そのほかに旅券のほうの関係の金額と、また東松山市に共同事務として再委託していますパスポートの関係の費用としては旅券事務委託料19万3,000円の歳出のほうも計上されています。

ども、実際にまた権限移譲された開発許可等の事務については手数料収入等が入ってくると思えますけれども、実際に県から手当てされている等の収入の金額、それで、その金額で権限移譲に対する費用として足りているのか、その2点について質問させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、原議員の質問に答弁いたします。

まず、権限移譲に対する財源の措置ということでございますけれども、原議員がおっしゃるとおり、埼玉県分権推進交付金という制度がございます。移譲した事務の処理に要する経費について、県から市町村へ補助金を交付するものでございます。補助金額は、事務の実績や市町村の規模等に依りて算出されます。令和5年度なのですけれども、本年度と同じ496万3,000円が交付されております。また、パスポートの発行事務に対して旅券事務交付金の制度があり、令和5年度においては36万6,000円が交付されております。

次に、その権限移譲の財源が足りているのかということでございますけれども、取扱件数の多い事務の中で、パスポートの申請受理交付等事務では広域処理をしており、東松山市に事務委託をしております。県から交付された令和5年度旅券事務交付金については、先ほど申し上げましたとおり、36万6,000円を全額、委託料として東松山市へ支払っております。したがって、町の負担はございません。

開発行為の許可等事務では、令和5年度埼玉県分権推進交付金の一部として286万3,000円、申請手数料として230万5,900円の合計516万8,900円の歳入があります。建設課の開発指導担当2名が専属で事務に当たっております。令和4年度の1人当たりの町職員平均給与が約549万5,000円であることを考えますと、その歳出のおよそ半分を県交付金と事務手数料で賄える計算となります。

埼玉県分権推進交付金については、算定上の基礎的な数値や算定指標を3年ごとに見直していますので、適宜、実情に合わせた改正を県へ要望していきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 原議員、質問願います。

○10番（原 徹議員） ありがとうございます。開発許可関連の部分でいいますと、所要額を措置するといっても、約半分は持ち出しになっているというのが現状です。開発許可につきましては、第2項のほうで話を、また見直しを提言している部分の34条11号の基準、こちら非自己用の住宅開発なので、一般的な自己用住宅、あるいは通常の自己用の事務所等の開発許可手数料に比べると、非常に高額な手数料をもらっていると思います。その高額な手数料、ほかの自治体ではもう11号をほとんど見直ししてなくなっているのですけれども、それでも約半分の手当てしかされていないのです。当然、ここでは、開発許可については手数料収入があるので分かりやすいのですけれども、あとは一括した交付金になっているので、実際にどれだけの本当に事務が増えたものに対する手当

てがされているかと考えると、よくて半分程度というのが本当に現状だと思います。それが実情なのです。分権一括法により、国、県、市町村、対等になったと言いますが、本当に対等な関係にあるのでしょうか。移譲を受けない、一度受けた権限も県に返すというのも、市町村の実情と住民の意向を踏まえた判断として考えられると思います。

特に2つ目の質問、第2項目の11号の区域指定の際の県の指導というのは、対等とは全く言えないような指導がありました。実は私、その現場で、東松山市で国の強い指導を受けて11号の区域を拡大した苦い思いがあります。何で苦いかといいますと、11号を広く指定する県の方針がありまして、広げた舌の根も乾かない2年後ぐらいには、11号はやはり問題があるから区域を狭める、県の方針を変更するという見直しがあったのです。それについては、住民に対する説明は県から一切してもらえませんでした。非常に問題がある。一回広めてしまうと、それを狭くするというのは大きなハードルがあるわけです。権限移譲に対しても、一回市町村に移譲したものを返すのは大きなハードルになる。当然だと思うのですが、でもやはり実情を見て見直していくというのは必要だと思います。

本当に1年間で申請がなかったのが50件もある。50の事務もあるのです。権限移譲で県の事務はスリム化したと思います。でも、どんどん市町村の事務は肥大化していつているのです。こんな非効率的なことはないと思います。各市町村では1年間に1件もない、あるいは年に数件のことであっても、県でまとめてすれば何件にも集約されて、その業務に対するノウハウも蓄積して、より充実した業務遂行、住民サービスができるようになると思います。人間は、一人でできることは限られています。それで集団をつくって、協働して助け合って一人ではできないことをやっていく。集落共同体というのが自然発生的にできたのだと思います。日本でいえば明治の合併、これが集落を合併して、小学校が運営できる程度の規模の自治体になるようにということで町村の合併がありました。昭和の大合併、戦後あったのは、中学校がちゃんと運営できるような規模。平成の大合併、これは地域のことは地域でできるようにということで、国、県が権限を移譲しやすいような規模の自治体になるような合併を進めた。趣旨は分かります。趣旨は分かるのですけれども、これでいいのかというのを私は今回この一般質問を通じて皆さんに訴えていきたいと思っています。

つい最近の新聞記事では、「自治体システム共通化」と題して、人口減少とともに自治体の職員も不足してITシステムの維持が困難になるので、システムの共通化を図ると政府が方針を打ち出したとの報道がありました。この報道では、ITという形で報道されているのですけれども、この本当の意味での効率化が必要なのは、何もITの話だけではないと思います。県の権限移譲の方針には、最後、9、その他として、「この方針は、地方分権改革の進展など、県及び市町村の事務、権限に関する状況に変化があった場合は見直しを行う」と明確に記されているのです。県は、権限移譲を進めたために、本来は県の所掌事務である業務についてノウハウが失われて、市町村が県に対応について相談しても答えられない事態に陥っている事務もあるようです。一見して住民に身近

な行政をより住民に身近な市町村が自らの判断と責任で取り組むことができるといえば聞こえはいいですけども、改めて本当に住民のために何がよいサービス提供なのか、権限移譲と事務の在り方についてしっかりと再検討して、県が行ったほうが効率的でサービスの向上につながる事務も多々あると思いますので、今まで移譲された権限を県に返した事例は当然ないと思いますけれども、権限の返上をすべきと考えます。これについては要望としてお伝えさせていただきたいと思います。

次に、2点目の都市計画法34条11号の区域指定の関係です。見直しがあって、最大の249ヘクタールから174ヘクタールに減ったというご回答をいただきました。11号の区域、制度ができて区域指定された頃にはまだ問題視されていなかった浸水想定区域や急傾斜地等の危険区域等を除いたものだと思うのですが、これで面積は減少していますが、まだまだ大きい面積が市街化調整区域の中で、建築基準法でいうところの第2種低層住居専用地域内に建築することができる建築物は、都市計画、計画に関係なく建てられるような状況になっていると思います。

11号で人口が増加している面もあると思うのですが、町のホームページの人口統計情報、一番古い平成23年12月28日現在で6,586世帯1万7,261人が、分かりやすく年末あるいは年始ということで令和6年1月1日現在の状況ですと8,337世帯1万9,745人に2,484人増加しています。この状況が、開発がどの程度影響しているのかなと思っていろいろ見たのですが、やはり市街化区域はほとんどが月輪とみなみ野、あと六軒地区が大半、羽尾の一部があると思うのですが、ここがこの同期間で見たかったのですが、ちょっと町の統計で見ますと、平成31年から令和2年の間で、実際にはみなみ野、十三塚の自治会が独立したのはもっと前だと思うのですが、統計のデータの取り方が少し変わっているようなのですが、その関係もあって、23年から31年の間で、市街化区域と思われる十三塚が入る前の段階で、この地区で約1,344人増えているのです。それ以降で1,000人ぐらいが増えているという形です。

この中で注目したいのが、実はみなみ野は23年から31年までの間だと人口は少し減っているのです。これ、区画整理が終わって駅前に人口が張りついているから、ある程度期間がたって町が成熟してくると、若年層が外に出ていったりということもあって減ってきたのだと思うのですが、そんなような形になってきます。今後、今は滑川町は将来的にも人口は減らないというふうに推定はされましたけれども、そのような動向もあると思います。月輪とか六軒とかでもそうでしょうし、現在11号で開発されている十三塚地区においても一定の期間がたっていけばそのような状況になってしまうと思います。

一方、人が減っていても、町全体を見て計画的に配備されるのならいいのですが、個々の開発の中で、その場その場で整備された道路等の公共施設の維持というのが、今後、町の負担として出てきてしまいます。そのときに人口が減ってきていると、やはり町としての財政的な負担が非常に大きくなってきてしまうと思います。そういう点も考えて、11号の課題というのは非常に大きなものがあると思います。

3点目の質問で空き家の数をお答えいただいたのですが、136戸ということで、これ非常に少ないと思います。全国的にはもっと多い、空き家が問題というふうに言われていると思うのですが、滑川町は比較的新しい住宅が多いということでこうだ思うのですが、それにしても滑川町の空き家が増えている傾向というのは全く変わりはないはずです。今後、さらにどんどん増えていくと思います。こういうふうに空き家が増えていく中で、市街化を抑制すべき区域である調整区域に新規の住宅建築をどんどん許容していくというのは、なかなか問題があるのではないかと思います。

東松山市では、区域の見直しに移行期間2年が設けられていました。2年強ですか、移行が示されてから。この間に駆け込み申請があったりして、スムーズになかなかいかない部分はあると思います。本来の都市計画の趣旨、どこをどう市街化していくのか、計画的にまちづくりを進めていくべきものだと思います。しっかりとその辺も検討していただきまして、11号、在り方、町の都市計画、今後の全体の計画を見直す中でしっかりとその辺のほうも検討していただきたいと思います。

最後、要望ばかりになって申し訳なかったのですが、以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、原徹議員の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。再開は午後2時とします。

休 憩 （午後 1時48分）

再 開 （午後 2時00分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

◇ 阿 部 弘 明 議 員

○議長（吉野正浩議員） 通告順位8番、議席番号5番、阿部弘明議員、ご質問願います。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 議席番号5番、阿部弘明でございます。質問させていただきます。よろしくお願いたします。

まず1点目、物価高騰が続く住民の暮らしを守る施策をというテーマであります。町民アンケートから浮き彫りになりました住民の暮らし、7割が以前より苦しくなった。その理由が、6割以上が物価高騰を挙げています。また、年金の減少、健康保険税、介護保険料の増加、税金の負担増が続いています。民間シンクタンクが発表した円安・原油高で長引く家計負担増の試算では、24年度の消費者物価指数は前年度比3%増になるとし、1世帯当たり約10.6万円の増になるといいます。町ではこれに加えて国保加入者には国保税の増額がかぶせられます。国による支援策、定額減税が6月から始まりますが、国の支援策だけでは暮らしや営業を守るには十分ではありません。町が財

政出動をすべきときではないでしょうか。物価高騰対策で町独自の対策を打つべきではないでしょうか。町制40周年事業として、住民還元策として商品券を全住民に配布することを提案します。暮らし支援、地域経済が活性化し、事業所支援にもつながります。

2点目が、農地を守るためにというテーマです。教育委員会が行っております「十代からのメッセージ～滑川町青少年の主張大会～」で、町の将来を憂う子どもたちの主張が載っていました。福小のTさんは、「町の魅力は自然が豊かで季節ごとの楽しみがあること。最近は自然が減ってきている。ソーラーパネルがつくられ、沼や川が汚れ、町が発展するのはいいことだけれども、そのせいで自然が失われてしまうのは寂しい。これからも自然が魅力の町であってほしい」と訴えております。

今、月輪西荒井地区の巨大な太陽光工事が進められています。広大な農地が太陽光パネルに覆われようとしています。さらに、市野川浄化施設の東側でも、農地を潰して5ヘクタールものメガソーラー計画があると聞いております。農地法では、農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のために限られた資源であり、かつ地域における貴重な資源であるとして、農地を農地以外のものにするのを規制するとしています。これらの法の目的や理念からも、農地転用許可は慎重に行うべきと考えます。しかし、農家、地権者の責任ではありません。農家が農業で暮らせなくなった政治の責任は大きい。1994年、1俵2万2,000円の米価は半分以下にまで低下し、農家の多くは赤字です。今の農家も「私の代で終わり」、「この機械が壊れたら辞める」と語ります。そこへ太陽光業者が山林や耕作放棄地の所有者にダイレクトメールを送り、「休耕農地で困っていませんか」、「お困りの土地が収入源に」と募集をかけています。個人の力では、この流れを防ぐことはできません。できない状況です。

町は、これまで農業を基幹産業と位置づけてきました。これ以上農地を失うことは、町にとっても、国にとっても大きな損失ではないでしょうか。さらに、農地が果たしている水害対策、貯水池としての役割が奪われてしまう可能性も指摘されています。現在、天神沼には水が入っていません。本来、天神沼に入る水は、その下の農地に流れ、大水のときには役割を果たしていました。しかし、それが果たせなくなり、近年の大雨でそれが住宅地に流れてしまっているのではないかと指摘です。町には、農地を守るための施策を考えてほしいと思います。例えば、現在、固定資産税分を補助する新規企業誘致策を農家に適用する、また新規就農者支援の充実、町が農地を借り上げ、貸し農園などで活用するなどです。町の本気の姿勢が農家を励ますことになるのではないのでしょうか。

3つ目が、パブリックコメントへの町・町長の対応は民主主義の問題ではないかというテーマです。この間、新福祉センター建設の建設計画が発表され、パブリックコメントが募集され、同時期に議会でその予算が計上され、可決され、現在入札が行われ、今年度には完成の見込みと言われております。また、コミュニティセンター建設についても、基本計画が議会での議論もなく発表され、パブリックコメントの募集が行われ、同時に建設委員会条例が提案、可決されました。3

月議会の施政方針演説で、町長は、新福祉センター建設についてのパブリックコメントについて、「相当恣意的な力が加わる結果ではありますが」云々と言われました。パブリックコメントで出された意見は、多くが反対や疑問を表明しております。これらの意見についての町長の姿勢についてお伺いします。

町長と議会は、それぞれ住民の選挙で選ばれ、二元代表制と言われていますが、一方で町長の権限は大きく、議会のチェック機能が働かないと一人独任体であり、独善に陥りやすい危険な側面がある上、日常業務を執行する上で、とかく優位になりがちです。住民説明会も行わないとなれば、2つのパブリックコメントで寄せられた町民の声は、計画への最後のチェック機関と言えます。まずは真摯に受け止め、ここに行政が立ち返る必要があると考えます。町長のお考えをお伺いします。

4つ目が、イスラエルのガザ攻撃に町は声を上げてというテーマであります。イスラエルによるガザ侵攻について、昨年12月議会で町は「この問題は国際的な問題であり、国も停戦に向けて外交努力に努めていることと思うので、町としては国の動向に注意していく」との答弁でした。事態は一層深刻になっています。イスラエルの残虐な攻撃で3万5,000人以上のパレスチナ人が死亡しました。これは国際法違反の集団殺害、ジェノサイドそのものです。イスラエルは直ちに攻撃を中止すべきです。さらにラファへの全面侵攻を開始すれば、さらなる破滅的な人道的惨害をもたらすことは必至です。町は日本政府に対して、イスラエル政府と米国政府に対して、ラファへの侵攻をやめ、即時停戦に応じることを求める外交努力に全力を挙げることを求めるべきです。よろしく願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 順次答弁願います。

質問事項1、物価高騰が続く住民の暮らしを守る施策をについてのうち、物価高騰対策で町独自の対策を打つべきではないかについてと、質問事項4、イスラエルのガザ攻撃に町は声を上げてについてを篠崎総務政策課長に、質問事項1、物価高騰が続く住民の暮らしを守る施策をについてのうち、町制施行40周年事業として商品券配布の検討をについての服部産業振興課長に、質問事項2、農地を守るためにについての服部産業振興課長兼農業委員会事務局長に、質問事項3、パブリックコメントへの町・町長の対応は民主主義の問題ではないかについてを大塚町長にそれぞれ答弁願います。

初めに、篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

初めに、質問事項1、物価高騰が続く住民の暮らしを守る施策をのうち、物価高騰対策で町独自の対策をでございますが、物価高騰に係る対応につきましては、国においてエネルギー、食料品価格の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を図るために、昨年11月に閣議決定されたデフレ完全脱却のための総合経済対策への対応として物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が創設

されました。本町においては、これまでも本交付金を活用しながら、低所得世帯への給付事業といたしまして、令和5年度において、令和5年度住民税非課税世帯に対して1世帯当たり7万円を給付する事業や、さらには同世帯へ追加で3万円を給付する事業等を速やかに実施させていただきました。

また、現在におきましては、令和5年度の3月補正予算にて上程させていただき、繰越明許をいただきました事業として、令和5年度住民税均等割のみの課税世帯へ1世帯当たり10万円を給付する事業や、低所得世帯へのお子様へ子ども1人当たり5万円を加算する給付事業等の物価高騰に伴う低所得者世帯を中心とした経済的支援の事業を着実かつ迅速に進めさせていただいているところでございます。さらには、本定例会の一般会計補正予算に係る議案におきまして、本交付金の低所得者支援及び定額減税を補足する給付に係る給付金・定額減税一体支援枠を活用することで、令和6年度に新たに住民税非課税世帯になれる世帯への給付事業や調整給付事業等の事業費を計上させていただきます。

本町の過去の物価高騰対策の経緯を振り返りますと、これまでにおきましても国の地方創生臨時交付金を活用し、町独自の物価高騰対策事業といたしまして、水道基本料金の減免事業、高齢者や低所得者への生活者支援事業、事業者や農業者への支援事業等を各種実施してまいりました。これらは、国の交付金を最大限活用する中で、地域住民の皆様の声に耳を傾けながら、町としてどのような方にどのような支援が必要なのかを見極めることで必要な事業を展開させていただきました。引き続き、物価高騰対策のための事業の実施に当たっては、国や県の動向に注視し、このような国の交付金等の活用を念頭に置きまして、関係各課局と連携を図りながら、物価高騰対策のための事業を実施してまいりたいと考えております。

次に、質問事項4、イスラエルのガザ攻撃に町は声を上げてでございますが、パレスチナ自治区におけるイスラエルの残虐的な攻撃は許されるものではなく、町としても人道的な観点から早急に停戦がなされることを望んでおります。12月議会でも申し上げましたが、この問題は国際的な問題であり、国も停戦に向けて外交努力に努めていますので、町としては引き続き国の動向に注視、機会がありましたら県や国に対して声を上げてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 次に、服部産業振興課長兼農業委員会事務局長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長兼農業委員会事務局長、阿部議員さんのご質問に答弁させていただきます。

質問事項1、物価高騰が続く住民の暮らしを守る施策の地域経済の活性化、事業所支援の商品券配布についてを答弁させていただきます。過去に行われた商品券に関する事業は、商工業者支援策といった目的を持った補助事業があり、産業振興課所管事業として行った経緯がございます。この

ような補助メニューが現在ないことから、現段階においては産業振興課所管事業として実施することはできないものと考えております。

次に、質問事項2、農地を守るためにについて答弁させていただきます。ご質問内容に関しては、農業委員会に関する質問と産業振興課に関する質問になると思われまますので、それぞれに分けて答弁をさせていただきます。

最初に、農業委員会に関する答弁ですが、質問の中で農地としていますが、滑川町にある農地には、農業振興地域内の農地とそれ以外の農地というように2種類がございます。

申請されてきた農地に対し、どのような流れで審議し、許可されているかについて説明させていただきます。滑川町を流れる市野川より北部にある農地が農業振興地域内の農地となり、市野川より南部にある農地がそれ以外の農地となっております。これは、滑川町の農地の約94%に相当する約754ヘクタールが農業振興地域、その他の農地が約6%に相当し、約52ヘクタールという状況となっております。農業振興地域とは、おおむね10年以上にわたって農業振興を図るべき地域として指定されている地域となります。農地転用には、1種農地、2種農地との立地条件があり、圃場整備事業実施後の生産性の高い農地は、農地利用を確保すべきものとして農業振興地域内の農用地区域といった二重の区域指定もされております。市野川より南部にあるそれ以外の農地にも、1種農地、2種農地の立地基準はありますが、大きな違いは、おおむね10年以上にわたって農業振興を図るべき地域としての指定はされていないという点になります。立地基準にある1種農地を例に述べますと、1種農地の中にも幾つかの段階があり、農地転用の許可方針は原則不許可、やむを得ない農地転用は可能というようになっております。農地には基準があり判断を行っているのご理解を願います。そして、一般的な言い方をすると、市野川以北では転用しにくい農地の基準があるということになり、滑川町の現状を申し上げますと、町内にある約9割の農地が転用しにくい農地であるということになります。

次に、申請から転用についての流れになります。転用されている農地には、個々の様々な理由があり、その状況確認も含めた現地調査を行っております。申請受理後の第1段階は現地確認調査になります。町内を4班体制で全ての農業委員と農地利用最適化推進委員が受け持っており、その中で地域状況が分かる一つの班が書類審査に伴う現地確認調査を行い、付近の農地に及ぼす影響も判断材料としております。一概に転用がよいか悪いかという判断だけではなく、現地確認により状況を適正に判断しております。第2段階は、農業委員会総会で全員による審議です。許可相当案件であるか、不許可相当案件であるかを判断し、その結果を埼玉県に進達しております。最後に、埼玉県の職員が書類審査により事業計画の審査及び現地確認を再度行い、許可、不許可を行っております。このような段階を経て、最終的に転用案件の許可、不許可の決定を埼玉県が行っております。

以上のように、農地について、滑川町農業委員会では、農地法に基づいた適正な判断による審議を行っており、そして県に進達し、埼玉県が農地法に照らした決定を行っているという状況になっ

ております。

次に、産業振興課に関する答弁ですが、水害対策の例として天神沼が質問されておりますので、この件について答弁させていただきます。天神沼の水源は、天水と町道108号線より南にある水路からの流入水になっております。南側にある水路は低く、天神沼は高いといった逆勾配水路で、いわゆる逆さ水と呼ばれる水路であると水利組合の方から聞いております。天神沼の北東側、市野川南側に面する水田に用水を供給する沼ですが、天水だけでは足りず、逆さ水によって強制的に水をためており、丘陵地の高低差で自然に水が流れてきている、たまるような沼ではないことをご理解いただきたいと思います。このため、ご指摘にある大雨で住宅地に流れてしまっているとの指摘は、天神沼への流入に関するものではなく、町道108号線南側からある、西側から東側に流れる水路に対して、近年の台風の大型化やゲリラ豪雨といった複数の要因があるのではないかと推測されます。

天神沼は、数年前に地元区長と水利組合から沼の廃止要望が出されております。現在、天神沼の水利組合や下流の農地所有者である水利権者とも協議し、将来にわたり天神沼の水の使用を行わないということが判明し、天神沼の廃止に向けた作業を行っている途中になります。今後、地元の区長や関係者と協議しながら、沼に残土の搬入を予定しており、流入箇所と下流水路を接続する排水対策も図っていきたいと考えております。ため池が廃止される際には、関係者に同意を得る作業やその後の調整、排水工事等を行うことで、廃止後も支障のないように行っていく予定となっております。

次に、農地を守る施策についてですが、農業を続けるのには様々な課題があるのは認識しております。全ての農家の方々がこれからも農業を続けていきたい、農地を守っていききたいと切に願う施策は、東京からも近く、働く場所もある程度容易に見つけられる場所に位置する滑川町であり、専業農家よりも兼業農家の多い滑川町では農家の継続が重要とも考えており、難しい問題とも認識しております。このため、町では、主に農家の方々が今後も農業を続けていただけるような支援策を考え、農業支援策として以前から行ってきております。認定農業者支援や農地中間管理事業を使った農地の賃貸借事業、遊休農地解消を念頭に新規作物導入事業、新規就農者相談や農業法人化に向けた取組といった施策も含め、農業を継続するための施策を行ってきています。農業をこれからも続けてもらいたいと考えてきた取組であるため、地道な支援策になりますが、行っておりますので、ご理解のほうをお願いいたします。

そして、滑川町の中の僅かな面積になりますが、地元の皆様のご協力をいただき、地域農業の推進や地域活動の推進等の様々な要素を取り入れたモデル地区として、各谷津の里事業が展開されております。全ての個人所有地や荒廃農地を町が何でも行えるように管理することはなかなか難しいことと考えており、これからも農地を含む個人所有地の適正な管理をお願いしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 最後に、大塚町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、阿部議員の質問に答弁をいたします。

質問の総論であるパブリックコメントへの町・町長の対応は民主主義の問題ではないかという質問についてお答えします。今回のパブリックコメント、今後、以下パブコメと答えますが、パブコメへの町及び町長の結果対応を指して言われているのであれば、質問への理解にも苦しみますが、何ら対応については問題はないと考えております。

大きな理由は、パブコメ全般に共通することですが、あえて申し上げます、今回の福祉センターやコミュニティセンターへの整備計画についてですが、まさに民主主義の下にこの議会あるいは議会の全員協議会、予算内示会などを通じて議場で議論し、手順を踏んできた結果によりつくり上げた計画、それをパブコメの制度を使い、住民の皆様にご公開をさせていただいたものです。時系列的に日程が詰まっていた事実はありますが、今回の町で実施したパブコメは、法律や条例に基づいての行為ではなく、あくまでも任意、さらにはこの後にも申し上げますが、決定事項を覆すための制度、またはその行為ではありません。

なお、寄せられたパブコメにつきましては、今までの努力してきた経過を考慮すると、誠に残念ながらの恣意的な力が加わり、同様の論調、言葉を使い、後退的な意見ばかりが寄せられた結果となりました。当初より予想はされておりましたが、誠に残念なことでございます。

なお、どのような質問においても、パブコメの制度にのっとり、しっかりと公開で回答もしておりますので、制度の上では先ほど申し上げたとおり問題はないと考えております。そして、この結果について、私の考えが変わることもありません。

次に、町長と議会は二代表制であります。町長の権限は大きく、議会のチェック機能が働かないと一人独任体、さらには独善、一般的にいわれる独りよがりになりやすい危険な側面があることから、住民説明会を行わないのであれば、パブコメに寄せられた声は計画の最後のチェック機能であるから真摯に受け止める必要があると考えるが、町長の考えはという質問ですが、根本的に考え方が違いますが、まずこの質問についてなのですが、前段は一般論として確かにそうでしょうが、後半まで続けて読みますと、あたかも前段に出てくる町長が私を指しているように思えますので、ここは正しくは首長ではないかと思うのですが、その辺についてもコメントを後でいただければと思います。私をもし指しているのであれば、相当不本意な気持ちになっております。私がいつ独善性というか、勝手に物事を進めたか、その辺の質問についても説明をいただきたいと思っております。

さて、ご指摘の件ですが、行政をチェックする機能を有しているのは、午前中の井上議員の言葉にもありましたが、町民の代表である議会がそこに当たると思っています。パブコメには行政のチェック機能は有しておりませんので、最終チェック機能は働かない、あくまでも参考意見を聴取する場です。

また、説明会をしないのであればとの前置きもありましたが、説明会の是非を論じると話が長くなってしまいますので、ここは遠慮しますが、先ほどから言うように、パブコメはあくまでも参考意見として聞き、あるいは建設的な意見を得るための行政の手段であると考えています。特に今回のように一部議員やその支援者がパブコメを利用し、反対意見を集中的に投稿してこられました、昨日も申し上げましたが、そもそも議会で議決を得るまでの反対行為は活動としては認めますが、議決以後は単なる妨害、さらに私は町長ですが、私個人の人格に及ぶ話や事実と異なることを活動ビラやSNSで公開にさらすことは、誹謗中傷や名誉毀損の類いにもつながる行為だと私は考えております。なるべく大人の対応でスルーをしてきましたが、ぜひともそういった行動をされる方につきましても努力をお願いしたいなと思いますので、よろしくご理解をお願いいたします。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、再質問願います。

○5番（阿部弘明議員） どうもありがとうございます。まず、パブリックコメントへの町・町長の対応の問題について再質問させていただきたいというふうに思います。

町の住民の声について、このパブコメも含めてですけれども、どう考えるかという問題だというふうに思います。今のお話、大塚町長のお話ですと、パブリックコメントというのはチェック機能機関とは言えないと、参考にできるものがあればやるというような話です。昨日、大塚町長の行政報告の中で、新福祉センター建設に関わる問題で発言がありました。改めてお聞きしたいというふうに思います。

町長は、問題なのは、町長はこういうふうにおっしゃったのです。問題なのは議会決定事項であるにもかかわらず反対を唱える議員やその議員に影響され幻惑された匿名者がいたこと、さらにはその匿名者と関係している議員がいること、そして挙げ句の果てには議員自ら確認のためと称して匿名者に成り代わり、B&Gまで電話を入れていること。私が知る限り、滑川町始まって以来の恥ずかしい行為だというふうにおっしゃいました。町民が行政に、行政がどういうことを行っているかについて疑義を持ち、それが誤っているのであればただそうとすることは当然の行為ではないでしょうか。町もB&Gも、持たれた疑念については晴らさなければならないというふうに思います。そのことを相談を受けた議員が、共にその疑念を払拭するために電話をかけたことは、これもまた当然の行為ではないかというふうに思います。町長は何をもって町始まって以来の恥ずかしい行為としているのかお聞きしたいというふうに思います。では、まずこれをお願いします。

○議長（吉野正浩議員） 大塚町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、阿部議員さんの質問に答弁いたします。

昨日の私がそういう話をしたことについての質問でございますが、それについては私が言ったとおりでございます。やはり匿名で電話をしている行為そのものが、町民の方がしたことは、それは

仕方ないとは思ったと思うのですが、そのように話を持ってきてしまったこと自体が間違っていると思うのです。その経過は、いずれにしてもなってしまうのだから仕方ないですが、最終的に議決をされて終わったことをあえてそういった行為に及んだので、私がそこに触れたのです。そこに至るまでであれば、いかにも疑問があるのであれば、どのような行動を取られても結構だと思いますけれども、結果が出てからそういう話をされているから、そこはやはり相談を受けた議員さんがそういった支援者にも、そういうことになってきたけれども、実はこうなのだということを説得するのが本来の姿ではないかなとありましたから、昨日そういうふうにご話をしました。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） ありがとうございます。改めて、今、町長がおっしゃったことについてお聞きしたいというふうに思います。今おっしゃったように、昨日、こういうふうにおっしゃいました。議会の議決事項は民主主義の原点であると。議案が決定するまではどのような議論や反対行動をされてもご自由ですが、議決決定した以上、反対であろうが従うべきだと。議決事項に従うことができないのであれば、議員としての資質の問題であり、議員としての資格がないと言われても仕方がないということまで言われました。

主権者である住民から直接選挙をされ、住民を代表するのが議員です。その議員で構成される合議体が議会です。二元代表制と言われながら、町長の大きな権限をチェックする役割を持つのが議会です。したがって、議会と行政機関はそれぞれ独立性を前提としております。議決が行われた後、反対であっても従うべきというのは、これは日本国憲法に照らしても、日本国憲法の13条、全て国民は個人として尊重されると、15条、全て公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。19条、思想及び良心の自由、21条、集会、結社の、言論、出版その他一切の表現の自由、最後に99条、公務員はこの憲法を尊重し、擁護する義務、これに違反しているのではないかというふうに思われます。また、地方自治法に照らしても、議員の役割を否定するというにはなりはしないかというふうに思うわけでありまして。町長は何を根拠に、議員資格がない、資質の問題と言うのかお伺いします。よろしく願います。

○議長（吉野正浩議員） 大塚町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、阿部議員さんの質問に答弁いたします。

申し訳ないのですが、私が言ったものではありませんので、一般論としてそういうふうにご言われているという話を紹介したまででございますので、その部分だけ切り取って私のせいにされても困るし、またここで憲法の解釈を持ち出されても、それはちょっと場が違うのではないかなという気持ちがあります。ここまでやってきたことについては従ってくださいということをお願いいたします。

るだけですから、そんなに憲法に違反する、何に違反するなんていう話をしているわけではございませんので、よろしくご理解ください。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 紹介をしたというふうに言われていますけれども、これはちょっとおっしゃった流れから違うというふうに思います。あくまでも、今も町長はおっしゃいました。先ほどもおっしゃっております。議決が決定した以上、反対であろうが従うべきだというふうにおっしゃっていますけれども、これは今回の事例のことではないのですか。改めてお伺いします。

○議長（吉野正浩議員） 大塚町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、阿部議員さんの質問に答弁いたします。

今回のことと申しますか、議会に私たちが上げた案件につきましては、その都度審議をいただいております。それで議決されたものについて、私たちはそこで進めていくわけですから、それをずっと反対されても困りますので従ってくださいというお話をしたままでございます。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） そのことを私は申し上げているのです。議決が決定したから議員は従えということをおっしゃっているわけですね。これは先ほど憲法のお話しましたがけれども、まさに憲法違反の発言であり、この議場で、公式な場でそういうことをおっしゃっているということについては、本当に私、議員として本当に残念でなりません。そういったことを町長がおっしゃるといことは本当に残念だというふうに思います。

私は、民主主義についてなのですけれども、先ほど、町長の昨日の発言もそうですが、民主主義の問題だというふうにおっしゃっております。民主主義というのは、議案を提出した町長は、たとえ議案が可決されたとしても、反対の理由に耳を傾け、それを執行する上で、その反対意見に配慮すべきではないかというふうに思うのです。それによって、より民主的な行政が実現できるのではないかというふうに思うのです。どうでしょうか。お伺いします。

○議長（吉野正浩議員） 大塚町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、阿部議員の質問に答弁をいたします。

私も確かに、議会の議決は民主主義の原点だと昨日も申し上げました。それで、今言われていることが私には理解できないのです。阿部さんが言っていることが、何がいけないのでしょうか、決まったことを進めていくことが。それから、反対意見に耳を貸してくれと言っています。耳を貸さないなんて言っていないのです。ただ、今回のパブコメについて相当恣意的なことが動いた。そこまで来る過程も一々紹介はしませんけれども、そういった行動を取った議員さんがいるのです、実

際。それでできたパブコメだから、私はそういうことを最初から言ったままで。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 残念ながら、答弁、変更がないようですが、先日、5月31日付でコミュニティセンターの基本計画ができたということで、昨日も配られました。この基本計画を読みましたが、パブリックコメントで出された意見、17件の意見ということですが、全く反映されなかった。要するに、案から一字一句ほとんど変わらないというようなことでもあります。

主にこの町民の声を言いますと、約4点の件で意見が集中しているというふうに思います。1つは、洪水、浸水地域であり、たどり着けないという問題であります。この問題については、町の回答は、建設予定のところは50センチ未満の浸水地域となっていますけれども、浸水想定地、体育館北側の砂利駐車場は浸水想定区域から外れていますということです。そういった答えなのです。これがずっと同じような答えが続いています。人口の多いところにつくってほしいという……

○議長（吉野正浩議員） 阿部さん、質問の内容がちよっと若干、パブリックコメントからするとちよっと外れてきているような気がするのですが。

○5番（阿部弘明議員） そうですか。では、まあいいか。

○議長（吉野正浩議員） ええ、趣旨……

○5番（阿部弘明議員） 分かりました。

○議長（吉野正浩議員） 最初のそういった趣旨でお願いします。

○5番（阿部弘明議員） この辺でもうやめておきますけれども、改めて、本当に町が民主的な行政を行う上で、もう一度住民の声に耳を傾けてほしいという願いをしておきたいというふうに思います。

それでは、違うところでお話ししたいと思います。質問したいと思います。物価高騰対策なのですが、今そういった助成金がないというようなことで、商品券のことについてはやらないというお話ですが、町制40周年事業として約2,800万円の予算を組んでいらっしゃるわけですが、例えば1人5,000円、2万人いるとして約1,000万円あればこういったような事業は可能だというふうに思うのですが、そういったようなことは検討されなかったのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

商品券を住民の方に配布するというような意見、そういった考え等は出ておりませんでした。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） こういった事業をやるときに、やはり今の住民の生活実態だとか、これか

らどのような生活になるのかとかいうこともぜひ考えてやっていただきたいというふうに思うのです。花火もいいでしょうけれども、そういったような事業が本当に町で町民の皆さんに喜ばれるのかなというふうに考える必要があるのではないかなと思うのです。本当にそういったようなことを改めてお願いしたいというふうに思います。

次に、農地の問題ですけれども、今、様々な地域で就農支援や遊休農地の助成事業など、解消事業など、様々な自治体で取り組んでいるのです。例えば北上市では、60歳以下の、要するに親元就農支援事業というのです。要するに新規ではなくて、要するに後継ぎ、3親等以内の後継ぎ、60歳以下の方がいらっしゃる場合については支援しますよと。北上市ではそれが月5万円で2年まで、安曇野市では年間20万円で5年までというようなこともやっています。ぜひそういったようなことも考えていただけないかなと、要するに国が行っております新規就農者への補助だけではなくて、こういう町独自の支援事業を検討できないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、阿部議員さんの再質問に答弁させていただきます。

ただいま質問の内容にありました新規就農以外のことということの理解でよろしいでしょうか。

〔「親元」と言う人あり〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 滑川町では、今、新規就農、こちらのところでお話をさせていただいております。やはり農家のことに関してはできる限り継続していただきたいという考えを持ちまして、新規就農の方、そしてさらに農家の方でも農業大学校へ行ったりとか、そういった形もいらっしゃいますので、基本的には今の事業を進めていきたいと思っていますので、よろしく願います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） もう一つ、私の提案で、例えば農地を守るために固定資産税分を補助するとかいうようなことはできませんか。それは税務課ですか。

○議長（吉野正浩議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 2時49分）

再 開 （午後 2時49分）

○議長（吉野正浩議員） 再開します。

服部産業振興課長兼農業委員会事務局長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、阿部議員さんの再質問に答弁させていただきます。

先ほど、私の回答でもお話をさせていただきましたが、維持、農業を続けていただくための支援策を行っております。そうした中で、今回、提言に関しての、質問のあった提言に関しては、今のところは考えてございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） もう一つ、先ほど質問の中で、今、様々な太陽光業者がダイレクトメールを送っているのはご存じだというふうに思うのです。この対策というか、確かに皆さんお困りなのでしょうけれども、そういうところでどうしても考えてしまうと、そういったような誘いに乗ってしまうというようなことが往々にしてあるわけなのですけれども、その辺の対策というのは農業委員会では考えていないのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 服部産業振興課長兼農業委員会事務局長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 農業委員会事務局長、阿部議員さんの再質問に答弁させていただきます。

今現在、先ほど来のご回答にもありますとおり、基本的には農業を続けていただきたいというのを主眼に行っております。ただ、そうした中で、やはり辞めたいという方もいらっしゃいますので、そういった方の中と考えながら、農業委員会でも進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○5番（阿部弘明議員） ありがとうございます。これで私の質問を終わります。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、阿部弘明議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は午後3時といたします。

休 憩 （午後 2時51分）

再 開 （午後 3時00分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

◇ 上 野 葉 月 議 員

○議長（吉野正浩議員） 通告順位9番、議席番号2番、上野葉月議員、ご質問願います。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問いたします。

1、ごみ処理について。4月の滑川町広報に「令和6年4月から、雑巾などの資源化することのできない汚れた布類は廃プラスチック類として処理が可能となりました」と記載がありました。

ア、ごみ収集した後の廃プラスチック処分方法を教えてください。

イ、令和6年度の燃えるごみ、資源プラスチック、廃プラスチックそれぞれについて、請負契約先と契約費用を教えてください。また、契約期間を教えてください。

ウ、下記に分類されるごみについて、単位当たりの処分費用または売却益を教えてください。1、燃えるごみ、2、資源プラスチック、3、廃プラスチック、4、衣類、5、段ボール、6、新聞紙、7、雑紙、8、飲料アルミ缶、9、金属類、10、無色瓶、11、茶色瓶、12、ガラス類、13、スプレー缶、14、ペットボトル、15、紙パック。

エ、滑川町のごみの処分の方針に、最終処分場に依存しないごみ処理を推進する、再資源化を進めるといった観点は入っているでしょうか。

2、水害時の避難計画についてお聞きします。令和5年3月発行の滑川町地域防災計画資料編1-3洪水ハザードマップによりますと、役場周辺は浸水ランク1（ゼロメートルから0.5メートル未満の区間）と浸水ランク2（0.5メートルから3.0メートル未満の区間）が混在して指定されているエリアです。

30センチメートルの水深で車は走行できなくなると言われています。滑川町が現在計画を進めている（仮称）滑川町福祉センター及びコミュニティセンター新設計画について、滑川町の公共施設を役場周辺に集中整備する方針とのことですが、福祉センターなど集中整備された公共施設は浸水エリアに入ります。新コミュニティセンター予定地は浸水想定区域から外れるかもしれませんが、アクセス道路は浸水し、背面は河川です。

滑川町洪水ハザードマップは、滑川町地域防災計画資料編に記載されており、防災計画、避難計画を立案する上での重要な資料と位置づけられています。

ア、災害発生時、発生後の災害対策本部の活動や、水や食料、毛布などの救援物資の配送ルート、配布拠点、車が走行できない場合の本部職員集合方法などをどのように計画しているのかを示してください。

イ、滑川町の公共施設を役場周辺に集中整備する方針を取り、福祉センターとコミュニティセンターを役場周辺に新築する計画を進めた場合、市野川以南に公共施設を新設することはないと過去に答弁がありました。現在、市野川以南かつ月輪以東の地域にある避難所は、文化スポーツセンター、みなみ野集会所、都集会所で、最も規模の大きい文化スポーツセンターは、10年後には法定耐用年数を迎えます。大規模修繕をしなければ、避難所としての機能を保つのは困難な施設状況です。現在、空調が機能する部屋は1室しかなく、また前面道路の道路条件が悪く、現時点でもアクセスしにくい施設です。公共施設の新設は、役場周辺以外に行わないのであれば、みなみ野、都、十三塚、羽尾の一部の住民の避難所は、10年後はどこになるのでしょうか。20年後はどこになるのです

ようか。滑川町ハザードマップに基づき、滑川と市野川が氾濫し、浸水深3メートル以上となる最大の水害リスクを仮定してお答えください。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 順次答弁願います。

質問事項1、ごみ処理についてを関口環境課長に、質問事項2、水害時の避難計画についてを篠崎総務政策課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、上野議員さんからのご質問、ごみ処理について答弁をいたします。

最初に、廃プラスチックの処分方法でございますが、月2回の収集日に各ごみステーションにて収集後、小川地区衛生組合のストックヤードにて集められ、その後、不適物の選別を実施し、千葉県銚子市にあります千葉産業クリーン株式会社において焼却処分、いわゆるサーマルリサイクルを実施し、その後、同社の所有する銚子市内にございます最終処分場にて埋立処分されます。

続いて、令和6年度の燃えるごみ、資源プラスチック、廃プラスチックそれぞれの契約先と契約費用及び契約期間でございますが、燃えるごみの契約先はオリックス資源循環株式会社で、契約額は1トン当たり税込み4万4,000円です。契約期間は、令和4年4月1日から令和14年3月31日の10年間となります。資源プラスチックの契約先は、ごみステーションより直送されるものは株式会社エコ計画嵐山エコスペースで、契約額は1トン当たり税込み5万380円です。契約期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日の1年間となります。また、衛生組合に直接持込みされる資源プラスチックはオリックス資源循環株式会社で、契約額は1トン当たり税込み5万1,700円でございます。廃プラスチックの契約先は、先ほど説明いたしました千葉県銚子市にあります千葉産業クリーン株式会社で、契約額は1トン当たり税込み4万2,900円でございます。契約期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日の1年間でございます。

続いて、各ごみの単位当たりの処分費用あるいは売却益でございますが、滑川町が直接契約しております衣類、段ボール、新聞紙、雑紙、飲料アルミ缶、紙パックの売却益につきましては、令和5年度の実績額をお答えいたします。それ以外の燃えるごみ、資源プラスチック、廃プラスチック、金属類、無色瓶、茶色瓶、ガラス類、スプレー缶、ペットボトルについては、衛生組合で契約しております令和6年度処分費用及び売値をお答えいたします。

燃えるごみの処分費用は1トン当たり4万4,000円、資源プラスチックの処分費用は1トン当たり5万380円、資源プラスチックにつきましては、令和5年6月議会で上野議員より一般質問で答弁したとおり、プラスチック類の一括回収は、令和3年度にプラスチックに係る資源循環の促進に関する法律が施行されたことにより、小川地区衛生組合でも、今後、この法律に沿って収集したプラスチック使用製品廃棄物、いわゆる資源プラスチックを容器包装リサイクル法の指定法人に委託

し、リサイクルを行い、環境省が定める分別収集の基準並びに分別収集の再商品化並びに使用済プラスチック使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令に従って分別し、再資源化を令和8年度から実施するように進めてまいります。

続きまして、廃プラスチックの処分費用は1トン当たり4万2,900円、金属類の売値は、スチール缶で1トン当たり税込み4万9,610円、ブリキで1トン当たり税込み3万800円、ステンレスで1トン当たり税込み15万9,500円でございます。無色瓶の売値は1キロ当たり税込み11.44円、茶色瓶の売値は1キロ当たり税込み14.85円、瓶以外のガラス類は不燃物として処理され、再資源化されるものの処分費用は1トン当たり税込み2万5,300円、再資源ができず、寄居町にあります県整備センターで埋立処分されるものは、処分費用は1トン当たり税込み2万955円でございます。県整備センターに受入れできないものの処分については1トン当たり4万1,800円でございます。缶、スプレー缶の売値はブリキと同様で1トン当たり税込み3万800円、ペットボトルの売値は1キロ当たり税込み7.15円。

以下につきましては、5年度の売却益でございます。衣類の単価は1キロ当たり0.1円、排出量6万4,930キロで、売却益は6,493円、段ボールの単価は1キロ当たり3円で、排出量8万7,920キロで、売却益は26万3,760円でございます。新聞紙の単価は1キロ当たり3円、排出量4万3,700キロ、売却益は13万1,100円でございます。雑紙の単価は1キロ当たり1円で、排出量8万9,130キロ、売却益は8万9,130円、飲料アルミ缶の単価は変動がございまして、1キロ当たり152円から176円でございます。排出量1万8,590キロ、売却益は315万3,320円でございます。紙パックの単価は1キロ当たり0.1円、排出量540キロで、売却益54円でございます。売却の総額といたしましては364万3,857円でございます。

続きまして、滑川町のごみ処理の方針に、最終処分場に依存しないごみ処理を推進する、また再資源化を進めるという観点は入っているでしょうかというご質問でございますが、町では、環境基本計画において適切な廃棄物処理の推進としてごみの再資源化が明文化されてございます。これに伴い、第5次滑川町総合振興計画後期基本計画の中でも、ごみの減量化の推進といたしまして、家庭から排出されるごみの分別を徹底し、再資源化を促進するとしております。また、最終処分場に依存しないごみ処理を推進するかについては明文化されてございませんが、ごみの分別を徹底し、再資源化を促進することによって焼却処分されるごみが減少し、ひいては焼却灰、飛灰が減少し、最終処分場に依存しないごみ処理を推進することになると思われます。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 次に、篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員のご質問に答弁させていただきます。

質問事項2、水害時の避難計画のうち、ア、洪水発生時における車が走行できない場合の職員集

合方法などについてでございますが、災害時の初動体制として、大雨洪水警報発令時や台風接近時においては、事前に職員を参集させ、災害に対する準備措置などを実施いたします。救援物資についても、洪水が予想される場合については、指定避難所への水、食料、毛布などの物資を事前に体制を整えて対応いたします。

次に、イ、みなみ野、都、十三塚、羽尾の避難所についてでございますが、滑川町洪水ハザードマップに基づき、浸水深3メートル以上の状況で想定した場合ですが、みなみ野、都、十三塚については水害の想定はなく、羽尾の一部については、滑川、市野川が氾濫した場合に浸水深3メートル以上のリスクはありますが、避難所については、宮前小学校、滑川中学校への避難を想定しております。文化スポーツセンターの今後の方向性については未定ですが、仮に10年後、20年後、修繕をすることなく利用できなくなってしまう場合であっても、住民の方の避難先を確保するため、民間企業との災害協定先を増やし、避難所としての利用を進めてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、再質問願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。まず、ごみについて伺います。雑巾など汚れた布類というところなのですけれども、これが廃プラスチック類になってしまうのは処分としていかなものかなと思いました。

こちらは、彩の国資源循環工場に関するパンフレットなのですけれども、オリックスの資源循環株式会社の炉は、紙くず、繊維くず、植物性残滓等、かなり多くのものが焼却することができます。焼却というか、処理することができます。そして、これについては完全リサイクルを達成しており、最終処分場に依存しない施設となっています。株式会社エコ計画についても、こちらの炉、繊維くず等も処理することができます。このようにごみ処理の技術も進んで処理ができるようになっていくにもかかわらず、処理ができない、しにくい廃プラスチック類に分類してしまうところが非常に疑問であります。

オリックスの炉に燃えるごみを依頼した時点で、このような問題というのは見えていたのではないかなと思います。それにもかかわらず、今の燃えるごみ、資源プラスチックの分類を変えないでずっと来ているがために、例えばおむつは発酵物、不適物になってしまう。そして、資源プラにもならない。そして、例えば台所が出るような洗うのが少し難しい資源プラスチック、それからサララップ、そういった分類が難しいものをどうするのか。今までは、それは燃えるごみに入って焼却をしていたと思うのですけれども、発酵方式に変わってからはなかなかそれができなくなっている。それにもかかわらず分類方法を変えないできた。そのようなことの流れの中で、本来、近くで処理できるはずの汚れた布類を廃プラスチックとするという決まりができてしまったのかなと思うのですが、これを千葉まで持っていかず、寄居の今ある処分先で処分するという方法は検討されなかったのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、上野議員さんからの再質問に答弁いたします。

今回、ご質問のあったように、汚れた布については廃プラスチックにというようなことで今までとちょっと変えたのですけれども、焼却のほうでは、先ほど言ったように、オリックスのほうではやはり発酵不適物、現場のほうを見ていただいたことあるのですけれども、布類というのはやっぱり発酵不適物ということで、どうしてもあの中に入れづらいと。また、資源のほうにまた入れるというのは、現状では、前もご質問あったように、先ほどもお答えしたように、エコ計画のほうに入っておりますけれども、廃プラについてはほかの部分もかなり多いので、実際には布というか、汚れた布、過去には焼却をしていたのですけれども、それに向かないもの、また布類としては資源として出せないというものについては、そういった形で資源プラスチックではなくて廃プラスチックとして先ほど言ったように焼却をしているということを、改めて資源プラスチックというか、ほかのものと混ぜてというよりも、廃プラスチックとして一応処分をするということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） 現在の資源プラスチック、エコ計画、嵐山町のエコ計画に似ているものなのですが、こちらは燃やしているのですよね。

○議長（吉野正浩議員） 関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、上野議員さんからの再質問に答弁いたします。

現状の資源プラスチックについては、以前、議会のほうで答弁したように、サーマルリサイクルということで焼却をしている。ただ、先ほども申したように、令和7年からプラスチック新法、新プラ法ということがございますので、資源化をするために、従来どおり、本当、資源プラスチックという名のとおり、資源化をしていくために現在進めているところでございますので、現状においてはサーマルということで焼却して、その熱で発電等を行っているということでございます。

以上でございます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） まず、資源プラスチック、資源化の見込みがある。しかしながら、令和8年度からを予定されているということです。令和6年、7年は、住民の方は無駄な作業を続けなければいけないということになります。処分先に応じて何が処理できるかというところから逆算した状態で、ごみの分類方法というのを住民の方にしてもらうという仕組みを本来つくるべきであったと思います。今のやり方は、発酵処理に変わる前からのものをそのまま流用して、変わってしまうと混乱が生じるかもしれないということで、本来の炉の処理、炉の能力とまた違った状態で分類

を続けていました。なので、いろいろな面でそごが出てきている状態だと思います。

住民の方は、もちろん難しい面もあってご苦慮されているところというのも分かりはするのですが、多くの方がきちんと分類方法を読んで処理してくださっています。例えば、洗うということに関してもかなり水を使うので、その分の水という資源はどうかという問題も私も感じます。その点を言ってこられる住民の方もいらっしゃいます。そのようなふうを考えますと、行政の論理ではなくて、住民の方が手間と時間、そして本来の事実というところに沿ったやり方というのを行政として構築するのが私は責務であったと思います。なので、この分類方法というのは、炉の性格に応じてきちんと変えていくべきだと思います。重ねてに、今までもこの要望を申し上げておりますが、重ねての要望として申し上げます。

次に移ります。水害時の避難計画についてです。ハザードマップについてなのですが、仮に役場が浸水してしまう懸念がある場合の次の場所というのは滑川中学校が指定されています。滑川町地域防災計画、193ページを見ますと、避難指示等の判断基準、河川氾濫の場合で、浸水想定区域を対象とすることが基本とされています。例えば、この注意を出さなければいけない場合に、その注意を出している町本部というのもハザードマップの対象内になります。そして、移転すべき次の候補地とされている滑川中学校も、同じく浸水エリア内になってきます。

これは、今まで公表されているハザードマップでもこのように書かれているのですが、5月28日に埼玉県から公開された水害リスクマップというのがあります。こちらは、想定最大規模降雨という、また新しい概念でハザードマップが、浸水の想定リスクが考えられているようなのですが、読みますと、「想定最大規模降雨は、当該河川に過去に降った雨だけではなく、近隣の河川に降った雨が当該河川でも同じように発生するという考えに基づき、国において、日本を降雨の特性が似ている15の地域に分け、それぞれの地域において過去に観測された最大の降雨量により設定されています」というようなものがあります。幾つか資料が出されているのですが、やはりどの資料を見ても、滑川町の役場付近というのは色がついていて、浸水想定区域というふうになっています。なので、今、大体で想定されているところも浸水エリアになってしまいます。そのような本部の作り方というのは、災害対策としてあまりにリスクが高いのではないのでしょうか。

そして、防災計画のほうでも「今後はIT等を活用して」などと書かれているのですが、IT等を活用するサーバー等の問題があると思います。この前、見学に行った飯能のほうの消防の施設でも、かなり大きな移動用のサーバーというものが用意されていました。もし、このようなリスクが高いところに役場、そしてほかの代替施設というのもつくるのであれば、ここが駄目だったときの準備、設備というものも、またリスクが高い場所として考えていかなければいけないと思います。本部である役場庁舎が浸水のリスクが高くなったとき、そして当然ながら代替の中学校もリスクがその場合は高いです。そのとき、どうなさるのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

役場、それと滑川中学校がもし仮にそういうふうになったことを考えますと、やはり次の候補としては新コミュニティセンターのほうが考えられるというふうに思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） 新コミュニティセンターというのは、現在の役場職員の駐車場というところだと思うのですが、こちらについても、そこだけは浮き島のように水が来ていなくても、周りにはもう浸水している状態だと思います。30センチで車は走行できなくなります。先ほど、本部に集まる手段としてどうするのかとお聞きしたときに、災害がひどくなる前に本部には職員に集まってきてもらうということだったのですが、本部に集まって車はどこに置くのでしょうかとなった場合、役場の駐車場に置くのではないのでしょうか。そのときに、職員の車、どうでしょう、30センチ水がたまったときに水没してしまうのではないのでしょうか。

高坂のピオニウォーク周辺で浸水が激しかったことは皆さんご記憶されていると思うのですが、そのときに、せめて車だけは動かしておけばよかったという話も聞いております。車だけは動くので、水がないところに上げておけば、車だけは動いたのではないかというような意見もあります。役場の皆さんの車、浸水エリアに皆さん集めて、そして車が動かなくなる。そして、役場の車も動かなくなる。このようなリスクが、現在の役場集中というところにはリスクとして考えられると思います。駐車場として高い場所というところもないわけです。車を逃がしておく場所というものもないと思います。そのような駐車場対策、移動も含めた上でのリスク対策というのをどう考えておられますか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

まず、職員につきましては、初動体制ということで総務政策課、それと建設課の職員のほうで対応しております。これは、例えば夕方なり、そういった大雨が予想されるといった場合には、時間外で残りまして体制を整えているところでございます。それよりも、もし大きな洪水、台風等が来ると想定された場合には、そのほかにも産業振興課あるいは上下水道課等の職員も事前に集めておくといった流れでございます。そういうふうになったときに、もっともっと大きな災害が来たときに、職員を今度全員参集させるとなると、やはり職員の身の安全が一番でございますので、そういった場合には、遠方の職員等については出勤を遠慮というか、来ないでいただいて、まずは身の安全を確保していただいて、水のほうが引きましたら出勤してもらい、出勤してもらいというような体制を取ってございます。

また、公用車につきましては、役場駐車場が確かに浸水エリアになっているかと思えますけれども、建設予定地である職員の砂利駐車場、こちらに公用車のほうを改めて移動させていただいて、車が動かなくなることを防ぎ、そして先ほどもちょっと触れましたけれども、水のほうが少し、何時間かたつと引けてくると思えますので、そうしたら町内の巡回等をしていくというようになるかと思えます。水が浸水で30センチとなると、もちろん車も動きません。また、そういった場合に、仮に町内の巡回等出かけていっても、今度職員、そして公用車が危険に遭う場合もございますので、そういったときにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、水がある程度引けてからの行動となりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。災害の際に浸水がどれくらいになるのか、10センチで済むのか、そもそも氾濫なくて済むのか、それがどんどん水位が上がってくるのか、その判断というのは、判断と状況というのは確認しながら、そこが一番難しいご判断になりながらやるのかなと思えます。そのような判断をする中で、対住民、本来の命題である対住民というところと同時に、本部の安全性というものを考えながら災害本部を動かしていくというのは、恐らく業務をする上でも困難でありましょうし、リスクの非常に高い考え方ではないかなというふうに思えます。なので、立地として非常に厳しい選択をなさっていると思っております。なので、私はこの計画に反対しています。

あと、水が引いてから公用車等で見回りに行くということだったのですがけれども、こちら見ますとおり、役場の周辺というのはかなり浸水リスクの高いところ、ここが引く頃には、ほかのところはもう既に動ける状態になっている可能性が高いです。本来であれば、もっとリスクの低いところに本部を置いて、一番災害リスクが高いところは最後に見ていくということが普通だと可能だと思うのですがけれども、そもそも一番リスクの高いところに本部があるのであれば、一番リスクが高いところの状況が改善しないと、町内のほうも見に行かれないという状況なのではないかなと思えます。なので、この点についても懸念を持ちます。移動についてもぜひ考えていただきたいと思えます。この点は解決されていないというふうに考えております。今のご答弁でもなかなか厳しい状況なのではないかなというふうに思えます。

あと、物資の備蓄拠点についてです。滑川町が例えば今のように、今お話ししているように浸水がしなかったとしても、この前の東日本大震災のときのように流通が止まってしまう。滑川町自体は無事であっても、流通が止まってしまって食料品や水、生活必需品が入ってこないという状況は考えられるのではないかなと思えます。そのときに、物資の備蓄拠点というのが役場庁舎と埼玉中央滑川支店になっています。水害の話に戻ってしまうのですがけれども、水害があったとき、庁舎も中央滑川支店も浸水エリア内になります。両方とも恐らく浸水履歴というのがあった場所だと思

ます。そのような場所に物資の集積拠点、両方とも置いてしまうというのは、災害対策として非常にリスクが高いというふうに考えます。物資の集積拠点、この2か所で確定で、ご検討はされていないのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

備蓄拠点につきましては、先ほどお話が出ているように、役場とか農協ということになるかと思えます。ただし、浸水をするというのは、可能性はゼロではないですけれども、なかなか想定しづらい部分もあります。もし仮にそういうふうになろうということにつきましては、先ほど答弁でもお話をしましたとおり、事前にそういった備蓄拠点の物資のほうを例えば役場の2階なり、3階なり、そういうところに事前に集めさせていただいて、その後、対応のほうをしていきたいというふうに考えます。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 続きをお願いします。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） すみません、失礼します。備蓄拠点につきましては、元滑川分署がございまして、そちらの2階にも備蓄品がございまして、その場所につきましては、2階部分ということでございまして、そちらの備蓄品を活用する、そういった場合もございまして、ご理解いただきたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。役場及びJ Aが駄目な場合でも元消防署があるということです。

あと、滑川町と東松山の工業団地のところはかなり食料系の工場がありまして、そこからの物資の調達というか、提供というの見込まれていると思うのですが、やはり市野川以南になるわけです。各種の水害リスクマップを見ても、滑川よりも市野川のほうがリスクが高く、色がついています。そして、滑川の役場の周辺、公共施設が集まっているところもリスクが高いです。工業団地からリスクの高い市野川を越え、滑川を越え、役場庁舎に備蓄する。そして、それをまた人口の多い駅周辺に、滑川を越え、市野川を越えてまた配布する。このところは非常に非効率であると思います。やはり市野川以南のところに屋根がある公共施設を用意して、ある程度備蓄もした上で配っていくというのが合理的なのではないかなというふうに思います。

あと、滑川町役場の近くについて、市場堰というものがある。その堰が防災の際は効果を発揮するから、滑川町役場の付近は氾濫の心配、浸水の心配はないのだというような話が以前出ました。

私が、私を含め議員がこのようなところで話をするとき、役場から提供していただいた資料だけではなくて、やはり自分たちで資料の調査というものをしております。そして、今回、市場堰というものの話が出たので、果たしてこの堰というものがそれだけ防災機能があるのだろうか、非常に疑問に思ったので、調べに行きました。東松山県土整備事務所の管理担当というところに調べに行きました。それで、そこでお聞きできたのが、市場堰は農業用の堰で、防災の機能はないということでした。浸水とか川の氾濫等があったときに、取水堰というのはむしろ防災という意味では邪魔になるもので、取水の管理組合のほうで、恐らく増水する前に堰を倒しておくという管理マニュアルがあるであろうということがお答えいただきました。役場周辺のリスクを考えると、この堰があるから浸水はしないのだというようなご意見もあり、その辺を基に判断をされた方というのがあるのかなと思いますので、こういう事実と違うところで決定事項がされていくというところには、私は非常な懸念を覚えました。今、こういうふうにもいろいろ調べてお話ししております。

そして、B&Gのほうにももちろん調べております。複数回、私は電話をしていて、そこは滑川町の議員であるというふうにも乗った上で聞き取り調査をしております。初めの頃にしてお話は、第三の居場所、子どもの居場所事業というのは国も推進しており、そして埼玉県もかなり力を入れて取り組み始めているところです。それで、先駆けて行っていたB&G財団がここで助成金をやめてしまうというのはちょっと流れにそぐわない気がして、本当なのだろうかと思って電話をして聞いております。そのときに教えていただいたのが、やめるのであるけれども、B&Gはやめるけれども、国が同じような助成事業を始めたので、国に移行するのだという話が出ました。

〔何事か言う人あり〕

○2番（上野葉月議員） 出ております。このような形で別の機関というのにも聞き取りはして、それは議員の調査、それでこのような意見を言う上で私は必須の行動であると考えています。そのようなことについて問題視されるというようなことは私は全く考えておりませんし、そのような調査、行動というのは引き続き続けていきます。

あと、市民活動というものがあるのですけれども、私が例えば誰かをコントロールしたりですか管理したりというところはなくて、皆さん、町民の方はそれぞれ意見を持って、それぞれそれぞれ権利の主体として活動しています。なので、そここのところは町民の方、住民の方をもう少し信頼して、意見として酌み取るべきであると思います。

○議長（吉野正浩議員） 葉月さん、上野さん、ちょっといいですか。質問の内容が、水害時の避難計画の中にコミュニティセンターとか福祉センターというのはあるのですが、今の質問がコミュニティとか何か質問が外れてきている。

○2番（上野葉月議員） 分かりました。調査をするということに関して、例えば県土整備事務所等にも行きますし、ほかのところにも調査をします。そここのところを恥ずべきこと、そしてしてはいけないということとは思っておりません。そこに対して非難されることには、私は非常な危惧を覚

えて、続けていきますということをお伝え申し上げます。

では、県で発表された5月28日の資料についてお話しするのですが、やはり市野川というのは、滑川よりも大きな氾濫区域になります。市野川より南の区域が災害対策から取り残されているというお話がもう当初、初めの頃からあったと思います。そこについての改善、あるいは助成策というのはないまま来ていると思います。先ほど申し上げたように、新コミュニティセンターを役場周辺に造った場合には、2施設目の建築はしばらくはないというふうにおっしゃっておられます。大規模改修というのかなり費用が必要になるものであると思いますので、それに類するのかなというふうに思っております。この状態というのは、結局何も手は加えられていないということでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁をいたします。

みなみ野地区につきましては、以前から申し上げましてあるとおり、公共施設等がないのは認識しております。そこで、昨日、大塚町長の行政報告にもありましたけれども、過日にダスキンくりはらさんと協定のほうを締結をいたしました。施設の会議室やフロア、トイレ等も使ってくださいというありがたいお言葉もいただいております。また、森林ホテルとも、今現在、町と単独で避難所として使えるというようなことで協定を結ぶということを現在進めております。また、先日までございますけれども、県のほうに出向きまして、県営住宅のほうも避難所としてどうでしょうかということで打診もしております。その回答についてはまだいただいておりますけれども、町としてはそういった民間事業、それから県営住宅等々、避難先になれるよう、協定なりお話を進めていくということで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とします。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） 工業団地の方がかなり防災対策をされておられて、物資の備蓄であるとか、それから従業員の宿泊、帰宅困難になった場合の宿泊の確保というのをなされているというのは私も存じております。そして、滑川町は森林公園駅、始発駅である森林公園駅があり、そして工業団地、食品等がありまして、かなり実際に人がいらしている場所だと思うのですが、そのような場所も抱えております。

この防災計画にもあるのですが、帰宅困難者対策というものも必要になってきます。滑川町は、住民の避難先さえ確保できていない状態で、帰宅困難者対策というのはほとんどできていないと思います。今言いました民間の施設の方々に帰宅困難者、従業員であるとか工業団地周辺の方々を収容していただくということで、人数的には精いっぱいなのではないかなというふうに思います。民間の会社さんに帰宅困難者、あの辺で発生するであろう帰宅困難者も、そして滑川町の住民

もお任せするというのは、あまりにも行政として無責任です。そして、私たちは、今、税金を収入の5割、6割払っています。それは町に来ているのではないよっておっしゃられるかもしれないのですけれども、それだけ税金を払っているにもかかわらず、避難する場所というのが行政で用意されない、そしてコミュニティー施設としても用意されないというのは、あまりにも町として無責任なのではないでしょうか。その辺の都市計画、そして避難設備、そして町が果たすべき責任を果たしていないのではないかと思いますので、その点についてお答えください。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

まず、納税をいただいていることに感謝を申し上げます。新しい公共施設を造らないにしても、文化スポーツセンターのほうが何年先になるか分かりませんが、大規模修繕なり、財政的に余裕があれば建て替えというようなお話も出てくると思いますけれども、そこら辺で住民の方々の利便性や安全性を整えていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） では、時間です。

○2番（上野葉月議員） はい。ありがとうございます。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、上野葉月議員の一般質問を終わります。

◎延会について

○議長（吉野正浩議員） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれにて延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（吉野正浩議員） 以上をもちまして、本日の会議を終了します。

（午後 3時51分）

○議会事務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

令和6年第241回滑川町議会定例会

令和6年6月6日（木曜日）

議 事 日 程 （第3号）

開議の宣告

1 一般質問

出席議員（14名）

1番	松本幾雄	議員	2番	上野葉月	議員
3番	瀬上邦久	議員	5番	阿部弘明	議員
6番	西宮俊明	議員	7番	北堀一廣	議員
8番	小澤実	議員	9番	赤沼正副	議員
10番	原徹	議員	11番	谷嶋稔	議員
12番	中西文寿	議員	13番	内田敏雄	議員
14番	井上章	議員	15番	吉野正浩	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	大塚信一
副町長	小柳博司
教育長	上野修
総務政策課長	篠崎仁志
税務課長	島田昌徳
会計管理者兼 会計課長	高坂克美
町民保険課長	會澤孝之
福祉課長	稲村茂之
高齢介護課長	篠崎美幸
健康づくり課長	武井宏見
環境課長	関口正幸
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	服部進也
建設課長	福島吉朗
教育委員会事務局長	澄川淳
上下水道課長	宮島栄一

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	岩附利昭
書記	宮島美咲
録音	奥野忠

○議会事務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

◎開議の宣告

○議長（吉野正浩議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には、第241回滑川町議会定例会第3日目にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、よろしくお願いいたします。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（吉野正浩議員） 日程第1、昨日に引き続きまして一般質問を行います。

◇ 赤 沼 正 副 議 員

○議長（吉野正浩議員） 通告順位10番、議席番号9番、赤沼正副議員、ご質問願います。

〔9番 赤沼正副議員登壇〕

○9番（赤沼正副議員） 9番、赤沼正副です。通告に基づき質問をさせていただきます。

質問事項の1、高齢者福祉について。1、第8期滑川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について。滑川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、高齢者福祉や介護保険事業に係る計画を定めています。そして、国内で2025年（令和7年）には団塊の世代が全て75歳を迎え、高齢化率は30%に達する見込みです。そして、2040年（令和22年）には団塊ジュニア世代が65歳以上になります。このような中、新たに第9期の計画が2024年（令和6年）からスタートしました。そこで、次の点について伺います。

①、第8期計画の全体的な評価について。

②、第8期計画において実績として特に成果が上がったものについて。

③、第8期計画において計画どおり実施できなかったもの及びその理由について。

2、第9期滑川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について。厚生労働省の研究班が5月8日に発表した推計によると、認知症の患者数が2030年（令和12年）に523万人に上る見通しで、高齢者の14%に当たる7人に1人が認知症患者となります。2040年（令和22年）には584万人になります。今回の調査では、物忘れなどの症状はあるものの、生活に支障がなく、認知症と診断されるまでには至らない軽度認知障害（MCI）の人の将来の推計を初めて公表し、2040年には612万

8,000人、2060年には632万人まで達する推計です。これまでの対策では認知症500万人時代は乗り切れないと言われていました。

滑川町において、2023年度（令和5年度）に介護認定を受けた691人の方で、日常生活に支障を来している認知症を有している人（認知症判定ランク2以上の人）が56.8%です。

高齢者人口については、第9期の計画でも触れられていますが、国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口（令和5年度）では、滑川町は将来の65歳以上の人口が、近隣の市町は緩やかな減少傾向にある中、逆に急激な増加傾向にあります。町において、急速な高齢化に伴い認知症の人が増加していくとともに、フレイルの状態の人の増加も考えられます。

フレイルの状態になると、死亡率の上昇や身体能力の低下が起きます。風邪をこじらせ肺炎を発症したり、だるさのために転倒して打撲や骨折をする可能性があります。転倒による打撲や骨折、病気による入院をきっかけに、フレイルから寝たきりになってしまうことがあります。

また、急速な高齢化により介護を必要とする高齢者が増加します。介護施設や介護人材の不足等、介護環境の整備も追いつかなくなり、親の介護で学業や仕事を続けられない人の続出も考えなければなりません。ヤングケアラーや仕事と介護を両立するビジネスケアラーは増加すると考えられます。そこで、次の点について伺います。

①、認知症やフレイルについての予防や対策について。

②、介護環境が整わないと起こってしまうヤングケアラーやビジネスケアラーの予防や対策について。

3、第1号被保険者の介護保険料について。2024年度（令和6年度）からの第1号被保険者の介護保険料は、基準額が据え置かれ、近隣の市町と比べても低いほうの水準ですが、さきにも述べましたとおり、今後滑川町は、近隣の市町とは異なり、急激な高齢化が訪れます。高齢化の進展に伴いまして介護給付費の増加が見込まれることから、介護保険料の上昇は避けられないものと考えております。第1号被保険者の介護保険料の負担増は、高齢者にとって切実な問題です。そこで、次の点について伺います。

①、介護給付費準備基金の取崩しを行うなど、保険料の上昇の抑制に努めていただきたい。

②、一般会計からの繰入れはもとより、介護給付費準備基金の原資を確保していただきたい。

③、介護保険特別会計での余剰金は、一般会計への繰り出しを行わないで介護給付費準備基金へ積み立てていただきたい。

質問事項の2、固定資産評価額について。5月連休後に固定資産税の納税通知書が届きました。令和6年度は、3年に1度の固定資産の評価替えの年に当たります。固定資産税は土地の評価額を基礎として計算して算出されますが、全国的に公示価格や基準地価格が上昇しています。また、建築資材や賃金等の物価も上昇する中で住宅の建築価格も上昇しております。そこで、次の点について伺います。

- ①、町においての標準地の鑑定価格の動向はどうであったか。
 - ②、土地及び建物の固定資産税への影響（当初予算の今後の増減）について。
- 以上、答弁をよろしく願いをいたします。

○議長（吉野正浩議員） 順次答弁願います。

質問事項1、高齢者福祉についてを篠崎高齢介護課長に、質問事項2、固定資産評価額についてを島田税務課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、篠崎高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、赤沼議員のご質問のうち、質問事項1、高齢者福祉について答弁させていただきます。

1、第8期滑川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画についてのうち、①、第8期計画の全体的な評価についてですが、初めに第8期滑川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について説明をさせていただきます。

この計画は、令和3年度から令和5年度の3か年計画となり、基本理念を「町民の健康・安心・生きがいを共に創り、共に支えるまちづくり」としました。この基本理念は、高齢者を含めた町民一人一人が自らの健康、安心、生きがいを保持しながら住み慣れた町で活躍できる地域づくりを目指すとともに、医療や介護が必要になっても、あらゆるサービスを活用しながら、家族や近隣、地域の様々な関係者とともに暮らせる町づくりを目指すことを表現したものです。

基本理念の実現に向けて、3つの基本目標を掲げ、様々な施策に取り組みました。全体的な評価としては、感染症の影響はあったものの、感染症対策に努め、実施方法を工夫しながら、おおむね計画どおり達成できたと考えております。

令和3年度、令和4年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で、高齢者やその家族、医療や介護に従事する方々の状況が大きく変わりました。滑川町でも介護予防教室をはじめ各種行事、イベントが休止となったり、高齢者が自主的に教室への参加を見送ったり、施設においては面会ができない状況になったりするなど、高齢者の心身の健康保持に大きく影響を及ぼしたものと考えます。

令和5年度におきましては、感染症の影響も和らぎ、取り組める事業が少しずつ増えてきた状況であります。

介護サービス給付費の管理や介護給付費の適正化におきましても、おおむね計画どおり達成できました。介護認定者数の微増により認定率は低率で維持されており、令和6年1月末現在の認定率は14.1%で、埼玉県17.2%、全国19.3%を下回っております。

介護給付費におきましても、計画の見込額を下回る結果となりました。これは、介護保険従事者、医療従事者、そして何よりも町民の皆様の介護保険に対するご理解、ご協力があり、また介護予防

や健康づくりに対する意識が高く、長年にわたる事業の成果と考えております。

また、サービス提供側としては、町の地域ケア会議を活用し、介護保険関係事業所の連携を図り、介護支援専門医による適正なプランの下、効果的なサービスの提供に努めていただきました。

②、実績として特に成果が上がったものにつきましては、生活支援体制整備事業として、生活支援コーディネーターの支援により地域でのサロンが発足しました。生活支援コーディネーターは、滑川町は社会福祉協議会に委託しておりまして、地域における生活支援や介護予防の取組を推進する人です。地域に出向き、地域の中でどんな活動や支え合いがあるのか、どんなことに困っているのかなどを把握し、サロン活動の活性化や新たな生活支援づくりをお手伝いします。第8期中には和泉地区と羽尾地区でサロンが発足し、地域の自治会と連携を図りながら企画や運営などの支援を継続しております。現在、生活支援体制整備事業としてのサロンは、町内に4か所、そしてその他、地域包括支援センターで開催した教室から自主グループ活動へつながった通いの場が10か所活動しております。

③、第8期計画において計画どおり実施できなかったもの及びその理由についてですが、感染症の影響により内容や実施回数の変更はございましたが、実施できなかった事業は特にございませんでした。

次に、2、第9期滑川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について答弁させていただきます。この計画は、令和6年度から令和8年度の3か年計画であり、第8期の基本理念を継続して掲げました。今後、滑川町は75歳以上の後期高齢者が増加し、特に介護ニーズの高い85歳以上の高齢者は令和17年にピークを迎えることが見込まれておりまして、中長期的な視点を踏まえた介護サービス基盤の充実が必要となります。

本計画では、これまでの理念や取組を受け継ぎながら、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据えて地域共生社会の実現に向けた取組を推進するとともに、その中核的な基盤となる地域包括ケアシステムのさらなる充実を図ります。

質問の①、認知症やフレイルについての予防や対策についてのうち、初めに認知症の予防や対策について、第9期の計画に基づき説明をさせていただきます。誰もが認知症になり得る可能性があることから、認知症の人やその家族が地域のよりよい環境の中で自分らしく暮らし続けるためには、地域の住民や事業所等が認知症について十分に理解し、認知症の人を支える気持ちを持つことが重要です。

認知症施策として次の6つを推進します。1つ目に、認知症に対する正しい知識、理解の普及啓発です。認知症ケアパスの活用や認知症サポーター養成講座などの開催を推進します。認知症ケアパスとは、認知症の人の生活機能障害の進行に合わせ、いつ、どこで、どのような医療、介護サービスを受けることができるのか、認知症の人とその家族に提示するものです。

認知症サポーターとは、認知症について学び、自分でできることをする応援者のことで、養成講

座を修了した方には修了したあかしとしてオレンジリングをお渡しします。滑川町では小中学生や一般の方を対象に実施しており、現在、町内には延べ2,778名の認知症サポーターがおります。

次に、認知症の予防、社会参加です。認知症は他の疾患との関連性もありますので、全身状態を把握しておくため、各種健診の受診を推進します。また、介護予防教室、通いの場、サロン等への参加を促し、一般高齢者も積極的に認知症予防に取り組めるよう推進します。

3つ目に、医療と介護です。認知症の早期発見における支援を実施するため、認知症初期集中支援チームを設置しております。滑川町では、町内にあります埼玉森林病院の認知症専門医の協力をいただき、高齢者の心の相談という形で実施しています。認知症のご本人や家族の相談を受け、早期発見、早期診断、早期治療へつなげ、継続的なフォローを行っております。そのほか、認知症に関する相談、介護技術や方法についてのアドバイスができる窓口として、ふれあい大笑庵グループホームに認知症ケア相談室を設置しています。また、埼玉森林病院において、認知症カフェとしてオレンジカフェを月に1回開催していただき、認知症の人や家族、地域の人などが気軽に参加でき、認知症についての正しい理解と情報が得られ、またコミュニティーの場、相談できる場となっております。今後も医療と介護で連携を図り、地域の認知症高齢者等の支援を強化していきます。

4つ目に、認知症の理解と地域共生社会です。高齢者見守りネットワーク事業の協力事業者を増やし、身近な立場での見守り、声かけ活動を推進し、見守り体制を強化します。また、認知症の人と地域で関わる人が多い小売業、金融機関、公共交通機関等で働く人たちが認知症の理解を深め、適切な対応を取ることができる環境づくりを推進します。

5つ目に、認知症の人の権利です。認知症の人や家族、地域で関わる全ての人が認知症の人への理解を深め、安全や権利が守られるよう成年後見制度の利用を促進し、適切な制度につなげます。消費者被害防止、高齢者等の虐待防止など、民生委員や介護保険事業所等の協力を得て早期発見と未然防止を目指します。

最後、6つ目に若年性認知症の人への支援です。認知症は高齢者に多い病気ですが、年齢が若く発症することがあり、65歳未満で発症した場合は若年性認知症といます。働き盛りの世代で発症するため、本人、家族への影響が大きいと考えられます。若年性認知症に関しては、埼玉県に若年性認知症専門窓口が設置されており、若年性認知症コーディネーターとの連携を図り、関係機関とのネットワークづくりを推進しています。

次に、フレイルの予防や対策について説明をさせていただきます。フレイルとは、加齢に伴って心身が衰え、要介護になる可能性が高い状態のことで、健康な状態から介護が必要な状態に移行する中間の段階と言えます。フレイルは、大きく分けて身体的、精神・心理的、社会的の3種類があり、これら3つのフレイルが連鎖していくことで、老い、自立度の低下は進みます。フレイルは可逆性という特性があり、自分の状態と向き合い、予防に取り組むことでその進行を緩やかにし、健康に過ごせていた状態に戻すことができます。予防としては、栄養と身体活動（運動）、そして社

会参加の3つの柱があります。滑川町では、高齢介護課だけではなく、他課局、社会福祉協議会などと連携を図りながら様々な事業を推進していきます。

令和5年度から、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施として、集会所において通いの場を利用している高齢者を対象に、運動、口腔、栄養に関する事業を実施しており、今後も継続していきます。

地域包括支援センターにおける介護予防教室のほか、健康づくりグループの設立や活動支援、老人クラブ活動の支援、高齢者の活躍の場としてのシルバー人材センターへの支援、生涯学習などに取り組むとともに、高齢者のコミュニティの場としての居場所づくりを推進し、積極的な社会参加を促します。

次に、②、ヤングケアラーやビジネスケアラーの予防や対策について答弁させていただきます。第9期の計画では、基本目標の2、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるまちづくりの施策として家族介護支援の推進があります。家族介護者の身体的、経済的な負担軽減のための取組を実施するとともに、高齢者支援と家族介護者支援の両視点からニーズを踏まえ、介護に関する知識や情報提供、相談機会の拡充、介護者に関する周囲の理解促進に取り組めます。また、地域の介護支援専門員に対しても家族支援の必要性について普及を図ります。

ヤングケアラーは、対象が18歳未満ということですので、教育委員会と連携を図りながら対策を進めていきます。

ビジネスケアラーは、仕事をしながら介護をする人のことで、仕事と介護の両立を求められるため、当事者は非常に厳しい立場にあります。国は、介護を理由に離職することを防ぐため、仕事と介護の両立についてマニュアルを作成したり、企業へ対策を呼びかけております。介護保険制度や休暇、休業の取得に関する制度、また就業時間の調整に関する制度等を利用しながら仕事と介護が両立できるような環境づくりにも努めております。

町では、介護が必要になったときのために、介護保険制度や介護の実践方法、施設見学などの内容で家族介護教室を開催しております。適切な準備をしておくことも重要であると考えます。

最後に、3、第1号被保険者の介護保険料について、質問の①から③まで関連性がございまして、一括して答弁させていただきます。今後、滑川町の高齢者数は急激な増加傾向にあります。それに伴う介護保険の利用者数の増加、介護給付費の増加に備えて、町民の皆様が安心して介護保険サービスを利用いただけるために財源を確保しておく必要があります。

今回の第9期介護保険事業計画におきまして、介護保険料の上昇を抑制するため、令和4年度決算末で2億1,712万6,394円ありました介護保険給付費準備基金より1億4,000万円を取り崩しました。それにより、滑川町の第1号被保険者の介護保険料基準額は月額5,000円、年額6万円と、第8期の基準額を維持することができました。

一般会計からの介護保険特別会計への繰入金金は、町の法定負担分として介護給付費全体の12.5%

となっております。介護保険給付を行うための財源は、2分の1を介護保険料、2分の1を公費として国、県、市町村で賄うこととなっております。高齢化率、認定率の伸びやサービス利用状況、サービス提供事業所の状況などを見ながら、町民の皆様が安心してサービスを利用していただけるよう、また給付費の不足が生じないように予算を立てております。

町民の皆様介護予防や健康づくりの成果、また介護支援専門員や介護保険関係事業所の適正なサービスの提供により予算を下回る介護給付費の場合、町の法定負担分の余剰金は一般会計へ返還することとなっております。また、その他の余剰金は、3年後の介護保険料の見直しの際に保険料の上昇を抑制するため、介護給付費準備基金へ積立てしております。

今後も、町民の皆様には介護保険制度をご理解いただけるよう、また皆様が納めていただいた保険料を有効に活用できるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 次に、島田税務課長、答弁願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、赤沼議員のご質問、質問事項2、固定資産評価額について答弁させていただきます。

初めに、①、町においての標準地の鑑定価格の動向はどうであったかにつきましては、令和6年度は3年に1度の評価替えの年度であり、土地、家屋におきまして価格の見込みを行いました。土地については、町内を95の地域に分け、地域内の標準的な宅地を標準宅地とし、令和5年1月1日現在の不動産鑑定士による鑑定価格や国が発表する地価公示価格などを基に令和6年度の価格を決定しました。

ご質問のありました鑑定価格の動向ですが、前回の令和3年度評価替えの基準日である令和2年1月1日現在の鑑定価格、公示価格などを含むものと、令和5年1月1日の鑑定価格を比較したところ、価格が上昇したのは3地点、据置きが5地点、残りの87地点が下落となりました。鑑定価格が上昇したのは、みなみ野2地点、2丁目、3丁目、都1地点、工業団地で、鑑定価格比で、みなみ野が2地点とも3,800円の上昇、都が1,700円の上昇となりました。不動産鑑定士によると、みなみ野の上昇理由として、新型コロナウイルスが5類に移行し、人の行動が活発になったことにより電車需要が増え、また始発駅であることから利便性が高く、価格の上昇に影響したとのことでした。都工業団地においては、埼玉県内の工業地においては軒並み上昇しており、コロナ禍によりインターネット通販が増え、物流の需要が盛んなことにより、高速道路インターチェンジや幹線道路へのアクセスがよい地域においては価格が上昇しているとのことでした。また、価格が据置きの地域は、月の輪1地点、森林公園駅電車庫西、都1地点、県営住宅付近、羽尾2地点、森林公園駅北口周辺と十三塚、それと月の輪の1地点、2丁目です。そのほかの下落した87地点の地域については、鑑定価格で100円から600円の下落となり、緩やかな下落となりました。

参考までに申し上げますと、固定資産税における評価額は、この鑑定価格などの7割をめどに算定することになっています。令和6年度の評価額は、令和5年1月1日現在の価格に令和5年7月1日の半年間の価格の動向を反映し、決定します。また、前回の令和3年度の評価額は、新型コロナが流行する直前の令和2年1月1日現在の価格に新型コロナが猛威を振るう中の令和2年7月1日までの価格の動向を反映したため、急激に電車需要が減少し、森林公園駅、つきのわ駅、武蔵嵐山駅に近い土地において土地の価格が下落しました。このため、鑑定価格が上昇しなかった駅周辺の地域でも、新型コロナ禍の影響を受けて下落した令和3年度の評価額と令和6年度の評価額を比べると、新型コロナ禍の影響を受けない令和6年度の評価額は若干上昇することになりました。評価額が上昇した地域は19地点で、鑑定価格の上昇したみなみ野2地点、工業団地1地点に加え、駅に近い月の輪地内の嵐山駅近く3地点、森林公園電庫近く2地点、都1地点、県営住宅付近、羽尾地内の森林公園駅近く6地点、月の輪4地点、2丁目、5丁目、6丁目、7丁目において評価額が100円から500円上昇しました。また、評価額が据置きになったのは19地点、下落は市野川以北を中心に57地点となりました。

続きまして、質問事項②、土地及び建物の固定資産税への影響（当初予算の今後の増減）につきましても、令和6年度当初予算ですが、土地については、令和5年の実績を基に評価替えによる評価分を見込んだ額となっています。実際の調定額を見ると、予算より若干多い額となりました。これは、見込みより評価替えによる上昇分が多かったことに加え、新築家屋の建設による宅地の増加によるものと考えております。また、家屋については、評価替えの価格に再計算を行いました。建築資材や賃金等の物価上昇を考慮し、当初の予算を算出しました。実際の調定額と比べると、予算よりも若干少ない額となり、これは見込みより評価替えによる減額となった家屋が多かったことによりです。今後、調定額や収納率を見比べながら、必要に応じて補正を行いたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 赤沼議員、再質問願います。

○9番（赤沼正副議員） 詳細なる答弁、ありがとうございました。また、高齢介護課長におきましては、認知症サポーターとしてオレンジリングをつけての答弁、ありがとうございました。再質問をさせていただきます。

まず、認知症について伺います。これまでの厚生労働省の推計で示されていた認知症の人数と比べると、本年5月8日に発表されたデータでは認知症の人数が減っていますが、認知症の人と軽度認知障害の人を足した数は、これまでの想定と大きく変わってはおりません。認知症が減ったというよりも、むしろ軽度認知障害の方にシフトしていると理解するのが正しく、高血圧とか、あるいは糖尿病などは認知症のリスクを高めると言われておりますけれども、これらの病気の治療が積極的に行われるようになったことで認知機能の維持や進行の抑制につながっている可能性があると言

われてはおります。

自分自身が軽度認知障害だと思っていなかったりする高齢者が多くおります。いかに軽度認知障害の人を医療へ導くのか、地域ぐるみで早めに気づいてもらえる環境が今後重要になってくると考えられますが、このことについてはどのように考えているのかお尋ねをいたします。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 軽度認知障害MCIは、日常生活の中で気づくことができますので、ご自身や身近な方が最初に気づくかもしれません。赤沼議員のおっしゃるとおり、地域ぐるみで早めに気づく環境が必要と考えます。

滑川町では、認知症検診の実施は今のところ考えてはおりませんが、ご自身や家族ができる簡単な認知症の気づきチェックリストがありますので、今後、町のホームページ等を活用しながら、軽度認知障害MCIの早期発見のきっかけとしてチェックできるような環境を整えていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 赤沼議員、質問願います。

○9番（赤沼正副議員） ありがとうございます。認知症におけるアルツハイマー病の治療においては、脳内に蓄積されたたんぱく質に作用する薬が国内でも承認をされております。投与には検査が必要であり、投与できる医療機関の数にも限りがあると言われております。そんな中、今後二、三年以内に血液検査で早期診断ができるようになる可能性があるとして5月24日の日経新聞に掲載がありました。認知症の改善に向けて医療も進んでおります。町においても認知症予防のための適切な対策を今後ともよろしくお願いをいたします。

次に、介護保険料について伺います。第1号被保険者の介護保険料は、所得段階別負担割合となっております。その基礎となる所得は合計所得金額です。近年、多くの方が株取引のNISAを始めしております。このNISAの分離所得が介護保険料や国民健康保険税に影響を与えます。介護保険料の基礎となる所得は合計所得金額ですので、国民健康保険税の総所得金額等とは異なり、繰越控除が認められず、大きな影響が出てきます。今後NISA枠を増額すると言われておりますので、町民に十分理解していただく周知啓発が必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、赤沼議員の質問に答弁いたします。

赤沼議員のおっしゃるとおり、介護保険料の基礎となる所得は合計所得金額です。毎年7月に65歳以上の第1号被保険者に対して介護保険料納付書を送付しておりますが、その際にパンフレットを同封します。そのパンフレットの中で保険料の説明として合計所得金額という表現をしております。

また、注釈で合計所得金額の説明もしております。そのほかにも、介護保険制度を申請した方などへ渡すパンフレットにも同じように記載してあります。今後も住民に分かりやすく周知するよう努めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 赤沼議員、質問願います。

○9番（赤沼正副議員） ありがとうございます。介護保険料について、再度質問をさせていただきます。

滑川町は、今後高齢者の増加が急激なものとなると推測されます。そして、介護給付費も増加することが考えられます。このような中で第1号被保険者の介護保険料の負担を増やさないためにも、基金に財源が必要だと思われます。一般会計からの法定負担分の繰入れとは別に、介護給付費準備基金への積立てのための財源を繰り入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、赤沼議員のご質問に答弁いたします。

第9期が始まりました。第10期に向けて、今後、介護保険料の上昇を抑制するために、町の基金への積立てを続けていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 赤沼議員、質問願います。

○9番（赤沼正副議員） ありがとうございます。基金への積立てのほう、よろしく願いをいたします。そして、少しでも介護給付費が少なくなるようによろしく願いをいたします。

それでは、高齢者福祉のちょっと全般についてお伺いをしたいと思います。高齢者は一般的に社会的に弱者になりやすいというふうに考えます。そのための対策は必要かと思えます。

そこで、高齢者を社会的弱者にはしないのだという強い意思を持って高齢者福祉の施策を講じていただきたいと思いますが、課長、いかがでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、赤沼議員のご質問に答弁いたします。

高齢者は、加齢に伴いまして身体的、心理的、経済的に大きな変化があり、社会的に不利な扱いを受けやすく、生活のしづらさが出てくると思われれます。個人的には、人生の大先輩であります高齢者に対する尊敬の念を大切に日々業務に当たっております。多年にわたり社会に尽くしていただいた高齢者を敬い、生活のしづらさを社会全体で支えていくことが必要であると考えております。

町としては、高齢者を社会的弱者にすることなく、滑川町で暮らす高齢者が安心していつまでも住み慣れた地域で生活ができるよう、総合的に支援していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 赤沼議員、質問願います。

○9番（赤沼正副議員） ありがとうございます。高齢者を社会的弱者にすることなく支援をしていくというような答弁を聞いて安心をいたしました。

最後に町長に伺います。滑川町に住んでいる以上は、高齢者だけではなくて、子どもや女性、あるいは障害を持った方々、病気になってしまった方々が不利にならない、社会的に弱者にならないで幸せに生きられる、そんな町であれば、第5次総合振興計画の町づくりの目標である、住んでよかった、生まれてよかった町を感じられるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。町長、お願いします。

○議長（吉野正浩議員） 大塚町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、赤沼議員の質問に答弁をいたします。

この話につきましては、2日前に赤沼議員から最後に質問したいということで質問趣旨のメモを頂きまして、今朝もいつもどおり4時過ぎから、田植えの終わった田んぼを眺めながら、いろいろ昨日の議会のことを思い出しながら今日の答弁を考えてみました。朝早く役場のほうへ来て、議会前にパソコンに向かい、朝考えたことをそのままパソコンに打って、ここに臨んでいるわけですが、質問趣旨に的を射た回答になるかどうかは疑問がありますが、私の経験を基に私の考えを答弁とさせていただきます。

赤沼議員が言われるように、全ての方が社会的弱者にならぬような社会を実現することが我々の行政の目標でもあり、町としても常に目指しながら業務を進めなければと考えております。「住んでよかった 生まれてよかった まちへ」のこのキャッチフレーズにつきましては、私も総合振興計画の作成担当職員時代に、町の職員から提案された多くのキャッチフレーズの中からこの言葉を選考し、関係する若い職員たちと熱く議論、検討した記憶がございます。

以前のキャッチフレーズが「愛ふるタウンなめがわ」でございました。多くの愛ある施策を考え、さんさんと町民の頭の上から雨のように降らすことを目的としたキャッチフレーズ。今後においても、今までの多くの愛情籠もった施策、さらにはそれを今後も継続させることにより、町民の皆様が住んでよかった、あるいはこの町に生まれて、育ってよかった町を実感できるよう、それを目指そうということでこのキャッチフレーズはつくられました。しかし、現実に実感していただくことへの我々の責務、具体的な実務、その展開の難しさもあることを共通認識してのキャッチフレーズの作成でございました。

どこまで、いつまで、何がどのように達成できれば、個人個人の置かれた立場や住まわれる環境が様々違う中で、全ての町民の皆様がそのような気持ちになれば、またどの時点で感じられ、また評価をいただけることなのか、悩みの種でもあります。

例として、一つの施策として長年続いて喜ばれている事業も、先日私の手元に届いた1通の手紙には、「私はそんなことは利用もしないし、必要もないから、お金が無駄だから、私が提案する別なものにしてくれ」という匿名の手紙も頂きました。昨日の一般質問にあるように、十人十色と申しましょうか、非情にも誰もがというのは難しい問題でございます。

私のように、生まれてこの方、滑川町での生活しか経験していない身からすると、小さい頃の様々な分野での貧しさや不便さ、これは当時は皆さん同様だったと思いますが、大人になり、家族を持つ生活を考えると、普通に、常に今の町が住みやすいと思ってしまいます。この甘えが逆に行政を担う立場とするとマイナス要素になり、本質を見る目を曇らせる原因の一つになっているのかなと常に考えております。

少し話が外れますが、経験話をさせていただきたいと思います。福祉の大切さはよく口にしますが、職員として働いた福祉担当地代に、この議場において、たしか予算委員会だと思いますが、ある議員さんから突然の指名を受け、「福祉担当の大塚さんにとって福祉とは何だと考えますか」と聞かれたことがあります。当時、生活保護担当と学童保育担当のまだ1年生であった自分で、福祉の総論的なことは考えずに夢中で仕事をしていたせいも、即答するについては緊張感もあり、なかなか答えに窮したわけです。質問者の話を聞きながら必死に考え、絞り出した言葉は、「障害のあるなしや性別、年齢などに関係なく、誰もが幸せな生活ができるような社会の実現を目指すことが福祉であり、その仕事をしているのが自分であり、また福祉課であります」と答弁をした記憶があります。今思えば普通の答弁だとは思いますが、当時、課長を通じて当時の議長さんから「あの雰囲気よくあの言葉を出したものだ」と及第点をいただいた思い出があります。実はこの考えは、持論としてはその後少し進化し、職場を幾つか異動しながら再び福祉課長として福祉課に戻ったとき、福祉が全ての方たちが幸せになることを目指す言葉であるならば、教育であろうが、環境であろうが、平和であろうが、全ての分野が福祉につながる仕事なのだと、そのことを持論として人前で話すようになりました。今の立場になり、この考えは余計に強く意識しており、今後においても、吉田前町長同様に、福祉、教育、環境、平和、健康などを行政推進の柱とし、さらにはほかの全ての業務も含めて、行政が担う各分野においてそれぞれの社会的弱者をつくらない福祉の精神の政策を今後も強く推し進めていきたいと考えております。

今後においても、自分にできる最善の方法で広く町民の声を聞き、さらに町民の代表である議員の皆様の提案、ご意見を聞くことを基本として政策をつくり上げ、今後もしっかりと行政を進めていきたいと考えます。

赤沼議員から一般質問最後の質問として福祉に対する町のスタンス、さらには私の福祉のスタンスについての答弁の機会をいただきまして、誠に感謝を申し上げ、答弁といたします。

○議長（吉野正浩議員） 赤沼議員。

○9番（赤沼正副議員） ありがとうございます。

以上で質問を終わりにさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 以上で、赤沼正副議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

◎次回日程の報告

○議長（吉野正浩議員） この後、11時10分から議場におきまして全員協議会を開きます。

明日7日は、午前10時から本会議を開きます。議案審議を行います。

◎散会の宣告

○議長（吉野正浩議員） 本日はこれにて散会いたします。

(午前10時51分)

○議会事務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

令和6年第241回滑川町議会定例会

令和6年6月7日（金曜日）

議 事 日 程 （第4号）

開議の宣告

- 1 議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（滑川町税条例の一部を改正する条例）
- 2 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 3 議案第51号 滑川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第52号 滑川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第53号 滑川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第54号 滑川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第55号 滑川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第56号 令和6年度滑川町一般会計補正予算（第1号）の議定について
- 9 議案第57号 令和6年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議定について
- 10 議案第58号 令和6年度滑川町水道事業会計補正予算（第1号）の議定について
- 11 議案第59号 令和6年度滑川町下水道事業会計補正予算（第1号）の議定について
- 12 議案第60号 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 13 閉会中の所管事務調査の申し出について
- 14 閉会中の継続調査の申し出について

日程の追加

- 15 発議第 3号 帯状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書（案）の提出について

出席議員（14名）

1番	松本幾雄	議員	2番	上野葉月	議員
3番	瀬上邦久	議員	5番	阿部弘明	議員
6番	西宮俊明	議員	7番	北堀一廣	議員
8番	小澤実	議員	9番	赤沼正副	議員
10番	原徹	議員	11番	谷嶋稔	議員
12番	中西文寿	議員	13番	内田敏雄	議員
14番	井上章	議員	15番	吉野正浩	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	大塚信一
副町長	小柳博司
教育長	上野修
総務政策課長	篠崎仁志
税務課長	島田昌徳
会計管理者兼 会計課長	高坂克美
町民保険課長	會澤孝之
福祉課長	稲村茂之
高齢介護課長	篠崎美幸
健康づくり課長	武井宏見
環境課長	関口正幸
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	服部進也
建設課長	福島吉朗
教育委員会事務局長	澄川淳
上下水道課長	宮島栄一

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	岩附利昭
書記	宮島美咲
録音	権田尚司

○議会事務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

◎開議の宣告

○議長（吉野正浩議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には第241回滑川町議会定例会第4日目にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議案第49号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第1、議案第49号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

島田税務課長に提出議案の説明を求めます。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、議案第49号 専決処分の承認を求めることについての説明を申し上げます。

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、令和6年3月30日に滑川町税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めため、提案いたします。

それでは、滑川町税条例の一部を改正する条例の主なものについて内容の説明をさせていただきます。まず、住民税に関する改正につきまして、令和6年1月1日に発生した能登半島地震により住宅、家財等について生じた損失に係る雑損控除を個人の選択により令和5年中において生じた損失として令和6年分の個人住民税において適用とすることができることとする改正でございます。

次に、個人住民税の定額減税の実施について、令和6年度分の個人住民税所得割額から納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を実施するものでございます。減税方法につきましては、給与所得に係る特別徴収の方は、令和6年6月分を徴収せず、定額減税後の税額を令和

6年7月から令和7年5月の11か月でならずこととなります。普通徴収の方は、定額減税前の税額を基に算出した第1期分の税額から控除し、第1期分から控除し切れない場合は第2期分以降の税額から順次控除することとなります。公的年金等に係る特別徴収の方は、定額減税前の税額を基に算出した令和6年10月分の特別徴収税額から控除し、控除し切れない場合は令和6年12月以降の税額から順次控除することとなります。

なお、この定額減税は、前年の所得金額が1,805万円、給与収入では2,000万円以下の個人住民税所得割の納税義務者が対象となります。

次に、固定資産税に関する改正でございますが、土地に係る固定資産税の負担調整措置につきましては、令和6年度評価替えにおいて負担水準の均衡化を促進するため、現行の負担調整措置等を3年延長する改正となります。そのほか、職権による減免を可能とする規定の追加等、改正を行いました。

それでは、添付資料の滑川町税条例の一部を改正する条例新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。1ページをお願いします。1ページ上段の第51条第2項と第3項、1つ飛びまして2ページ目の第71条と139条の3は、職権による減免を可能とする規定を追加し、また文言の整理を行ったものでございます。

3ページをお願いします。3ページの附則第5条の2は、令和6年1月1日に発生した能登半島地震により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和6年中ではありますが、令和5年中に損失が生じたものとして、令和6年度分の個人住民税においてその損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができることとするものでございます。

4ページの附則第7条の5から9ページ下段の7条の8は、個人住民税の特別税額控除、定額減税について法規定の新設に合わせて新設するものでございます。

少しページを飛びまして、13ページをお願いします。13ページ中段の附則第11条の2から16ページ上段の附則第15条は、負担水準の均衡化を促進するため、現行の負担調整措置等を3年延長する改正でございます。

16ページをお願いします。16ページ下段の附則第16条の3から附則第20条の3は、特別定額控除、定額減税の対象となる所得割の額について、それぞれの個人住民税の所得割の額を含める読替規定の追加でございます。

以上で議案第49号 専決処分の承認を求めることについての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質問時間は、答弁を含み30分とします。残り時間は、表示板に表示します。

質問形式は、対面一問一答方式とします。

議長より指名を受けた質問者は、質問席に着き、質疑に入ります。1回目に一括質疑、一括答弁、または最初から一問一答方式にするかは質問者に委ねます。

質問ありませんか。

阿部議員、質問願います。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明です。質問よろしく願いいたします。

この定額減税について、何度聞いてもよく分からないのですけれども、非課税の方についてはもともと非課税なので減税できないということでもよろしい、所得税の。それで、その所得というのは何年度の所得のことを、要するに非課税だとかというふうになるのだけれども、それはどこの判断で決めるのですか。どこで決めるの。

○議長（吉野正浩議員） 島田税務課長、答弁願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、阿部議員のご質問にご答弁申し上げます。

収入を見るときに、令和5年中の収入に応じて令和6年度に課税するわけですので、令和6年度分で減税を行うという形になります。

以上でございます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 例えば令和5年度は、両方あり得ると思うのですけれども、令和5年度については収入があって令和6年度は収入がなくなってしまうというふうに逆の場合もあると思うのですけれども、そういった場合についてはどうやって操作するというか、どんなふうになるのですか。

○議長（吉野正浩議員） 島田税務課長、答弁願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、阿部議員の再質問にご答弁申し上げます。

あくまでも令和5年中の収入に応じて令和6年度に課税をしておりますので、令和6年中の収入で住民税を来年度減額するという制度ではありませんので、あくまでも令和5年中、それを令和6年度の住民税で減税をするという形になりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 分からないのですけれども、例えばよく言われるのですけれども、所得税、住民税納税額が4万円に満たない場合について、これどうするのだみたいな話があるのですけれども、そうすると4万円の、定額ですから、これ減税できないというふうになるのですけれども、そういうような判断という。例えば令和5年度にそういう税額だったと、所得だったとすると、令和6年の定額減税ではそれを基にするということになると、そういうふうになるのだけれども、そう

すると昨日の全員協議会ではそういう方についての給付があるというような話もあったのですけれども、要するに減税と給付と、このややこしいというか、どこで判断をするのかみたいなのが、その辺のちょうどはざまの方みたいな方がいらっしゃるだろうと思うのですけれども、非常にちょっと難しくて分からないのですけれども、どんなふうに整理されているのか教えてください。

○議長（吉野正浩議員） 島田税務課長、答弁願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、阿部議員の再質問にご答弁申し上げます。

今回の定額減税につきましては、減税される方を申し上げます。納税者本人、それと控除対象配偶者、それと扶養親族でございます、1人1万円の減税を行うものでございます。それで、該当者につきましては、住民税の所得割の課税者でございます、ただし所得が1,805万円以下の者、給与収入に換算しますと2,000万円以下の方が該当になるわけでございます。税額が引き切れなかった場合につきましては、調整給付という形で、こちらにつきましては福祉課のほうで給付をされるという制度でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） さっきのほうの、またちょっと戻るのですけれども、令和5年度に納税していた人が今年度、令和6年度失業とかで課税されなくなったと、となると要するに所得税の定額減税は受けられない、そして低所得者向けの給付も受けられないのではないかなというような、ちょっとあるのですけれども、それはどうでしょう。

○議長（吉野正浩議員） 稲村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 稲村茂之登壇〕

○福祉課長（稲村茂之） 福祉課長、阿部議員さんの再質問に答弁させていただきます。

今年度、令和6年度に非課税になられる世帯につきましては、新たな住民税非課税世帯等となる世帯への給付ということで、1世帯当たり10万円の給付をする予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） ありがとうございました。

もう一つちょっと分からないのが、事業所、自営業だとかフリーランスだとかのいわゆる家族でやっているような場合ですけれども、この配偶者とか親族の従業員が定額減税の対象から外れているという話があるのですけれども、本当なのですか。

○議長（吉野正浩議員） 島田税務課長、答弁願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、阿部議員のご質問に答弁申し上げます。

自営業者で、例えば青色申告ですとか、その扶養に取られている方については定額減税の該当にならないというような規定でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） ということは、要するに定額減税、国民全体、こういった方については給付もないのですよね。ですから、全く受けられない方も出てくるということによろしいのですか。

○議長（吉野正浩議員） 稲村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 稲村茂之登壇〕

○福祉課長（稲村茂之） 福祉課長、阿部議員さんの質問に答弁させていただきます。

確定申告後、非課税となれば給付の対象となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） ということは、来年の春に確定申告をしないといけないということですよ。そういうこと。そうすると給付が受けられるということなのですよ。

○議長（吉野正浩議員） 島田税務課長、答弁願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、阿部議員のご質問にご答弁申し上げます。

確定申告をしたときに非課税ということであれば、該当になってくるというようなケースもございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） いずれにしても、非常に複雑で分かりにくくて、もらえるのかどうか、減税ができるのかどうかということも定かでないような感じになっているのですけれども、これを今政府は給与明細にこれを書かなければ駄目だというふうな指導をしているらしいのですけれども、要するに減税額についてね、これは町でもそういうふうになっているのだらうと思いますけれども、そういう業者への指導みたいなのは町からやっているのですか、そういう点。

○議長（吉野正浩議員） 島田税務課長、答弁願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、阿部議員の再質問にご答弁申し上げます。

給与支払報告書、それから源泉徴収票、こちらの書き方の指導につきましては、税務課ではなくて税務署のほうで源泉徴収票の書き方につきましては指導しているところでございますので、税務課とすれば必要になった場合にはホームページ等でお知らせはしたいとは思いますが、今のところは現状では考えてはおりません。税務署の指導と考えられますので。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） どうもありがとうございました。

終わります。

○議長（吉野正浩議員） ほかに質疑ございませんか。

上野議員、質問願います。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 質問いたします。

定額減税、住民税のほうは1人1万円、そして対象者が本人、扶養者、子ども、そして所得税のほうは1人3万円で対象者は同様ということで、住民税については町のほうで計算して随時調整をしていくという流れかと思うのですが、こちらに対する現在の作業状態と、それから急に国のほうから話が来て恐らく大変だったと思うのですが、作業ボリュームとしてどれくらいのものを要したのかというところを教えてください。

○議長（吉野正浩議員） 島田税務課長、答弁願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、上野議員の質問にご答弁申し上げます。

確かに通常の確定申告後の住民税の計算で大変な時期でありましたので、作業量としてはございますが、電算関係のシステムを使用しましてその辺は計算をしております。既に実際のところでは住民税の特別徴収、こちらについては発送は済んでおります。それから、来週に入りますと普通徴収の納税通知書を発送予定でございまして、その後年金のほうの特別徴収のほうの通知という流れでございます。

以上でございます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。定額減税、なかなか作業が大変そうだなというイメージが何となくあったのですが、その辺は滞りなく進んでいるということなのかなと思います。

そして、町民の方について減税があるということは、町にとっては収入が減ることだと思っております。この定額減税に関して、町税に関して変更があった、そちらの対応は済んでいる、そして当然ながら住民税の収入の減があるであろうというところなのですが、その収入の減について数字は出ているのですが、これで大体確定というところなのですか、あるいはこれから変動が見込まれる状態での数字なのですか。

○議長（吉野正浩議員） 島田税務課長、答弁願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、上野議員の再質問にご答弁申し上げます。

補正予算でも計上いたしますが、住民税の所得割の減額分につきましては、9,295万6,000円を予定しております。人数につきましては、9,603名を予定しておりますが、こちらにつきましてはシステムの導入前でございますので、あくまでも概算ではございますが、これに近い数字が出てくるものと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） その収入の減に対する国からの補償というか、補填というのがあるのだと思うのですけれども、地方特例交付金という形だと、補正予算からそう思うのですけれども、そこはこういうものに対して事務手数料的なものが入る県もあると思うのですけれども、全く町税の減収に関してそれと同額を国のほうで補償するという、そういう仕組みになっているのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 島田税務課長、答弁願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、上野議員の再質問にご答弁申し上げます。

国のほうから補填されます物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のほうで、国の交付金のほうが10分の10で補填されるということになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。減収に対する分は全部10分の10で補償されるということで、ほかにこういう作業が発生しますといろいろシステムの変更であるとか、あと付加的な人が行わなければいけない作業であるとかそういうものが発生すると思うのですけれども、その辺に対する考慮というか、交付というのはあるのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 島田税務課長、答弁願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、上野議員の再質問にご答弁申し上げます。

事務費的なものでございますが、システム開発費等につきましては全額補填されるわけですが、人件費部分についての補填はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） 分かりました。所得税等もあると事業者にも負担がかかってくることはあると思います。住民税のほうは、町のほうで計算してここも出てくるので、一般の方々はあまり計算については心配なくて済むと思うのですけれども、町のほうではこれやらなければいけないというところで作業的に大変な部分もあったかと思うのですけれども、順調にお済みであるという

ところでよかったかなと思います。ではどうなるのかなというところもここでお答えいただいたので、よく分かりました。ありがとうございます。

○議長（吉野正浩議員） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉野正浩議員） ないようですので、これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第49号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 全員賛成です。

よって、議案第49号は原案のとおり承認されました。

◎議案第50号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第2、議案第50号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

島田税務課長に提出議案の説明を求めます。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、議案第50号 専決処分の承認を求めることについての説明を申し上げます。

提案理由でございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、令和6年3月30日に滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるため、提案をいたします。

それでは、滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容の説明をさせていただきます。改正内容でございますが、後期高齢者支援分における課税限度額を2万円引き上げ、軽減措置による5割軽減の所得限度額を世帯1人につき5,000円、2割軽減の所得限度額を世帯員1人につき1万円増額するものでございます。

添付資料の滑川町国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。1ページを御覧ください。第2条第3項は、後期高齢者支援分における課税限度額について、22万円

から24万円に引き上げるものでございます。

第21条につきましては、世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を5割軽減については29万円から29万5,000円に、2割軽減につきましては53万5,000円から54万5,000円にそれぞれ引き上げるものでございます。

以上で議案第50号 専決処分承認を求めることについての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

阿部議員、質問願います。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明です。よろしく申し上げます。

まず、この後期高齢者支援金課税額の限度額の引上げで何人ぐらいこういった方が出てくるということになりますか。

○議長（吉野正浩議員） 島田税務課長、答弁願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、阿部議員のご質問に答弁申し上げます。

限度額の引上げに対して、令和6年度の課税は国民健康保険税につきましては7月から課税となりますので、昨年度のデータを基に算出をさせていただきました。該当する世帯につきましては、8世帯が該当するところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 同様に、29万円を29万5,000円というふうに引き上げるのですけれども、これについてもちょっと教えていただけますか。ちょっとよく分からない。

○議長（吉野正浩議員） 島田税務課長、答弁願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、阿部議員の再質問にご答弁申し上げます。

今現在、国保の限度額につきましては、医療分が65万円、今回、後期高齢者分を引き上げまして24万円となります。それで、介護分につきましては、従来どおり17万円ということで、合計しますと今まで104万円のところ106万円が上限ということになります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（吉野正浩議員） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉野正浩議員） ないようですので、これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第50号 専決処分承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第50号は原案のとおり承認されました。

◎議案第51号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第3、議案第51号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

稲村福祉課長に提出議案の説明を求めます。

〔福祉課長 稲村茂之登壇〕

○福祉課長（稲村茂之） 福祉課長、議案第51号 滑川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

提案理由でございますが、国において家庭的保育事業等の施設及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、滑川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

添付しておりますA4判横の新旧対照表を御覧ください。今回の改正は、児童福祉法に位置づけられた地域型保育事業である家庭的保育事業等について、保育士である職員の配置基準を改正するものでございます。改正となる第29条、第31条、第44条及び第47条は、各条のそれぞれ2つの号で保育士である職員の配置基準の規定箇所が改正となります。1つ目が、満3歳以上満4歳未満の園児おおむね20人につき1人以上の職員を置くこととされているところをおおむね15人につき1人以上とするように改め、2つ目が、満4歳以上の園児におおむね30人以上につき1人以上の職員を置くこととされているところをおおむね25人につき1人以上とするように改めるものでございます。

なお、施行期日につきましては、法令の施行日と合わせて令和6年4月1日に遡及させていただきます。

以上、簡単ではございますが、議案第51号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく
お願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第51号 滑川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第4、議案第52号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読は終わりました。

篠崎高齢介護課長に提出議案の説明を求めます。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、議案第52号 滑川町指定居宅介護支援等の事業の人員
及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部が改正
されたことに伴い、滑川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める
ものでございます。

現行の条例では、指定居宅介護支援事業者の指定に関する要件、指定居宅介護支援事業の人員、
運営に関する基準等について定めております。

改正の主な内容でございますが、管理者及び介護支援専門員の配置基準の緩和について、身体的
拘束等の適正化についてとなっております。

新旧対照表を御覧ください。管理者及び介護支援専門員の配置基準の緩和として、改正後第4条においては、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人に対する利用者の数を改めました。第2項では、利用者の数を35から44へ改正、第3項が追加となり、情報処理システムを利用し、かつ事務職員を配置している場合においては49となります。介護支援専門員1人が1か月に担当することができる取扱い件数となります。

2ページを御覧ください。第5条においては、指定居宅介護支援事業所の管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には同一敷地内における他の事業所でなくても差し支えないと改めました。

次に、身体的拘束等の適正化として、3ページの下段、第15条第2号の2及び3で、指定居宅介護支援の提供の際、緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行ってはならないこととし、5ページをお開きください。第31条では、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況等を記録することについて定めしました。

最後、その他ですが、2ページに戻りまして、第6条では、指定居宅介護支援の開始に際し、居宅サービス計画に位置づけた訪問介護等の指定居宅サービス事業者の割合について利用者に説明し、理解を得ることを努力義務と改めました。

3ページ下段の第15条第14号では、4ページをお開きください。利用者の状態を把握するための居宅への訪問頻度について、他の指定居宅サービス事業者と情報を連携する等の条件を満たした場合は緩和することについて定めしました。第24条では、指定居宅介護支援事業所の運営規程の概要等の重要事項について、原則としてウェブサイトに掲載しなければならないことについて定めしました。

条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日からの適用といたします。

なお、新条例第24条第3項の「重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない」は、令和7年3月31日までの間は削除とします。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

阿部議員、質問願います。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明です。よろしく願いいたします。

読んでいくと、例えば第4条の利用者の数が35から44というふうになるのですけれども、これは要するに規制のというか、そういった人数が多くてもいいというような、緩和という形なのですか。

利用者にとっては、また事業所にとってはどういう影響があるのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、阿部議員のご質問に答弁いたします。

今回の国の条例改正は、介護支援専門員の人材不足に対応する措置と考えております。実際、担当件数がかかなり多くなりますので、居宅介護支援事業所の介護支援専門員としては仕事量がかかなり増えることが予想されております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 今介護職員の待遇については非常に問題視されていて、成り手もないというような状況がどんどん深刻になっているというふうに思うのですけれども、こういうふうになる……あと、ちょっと教えてもらいたいのですけれども、改善されているものって何かあるのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、阿部議員のご質問に答弁いたします。

改善されている内容ということですが、今回のケアマネジャーの担当する人数が増えることに対して、ケアプランデータ連携システム等を使うことも今回盛り込まれております。紙媒体のやり取りをしているところ、データベースを使ってもいいよと。またあと、毎月1回モニタリングとして介護支援専門員が利用者のお宅を訪問するのが義務づけられておりましたが、それがあある条件を満たすことによってテレビ電話等の対応も可能ですというように、ある程度居宅介護支援事業所の介護支援専門員が動きやすいように改善されている点もございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 介護保険料が、町では今回引上げを見送りましたが、やはり全体的にどんどん今その負担が強くなったり、また利用料もまた引き上げられるようなことも続いているわけで、なぜこういったようなことが出てきたのかちょっと私には理解できないのですけれども、それなぜなのかというのはわかりますか。介護保険のこの法律の改正が行われたというわけなのですけれども。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、阿部議員のご質問に答弁いたします。

介護保険法は、平成12年から始まった、みんなで支えていこうという制度であります。この制度を持続可能にするための措置と私は考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 高齢者が増えてどんどん高齢社会になれば、当然この介護保険制度そのものがまずこういうふうな、要するに国民負担がどんどん、どんどん増えると、それでサービスも削らなければいけなくなるというふうになるということになっているのですけれども、それに対して何の手当てもしてこないというのが私は一番大きな問題かなと、国のこの制度をどんどん改悪していくということについて問題だなというふうに思っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉野正浩議員） なしにより、これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第52号 滑川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成多数です。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第5、議案第53号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

篠崎高齢介護課長に提出議案の説明を求めます。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、議案第53号 滑川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたことに伴い、滑川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並

びに地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

現行の条例では、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護等の基本方針、人員、設備、運営、地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等について定めております。

改正の主な内容でございますが、管理者の兼務の範囲について、身体的拘束等の適正化についてとなっております。

新旧対照表を御覧ください。1ページから単独型・併設型の指定介護予防認知症対応型通所介護に関する改正でございます。第6条は、管理者につきましては管理上支障がない場合は同一敷地内の施設でなくても兼務ができると範囲が拡大されました。

第9条第2項では、令和6年3月末で廃止となりました指定介護療養型医療施設を削除しました。

第10条からは、共用型の指定介護予防認知症対応型通所介護に関する改正でございます。先ほどの単独型・併設型と同様、第10条では管理者について定めております。

2ページ、第11条第2項第2号では、重要事項の交付方法として、電磁的記録媒体によって交付するものと改めました。

第32条第3項は、原則として重要事項をウェブサイトに掲載しなければならないことを追加しました。

3ページ、第42条では、第10号及び第11号を追加し、身体的拘束等の適正化ということで、サービス提供の際、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないこととし、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況等を記録することについて定められました。

以上、2つのサービスは、滑川町内の事業所においては実施しておりません。

4ページ、第44条からは、介護予防小規模多機能型居宅介護に関する改正でございます。第44条は、令和6年3月末で廃止となりました指定介護療養型医療施設を削除しました。先ほどの認知症対応型通所介護と同様に、5ページ、第45条では管理者について、第53条では身体拘束の適正化について定めております。

6ページ、第63条の2は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置について追加しました。

7ページ、第72条からは、指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関する改正でございます。今までの改正と同様、第72条は管理者について定めています。

第83条は、協力医療機関について、利用者の病状の急変が生じた場合などにおいて医師等が相談対応を行う体制のある協力医療機関を定めるように、また8ページ、第4号、第5号、第6号では、

新興感染症発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない、利用者が入院後、退院が可能となった場合には、速やかに入居させることができるように努めなければならないことを定めました。

条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日からの適用といたします。

なお、新条例第32条第3項、「重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない」は、令和7年3月31日までは適用しないこととし、第53条第3項、身体拘束等の適正化は令和7年3月31日までの経過措置、第63条の2、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置は令和9年3月31日までの経過措置を設けてございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第53号 滑川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。再開は11時15分といたします。

休 憩 （午前11時00分）

再 開 （午前11時15分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

◎議案第54号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第6、議案第54号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

篠崎高齢介護課長に提出議案の説明を求めます。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、議案第54号 滑川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、滑川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

現行の条例では、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護等の基本方針、人員、設備、運営に関する基準などについて定めております。

改正の主な内容でございますが、地域密着型サービスの管理者の兼務の範囲、協力医療機関との連携体制、身体拘束等の適正化となっております。

この条例は、地域密着型サービスごとの説明となっております。それぞれのサービスで同じ内容の改正がありますので、初めのサービスのみ内容の説明をさせていただき、その後は項目のみの説明とさせていただきます。

新旧対照表を御覧ください。1ページから、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する改正でございます。第6条第6項につきましては、随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、利用者の処遇に支障がない場合は他の訪問介護事業所の職務に従事することができる範囲を同一施設内から同一敷地内へ改正します。

第7条は、管理者につきまして、管理上支障がない場合は同一敷地内の施設でなくても兼務ができると範囲を拡大しました。

2ページを御覧ください。第9条第2項第2号につきましては、重要事項の交付方法として、電磁的記録媒体によって交付するものと改めました。

第24条では、第8号、第9号を追加し、身体的拘束等の適正化ということで、サービス提供の際、緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況等を記録することについて定めました。

3ページを御覧ください。第34条第3項には、原則として重要事項をウェブサイトに掲載しなければならないことを追加しました。

第42条第2項第5号には、身体拘束等に係る記録について追加しました。

第47条からは夜間対応型訪問介護についてですが、4ページ、第47条第4項第11号では、令和6年3月末で廃止となりました指定介護療養型医療施設を削除しました。そのほかは先ほどと同様の

改正となります。

第48条では管理者について、第51条、第58条では身体拘束の適正化について改正しております。

このサービスは、滑川町内の事業所においては実施しておりません。

5ページを御覧ください。第59条からは、地域密着型通所介護に関する改正でございます。第59条の4では管理者について、第59条の9、6ページの第59条の19第2項では身体拘束の適正化について定めております。

7ページを御覧ください。第59条からは、指定療養通所介護事業所に関する改正でございます。第59条の24では管理者について、第59条の30及び37は身体拘束の適正化について定めております。

このサービスは、滑川町内の事業所においては実施しておりません。

第8ページを御覧ください。62条からは、指定認知症対応型通所介護事業所に関する改正でございます。第62条では管理者について、9ページ、第70条、第79条では身体拘束の適正化について定めております。

このサービスは、滑川町内の事業所においては実施しておりません。

10ページの第82条からは、小規模多機能型居宅介護に関する改正でございます。第82条第6項中の介護療養型医療施設は、令和6年3月末で廃止となりましたので削除しました。第83条では管理者について、11ページ、第92条、12ページ、第107条では身体拘束の適正化について定めております。

第111条からは、認知症対応型共同生活介護に関する改正でございます。第111条では管理者について定めており、13ページ、第125条では協力医療機関について、利用者の病状の急変が生じた場合などにおいて医師等が相談対応を行う体制のある協力医療機関を定めるように、また新興感染症発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない、利用者が入院後、退院が可能となった場合には、速やかに入居させることができるように努めなければならないことを定めました。

15ページの第130条からは、滑川町内の事業所においては実施していないサービスとなります。第130条からは、地域密着型特定施設入居者生活介護に関する改正でございます。第130条では従業員の員数について、16ページの第131条では管理者について、第147条では協力医療機関について定めました。

18ページの第151条からは、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関する改正でございます。19ページ、第165条の2では、緊急時等の対応として、協力医療機関との連携について追加をしました。19ページ、第166条では管理者について、第167条は計画担当介護支援専門員の責務として記録を行うこと、第172条は協力医療機関について定めました。

22ページをお開きください。第191条からは、看護小規模多機能型居宅介護に関する改正でございます。23ページ、197条では身体拘束の適正化について定めました。

条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日からの適用といたします。

なお、新条例第34条第3項、「重要事項をウェブサイトに記載しなければならない」は、令和7年3月31日までの間は適用しない。第92条第7号及び第197条第7号、身体拘束等の適正化は令和7年3月31日までの経過措置、第106条の2、利用者の安全及び介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置と第172条第1項、協力医療機関については令和9年3月31日までの経過措置を設けてございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第54号 滑川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第7、議案第55号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読は終わりました。

篠崎高齢介護課長に提出議案の説明を求めます。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、議案第55号 滑川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたことに伴い、滑川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果

的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

現行の条例では、指定介護予防支援事業者の指定に関する要件、指定介護予防支援事業者の人員、運営、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等について定めております。

改正の主な内容でございますが、指定居宅介護支援事業者が行う指定介護予防支援の基準整備、身体的拘束等の適正化となっております。

新旧対照表を御覧ください。第5条は、指定居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて指定介護予防支援の提供に当たる場合の人員及び運営基準について定めてあります。

同条第2項には従業員の員数について、第6条では指定介護予防支援事業者の管理者について追加をいたしました。

2ページを御覧ください。第7条第3項では、指定を受けた事業者が支援提供の開始の際に家族に説明を行う担当職員は介護支援専門員であること、同条第4項では電磁的記録媒体についての説明が追加されました。

第13条第2項では、指定を受けた事業者が通常事業の実施地域以外の居宅を訪問した場合、それに要した交通費の支払いを利用者から受けることができること、同条第3項では前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たってはあらかじめ本人、家族の同意を得なければならないことを追加しました。

3ページ、第26条第3項に、原則として重要事項をウェブサイトに掲載しなければならないことを追加しました。

4ページ、第36条第2号には、指定介護予防支援の提供の際、身体的拘束等の適正化を追加しました。緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況等を記録することについて定めました。

第36条第16号には、利用者の状況を把握するための居宅への訪問頻度について、他の指定居宅サービス事業者と情報を連携する等の条件を満たした場合は緩和すること、テレビ電話装置などの活用について定めました。

条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日からの適用といたします。

なお、第26条に1項を加える「重要事項をウェブサイトに記載しなければならない」は、令和7年4月1日から施行となります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第55号 滑川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第8、議案第56号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

篠崎総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、議案第56号 令和6年度滑川町一般会計補正予算（第1号）の議定について説明申し上げます。

それでは、1ページをお開きください。

議案第56号 令和6年度滑川町一般会計補正予算（第1号）。

令和6年度滑川町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億2,310万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億5,310万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和6年6月4日提出

滑川町長 大塚 信一

次に、2ページの第1表、歳入歳出予算補正を御覧ください。初めに、本補正予算の歳入予算の

概要についてご説明申し上げます。歳入予算については、国による定額減税の関係で、款1町税で9,295万6,000円を減額し、この減収分については、国からの補填として款10地方特例交付金で同額を増額しております。

また、歳出予算といたしまして、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した低所得者支援及び定額減税を補足する給付事業を実施するため、その財源として款15国庫支出金を2億2,310万3,000円増額しております。

次に、3ページを御覧ください。続きまして、歳出予算の概要についてご説明申し上げます。今回の補正予算につきましては、職員の人事異動等による人件費の補正を行うほか、国による物価高騰対策のための低所得世帯等に対する給付事業を実施するため、款3民生費において約2億3,200万円を増額させていただいたほか、款10教育費においては、小中学校の施設修繕費、図書館システム事業費の計上により約1,200万円の増額となっております。

次に、5ページの第2表、債務負担行為補正を御覧ください。債務負担行為補正でございますが、新たに1件の追加をお願いしたいものでございます。追加の内容でございますが、公用車借上料（令和7年度分）でございます。期間については令和7年度から令和13年度まで、限度額については賃貸借契約により決定した額でございます。

それでは、歳入予算についてご説明申し上げます。8ページを御覧ください。初めに、款1町税でございますが、令和6年度に実施される定額減税に伴う町民税の減収分といたしまして、項1町民税、目1個人のうち、所得割を9,295万6,000円減額させていただきました。定額減税の概要でございますが、令和5年11月2日に閣議決定されたデフレ完全脱却のための総合経済対策において、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税である町県民税1万円の減額を行うこととされました。本町については、このうち令和6年度分の個人住民税のうち、町民税分の減税分を今回の補正予算にて見込んでおります。

なお、こちらの減税分については、国から特例交付金として今後補填されますので、その補填分については、その下の款10地方特例交付金にあります。定額減税減収補填特例交付金として減税分と同額を増額補正しております。

次に、款15国庫支出金でございますが、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金のうち、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に2億1,991万9,000円を増額補正させていただき、こちらについてはこの後款3民生費にて説明させていただきますが、低所得者支援及び定額減税を補足する給付事業の財源として本交付金を見込んでおります。また、その下の目2民生費国庫補助金につきましては、電算システム改修経費国庫補助金として、国の児童手当制度の改正に伴うシステム改修経費の国庫補助金といたしまして、318万4,000円を新たに計上いたしました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。歳出につきましては、職員の人事異動等に伴い、給料

や職員手当、共済費等の予算の組替えが行われておりますが、各課、局ごとの人件費の説明については割愛させていただきます。

それでは、9ページを御覧ください。初めに、款2総務費についてご説明申し上げます。項1総務管理費、目1一般管理費でございますが、節12委託料のうち、国の児童手当制度の改正や定額減税の実施に伴い、職員の給与システムの改修が必要であることから、その改修経費といたしまして人事給与システム保守点検委託料132万円を見込み、財源については全額国庫補助金にて対応予定でございます。

次に、11ページの上段を御覧ください。項2町税費のうち、目2賦課徴収費でございますが、節12委託料に電算処理委託料130万9,000円を計上させていただきました。こちらは、定額減税の実施に伴い住民税システムの改修が必要なため、国の交付金を財源といたしまして、その改修費を見込んでおります。

次に、12ページを御覧ください。款3民生費についてご説明申し上げます。項1社会福祉費、目1社会福祉総務費でございますが、今回は主に3点の給付事業を計上させていただいております。1点目は、令和6年度新たに住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯となられる方へ1世帯当たり10万円を給付する事業。2点目は、先ほどの令和6年度に新たに非課税となられる世帯のうち、18歳以下の児童を扶養されている場合、児童1人当たり5万円を加算する給付事業。3点目は、定額減税に関連しますが、減税前の税額が少なく、定額減税し切れないと見込まれる方を対象に、定額減税し切れないと見込まれるおおむねの額を1万円単位で給付する事業、いわゆる調整給付事業。以上3点でございます。いずれの事業も、事業の実施に当たっては国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、事業を実施してまいります。

節10需用費から節12委託料までを御覧いただきますと、こちらの事業を実施するに当たっての事務費をそれぞれ計上させていただきました。また、節19扶助費については、先ほどの3点の事業に係る給付費ということで、それぞれ新たに非課税となる世帯への給付金は4,900万円、新たに非課税等となる世帯へのこども加算給付金は4,250万円、13ページに入りますが、調整給付給付金は1億1,800万円を計上させていただいております。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費ですが、このうち節12委託料において児童手当制度改正に伴うシステム改修業務委託料に252万2,000円を計上し、児童手当の支給に係るシステム改修費を新たに計上しております。

次に、大きく飛びますが、19ページを御覧ください。款10教育費についてご説明申し上げます。中段にあります項2小学校費、目1学校管理費につきましては、節10需用費において各小学校の施設等の修繕料を計上し、合計97万3,000円を増額させていただくほか、20ページ上段では、節17備品購入費として、令和5年度予算において計上させていただいたものになりますが、小学校の教科書改訂に伴う指導書教材の一部について令和6年度中に納品となることから、改めて各小学校の指

導書教材予算を合計119万2,000円計上し、購入させていただきたいものでございます。

また、項3中学校費及び項4幼稚園費につきましては、主に節10需用費に各施設の修繕料を計上させていただきました。中学校費については、滑川中学校体育館の隣にある外トイレについて、主に夜間の体育館開放時においても安心して外トイレを利用できる環境を整備するため、現在、通路等に照明が設置されておらず暗いため、新たに照明の設置を行うもの、また幼稚園費については、幼稚園裏山にある遊具の修繕に係るものでございます。

次に、21ページを御覧ください。項5社会教育費でございますが、目4図書館費のうち、節12委託料、節13使用料及び賃借料につきましては、関連がありますが、現在の図書館システムの延長利用に伴いまして現計予算額では不足が想定されるため、不足額を補正させていただきました。補正額は、電算機保守委託料に167万1,000円、電算機等借上料に60万3,000円となっております。

最後に、款14予備費でございますが、歳出予算の超過分として192万8,000円を減額補正させていただいております。

以上、雑駁ではございますが、一般会計補正予算（第1号）の説明といたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

上野議員、質問願います。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 質問いたします。

まず、10ページです。10ページの中段、企画費、工事請負費、集会所空調室外機盗難防止対策工事5万円とあります。この件、去年から盗難が発生して、対策工事していただいていると思うのですけれども、今回の補正で発生したこの5万円というのはどういう内容でしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

集会所室外機の盗難防止対策工事でございますけれども、こちらについては、エアコンが設置されておませんでした十三塚集会所に今回新たに室外機を設置することになりました。そのため、各集会所に昨年度から盗難防止の対策工事を設置しておりますので、この十三塚集会所1か所分を新たに対策工事として設置するものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。十三塚の集会所には今まではエアコンがなくて、新しく設置することになった。その費用については、集会所のほうなので住民の方の、エアコン設

置はそちらの費用になる。今後は、町のほうで、エアコンがあるということイコール室外機の盗難防止対策は町でも自動的にそこは補助して行っていくと。そういう仕組みとなっているということではないでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

議員のおっしゃるとおり、エアコンが設置してある集会所につきましては、今後も町のほうで防犯、盗難防止の工事を設置していきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。

次の質問に移ります。19ページ中段で、教育振興費について、額は小さいのですけれども、公立小・中学校女性校長会負担金1万2,000円というのがあります。これ毎年あったのかどうかあんまり覚えていないのですけれども、今中学校が女性校長ということで、新たに女性校長が発生すると入っていくものなのかという点と、それからこちらどんなことをするのか、何のためにあるのかというところを教えてください。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

公立小・中学校女性校長会負担金でございますが、上野議員がおっしゃるとおり、町立の小中学校に女性校長がいた場合について発生する負担金でございます。昨年度、滑川中学校は山崎校長先生が女性校長として就任されましたが、今年度、福田小学校に樋口校長先生が女性校長として赴任されました。そのため、当初見込んでいなかった女性校長が1名増えたため、今回、補正予算ということで対応させていただいております。

また、公立小・中学校女性校長会、こういうところの上部団体のほうへの負担金ということで計上させております。この校長会の役割と、それから業務については、ちょっとすみません、手持ちに今資料がございませんので、後ほど窓口等でご説明させていただければというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。女性校長が1人発生すると1人分ということで発生するお金ということで分かりました。ありがとうございます。

同じページ、一番下なのですけれども、学校管理費のところ、土地賃借料（宮小）11万9,000円

とあるのですが、これについてはどこのことでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

こちらに計上しています土地の賃借料でございますが、もともと文化財整理室があった跡地で整地した駐車場で使っております。文化財整理室を撤去した後、学童保育の用地ということもありまして、福祉課のほうで当初、予算措置をしておりましたが、その後、スクールバス等の乗り入れの関係もありまして、教育委員会のほうで所管することになりました。当初そちらについてどちらということでご予算づけがされておりましたので、この6月補正で教育委員会が所管するというごことで、小学校費にこの土地の賃借料を計上させていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。では、もともとあった金額ではあるけれども、所管が変わったためにこの補正で計上されたというところで理解しました。ありがとうございます。

次なのですけれども、ここは職員の変動についてお伺いしたいのですけれども、22ページです。一般職、総括のところ、職員数が補正前は100人、補正後は92人、マイナスの8人となっています。また、次のページをめくりますと、24ページ、会計年度任用職員のところ、補正前が98、補正後が90で8人の減となっています。ここの数が変動した理由、分かるところまででよろしいので、教えてくださいませんか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

まず、22ページの一般職でございますけれども、マイナス2名の内訳についてでございますが、昨年度、職員採用を行いまして、当初6名の予定だったのでございますけれども、1名辞退したため、その1名分、プラス今回、新入職員のうち1人が上下水道課のほうに配属になったということで、会計間異動分ということで、合計2名のマイナスということになります。

続きまして、24ページの会計年度任用職員でございますけれども、補正前の98人でございますが、これは当初予算を組む段階で各課、局から上がってきました要求人数等を計上しているものでございます。補正後の90名につきましては、その後、精査によるということで必要人数を精査したところ、確定した人数が90人ということでございますので、結果的に8名の減ということでございますので、退職とかしたというわけではございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。

では、ちょっと表の見方も含まれてしまうと思うのですが、確認しながらもう一度質問したいのですが、まず一般職のところ、補正後が92、補正前が100、比較で8で、今ご説明いただいたように、ここの実際の補正のところで発生した補正数はマイナスの2人というところですよ。補正前のところは、当初予算の時点で見込まれていた人数。補正後のところは、実際に4月動き出したところの実際の人数なので、机上で必要であろうと思われた数。では、実際に辞退であるとか異動があったというところは、一番下の比較の括弧の外にあるマイナス2というところを見ればいいということで各表ともよろしいでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

結果的に一般職がマイナス2ということになったということでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） 分かりました。ありがとうございます。

私の質問は以上です。

○議長（吉野正浩議員） ほかに質疑ありますか。

それでは、暫時休憩して、その際にお願ひしたいと思います。

暫時休憩します。再開は午後1時とします。

休 憩 （午前11時57分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

午前中に引き続きまして、日程第8、議案第56号を議題とします。

質疑ございませんか。

原議員、質疑願います。

〔10番 原 徹議員登壇〕

○10番（原 徹議員） 議案番号10、原です。補正予算の関係で1点質問させていただきたいと思ひます。

8ページなのですが、今回の補正予算のメインである定額減税絡みなのですが、定額減税、約9,300万円が減税になるというのが、報道されている内容ですと住民税特別徴収については1期目、一番最初の6月分は徴収をしないでというような形になっていると思ひます。町の財

政、行政執行において、毎月一定の金額が入って、そのお金でもって歳出、事業を行っているのだと思うのですけれども、1か月間入ってこないというのは非常に大きな影響があると思うのですけれども、それに対する減収補填特例交付金、これいつ入るのか教えていただければと思います。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、原議員の質問に答弁いたします。

特例交付金の交付時期につきましては、概算で4月、それと9月の2回に分けて交付される予定でございます。4月分につきましては既に歳入ということになっておるのですけれども、これにつきましては国の試算で、令和5年度ベースで当該市町村の納税義務者数、控除対象配偶者数、控除対象扶養親族数、16歳未満扶養親族数の合計に6,000円を掛けまして、それを約2分の1した額が4月の概算のほうで歳入をされております。9月分につきましては、この後令和6年度が確定しますので、先ほど申し上げました納税義務者数、控除対象配偶者数、控除対象扶養者数、16歳未満扶養親族数の額で正確な額を確定させて、その4月分との差額を9月で交付という予定になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 原議員、よろしいですか。

○10番（原 徹議員） では、4月に概算で入っているということで、歳入面では業務執行には特に何の支障はないということで理解いたしました。ありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） ほかに質疑ありませんか。

阿部議員、質問願います。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明です。よろしく願いいたします。

8ページの国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金ということで2億1,991万9,000円ということなので入ることなのではございますけれども、これの使い方についてはどういうふうな国の指定があるのでしょうか、教えてください。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2億1,991万9,000円でございますけれども、まず1つ目として、給付金、定額減税によりまして、令和6年度に実施する定額減税に係るシステム改修費を見込むものでございます。人事給与システムの改修業務と住民税システム改修業務でございます。人事給与システムについては66万円、住民税システム改修については130万9,000円。2つ目として、同じく令和6年度に実施される新たに非課税等となる世帯への給付金給付事業でございます。事務

費245万円、新たに住民税非課税となる世帯への給付金4,900万円、新たに非課税となる世帯のこども加算給付金として4,250万円。3つ目として、令和6年度に実施する定額減税に係る調整給付金事業ということで、事務費に600万円、調整給付給付金に1億1,800万円。合計2億1,991万9,000円となります。

以上、答弁とします。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 国は、この定額減税どうのこうのと言われましたけれども、基本的には物価高騰に対する支援ということでやる事業ではないのですか。低所得者だとか非課税だとかというのは今おっしゃいましたけれども、これが要するに目的になっているのですか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

国からの地方創生臨時交付金の交付内容については、先ほど申し上げましたとおり、定額減税分とか非課税世帯のこども加算金、それと定額減税がされなかった調整給付給付金ということで交付されるものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） ちょっと私の理解が間違っているのかもしれませんが、この交付金についてはいわゆる物価高騰、全国民の皆さんが影響を受けているわけなのですけれども、そういったような幅広い使い方というのはできないということなのですか。

○議長（吉野正浩議員） 篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長（篠崎仁志） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

国からの臨時交付金の給付内容がそういうふうになっているわけでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） そういうことなら分かりました。

次に、今のこの交付金の算出方法、2億幾らの交付されるわけですけれども、これはどのような形で、どういう計算で交付されるというふうになっているのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 休憩します。

休 憩 （午後 1時11分）

再開 (午後 1時11分)

○議長(吉野正浩議員) 再開します。

篠崎総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 篠崎仁志登壇〕

○総務政策課長(篠崎仁志) 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁をいたします。

算出方法でございますけれども、先ほど申し上げました定額減税に係る分として、システム改修業務、これが住民税と人事給与のシステムということで、合計で196万9,000円でございます。

それと、新たに非課税等となる世帯の給付金、これは今度歳出の部分になりますけれども、民生費の社会福祉総務費でございますが、まず非課税世帯を約130世帯見込みまして、掛ける10万円で1,300万円。均等割のみ世帯につきましては、360世帯を見込んで、掛ける10万円で3,600万円。合計4,900万円が新たに非課税となる世帯への給付金でございます。

次に、新たに非課税となる世帯へのこども加算給付金でございますけれども、これにつきましては850人と見込ませていただきまして、1人5万円でございますから、4,250万円。

それと、調整給付給付金でございますけれども、減税をされないまたはできないと思われる方、課税されない人を約2,000人と見込みまして、それに5万9,000円を掛けまして、1億1,800万円ということで試算をしております。

それから、その事務に係る費用としまして約845万円ほど見込みまして、合計の2億1,991万9,000円ということになっております。

以上、答弁とします。

○議長(吉野正浩議員) 阿部議員、質問願います。

○5番(阿部弘明議員) この給付金は、いつ頃支給されるということになるのでしょうか。

○議長(吉野正浩議員) 稲村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 稲村茂之登壇〕

○福祉課長(稲村茂之) 福祉課長、阿部議員さんの質問に答弁させていただきます。

今回行われる給付金、新たに住民税非課税等となる世帯への給付金、こちらにつきましては、税の台帳から情報等を抽出する、そういった関係もございまして、できるだけ早く行いたいと思っておりますが、現在は7月の下旬ということで考えております。

また、定額減税の対象にならない方の調整給付につきましても7月下旬を予定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(吉野正浩議員) 阿部議員、質問願います。

○5番(阿部弘明議員) ありがとうございました。

次、20ページ一番上の指導書教材ということですのでけれども、ちょっと中身を教えてくださいませんか。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、阿部議員のご質問に答弁をさせていただきます。

こちらにつきましては、昨年度、実際は今年からの仕様になりますが、行われました小学校の教科書改訂、こちらに合わせた指導者用の教材の購入でございます。通常、教科書の改訂の前年度に指導書教材もそろえますが、教科によっては上下巻分かれているものがございます、下巻について一部今年度に入ってから発行となりましたので、その下巻の購入分について参考指導書教材をそれぞれ購入をさせていただきたいと思い、予算計上をさせていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） これは、保護者負担というのは発生するのですか。保護者の負担。

○議長（吉野正浩議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、阿部議員のご質問に答弁をさせていただきます。

こちらの指導書教材につきましては、保護者負担はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員。

○5番（阿部弘明議員） ありがとうございます。

私の質問終わります。

○議長（吉野正浩議員） ほかに質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉野正浩議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第56号 令和6年度滑川町一般会計補正予算（第1号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第9、議案第57号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読は終わりました。

會澤町民保険課長に提出議案の説明を求めます。

〔町民保険課長 會澤孝之登壇〕

○町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長、議案第57号 令和6年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議定についてご説明申し上げます。

初めに、1ページをお願いいたします。

議案第57号 令和6年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度滑川町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ290万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,779万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月4日提出

滑川町長 大塚 信一

今回の補正ですが、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた準備として、システム改修及びそれに伴う諸費用を計上するものであります。これは国の補助金によって行うものですが、当初予算策定時には詳細が決まっておらず、6月補正にて対応させていただくものでございます。

詳細につきまして、6ページを御覧いただきたいと存じます。初めに、歳入についてご説明申し上げます。款5国庫支出金、項1国庫補助金、目2社会保障・税番号制度システム整備費等補助金でございますが、先ほど申しました理由から年度当初には予算計上しておりませんでした。今回290万2,000円を増額補正させていただくものでございます。こちらは、国の社会保障・税番号制度システム整備費等補助金として受け入れる金額であります。具体的には、12月に予定されている紙の被保険者証廃止に伴うシステム改修及び制度周知に関する事務費に係る補助金です。補助対象となる経費の補助率は、国の10分の10補助となります。

続きまして、7ページを御覧いただきたいと存じます。歳出についてご説明申し上げます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございますが、335万円の増額補正を計上いたしました。内訳ですが、節10需用費は、今年度の一斉更新時に被保険者証を送付する際、同封するマイナ

ンバーカードと健康保険証の一体化に関する周知用チラシを作成するための印刷製本費として7万8,000円を計上いたします。

節11役務費は、被保険者への制度周知と加入者情報の確認のお知らせの郵送費用として53万7,000円を計上いたしました。

節12委託料は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に対応するためのシステム改修費用と加入者情報等のお知らせを作成する費用として、273万5,000円を計上いたしました。加入者情報等のお知らせの作成費用については補助対象外となるため、補助金と支出額とに差額が生じるため、予備費から充てさせていただきたく、同ページ下段になりますが、款10予備費を44万8,000円の減額とし、差分の調整をさせていただきたいと思っております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第57号 令和6年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 全員賛成です。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第10、議案第58号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

宮島上下水道課長に提出議案の説明を求めます。

〔上下水道課長 宮島栄一登壇〕

○上下水道課長（宮島栄一） 上下水道課長、議案第58号 令和6年度滑川町水道事業会計補正予算（第1号）の議定について説明いたします。

お配りしてあります補正予算書の1ページを御覧ください。

令和6年度滑川町水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条 令和6年度滑川町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるとおりとする。

第2条 令和6年度滑川町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、科目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げをさせていただきます。

支出、第1款事業費、3億6,534万3,000円、1,280万5,000円、3億7,814万8,000円。

第1項営業費用、3億5,357万8,000円、500万円、3億5,857万8,000円。

第2項営業外費用、1,016万5,000円、780万5,000円、1,797万円。

令和6年6月4日提出

滑川町長 大塚 信一

それでは、補正予算の内容について説明をさせていただきます。予算書最終7ページの令和6年度滑川町水道事業会計補正予算（第1号）事項別明細書を御覧ください。

今回の補正予算は、収益的支出のみについてとなっております。

款1事業費でございますが、総額で1,280万5,000円の増額を計上してございます。内容につきましては、項1営業費用、目3業務費、節8委託料に今後の水道料金改定に向けての計画策定等業務委託料として500万円の増額を計上いたしました。

また、項2営業外費用、目3消費税、節1消費税に当初予算では令和5年度の確定申告分のみを計上しておりましたが、令和6年度の間納付額の見込みが立ちましたので、780万5,000円の増額を計上させていただきました。

以上、簡単ではございますが、補正予算の内容の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

阿部議員、質問願います。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明です。よろしく申し上げます。

この水道料金改定計画業務委託というふうに、500万円になっているのですけれども、これはどういう計画をつくるということなのでしょう。

○議長（吉野正浩議員） 宮島上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 宮島栄一登壇〕

○上下水道課長（宮島栄一） 上下水道課長、阿部議員からの質問に答弁いたします。

こちらの水道料金改定業務委託でございますが、今後、料金改定等が考えられる状況でございま

すので、今後の財政状況のシミュレーションや、今後開催されるであろう水道事業審議会等へのアドバイザー的な業務を発注したいという考えで委託のほうを結びたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） いろんなところで水道料金の値上げというのが行われているというのは承知していますけれども、要するにこれからどのような、水道料金を値上げする何かシミュレーションみたいなものをつくっていくのですか。ちょっとイメージが湧かない。それを委託するということもよく分からないのですけれども、そういう専門業者がいらっしゃるのですか。

○議長（吉野正浩議員） 宮島上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 宮島栄一登壇〕

○上下水道課長（宮島栄一） 上下水道課長、阿部議員からの再質問に答弁いたします。

専門的な業者と申しますか、いろいろ水道の基本計画の策定等行っている業者がおりますので、そういった関係の業者から入札を行いたいとは考えておりますが、取りあえず業務の内容といたしましては、県のほうから昨年、年度末になりますが、水道料金を上げさせていただきたいというお話のほうを受水団体のほうにございました。それで、受水団体の代表のほうで協議をいたしまして、県は当初ですと7年度で値上げをしたいという話でございましたが、受水団体のほうで協議をいたしまして、県のほうにも申入れを行いまして、8年度から県のほうは水道料金のほう値上げしたいということで、今年度の12月議会に上程しますよというお話をいただいております。そういった関係もございまして、今後、県水がそのように値上げした場合の町の水道事業の財政の状況のシミュレーションですとか、それを踏まえて審議会のほうに改定のお話を答申いただく場合には、各うちのほうの水道料金の料金系統等いろいろなシミュレーションをつくっていただかなければいけませんので、そういった業務のほうを委託業務のほうで行っていただきまして、今後の水道料金改定を円滑に進められるようにしていきたいという思いで補正予算のほうを計上させていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（吉野正浩議員） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉野正浩議員） ないようで、これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第58号 令和6年度滑川町水道事業会計補正予算（第1号）の議定についてを採決

します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第11、議案第59号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

宮島上下水道課長に提出議案の説明を求めます。

〔上下水道課長 宮島栄一登壇〕

○上下水道課長（宮島栄一） 上下水道課長、議案第59号 令和6年度滑川町下水道事業会計補正予算（第1号）の議定について説明をいたします。

お配りしております補正予算書の1ページを御覧いただきたいと思っております。

令和6年度滑川町下水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条 令和6年度滑川町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるとおりとする。

第2条 令和6年度滑川町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げをさせていただきます。

支出、第2款農業集落排水事業費用、1億1,263万1,000円、15万2,000円、1億1,278万3,000円。

第1項営業費用、1億260万4,000円、15万2,000円、1億275万6,000円。

第3款浄化槽事業費用、2,867万1,000円、9万8,000円、2,876万9,000円。

第1項営業費用、2,608万2,000円、9万8,000円、2,618万円。

第3条 予算第8条に定める（1）職員給与費を「3,186万3,000円」に改める。

令和6年6月4日提出

滑川町長 大塚 信一

それでは、補正予算の詳細について説明をさせていただきます。

今回の補正は、職員の異動に伴う職員手当の増額を行うものでございます。予算書最終10ページの令和6年度滑川町水道事業会計補正予算（第1号）事項別明細書を御覧ください。

款2 農業集落排水事業費用、項1 営業費用、目4 総係費、節2 手当に扶養手当及び通勤手当として15万2,000円を、また款3 浄化槽事業費用、項1 営業費用、目2 総係費、節2 手当に職員の通勤

手当として9万8,000円を計上させていただきました。

以上、簡単ではございますが、補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉野正浩議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第59号 令和6年度滑川町下水道事業会計補正予算（第1号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎議案第60号の説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 日程第12、議案第60号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

會澤町民保険課長に提出議案の説明を求めます。

〔町民保険課長 會澤孝之登壇〕

○町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長、議案第60号 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律によって高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正したため、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約についても内容を一部変更する必要が生じ、これについて協議するため、地方自治法第291条の11の規定により、議決を求めるものでございます。

今回の議案は、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の内容を変更するための手続になります。当該規約の変更を行うためには、関係地方公共団体と協議し、都道府県知事の許可を受けなければならないと地方自治法で定められております。協議方法は関係地方公共団体の議会の議決によるもの

と規定されておるため、今回の議案上程となりました。

変更する規約の内容についてご説明申し上げます。新旧対照表を御覧いただきたいと思います。先ほど提案理由の中で申しました関係法令の一部改正に伴い、令和6年12月2日から現行の被保険者証がマイナ保険証に統合され、紙の被保険者証が廃止されることから、関係市町村の処理する事務につきまして記載のある第4条関係の別表第1中、下線部分の「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めるものでございます。これにより、これ以降はマイナ保険証をお持ちでない方などに対しては新たに資格確認書を交付いたします。

なお、被保険者証の廃止、統合に伴い、保険料を長期にわたり滞納している方を対象として交付しております資格証明書についても併せて廃止されることとなり、文言を削除しております。

以上、雑駁ではありますが、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

阿部議員、質問願います。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明です。よろしく願います。

ちょっと私今よく聞こえなかったのですけれども、この資格証明書というのが資格確認書になるのか、ちょっとその辺何か分からない。資格証明書というのは、いわゆる今まで保険料を滞納したりすると発行されるやつなののですけれども、それと同じようなのが今度、マイナカードを持っていない人には発行するということなのですか。

○議長（吉野正浩議員） 會澤町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 會澤孝之登壇〕

○町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長、阿部議員さんのご質問に答弁させていただきたいと思っております。

名称が似ているので勘違いしやすいところなののですけれども、これまでの資格証明書については、議員さんおっしゃられたとおり、長期の滞納がある方を対象に出していたものでございます。今回の資格確認書というものについては、紙の保険証がなくなる関係で、まだマイナ保険証にひもづけをされていない方に対して資格を証明するためのものを送付するものであって、これまでの滞納者というひもづけがあるものではありませんので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 改正前は資格証明書というのが書いてあるのですけれども、改正後はそれは書いていないのだけれども、資格確認書等に入ることなのですか。資格証明書というのは、

同じようにこういうふうに資格確認書というのと資格証明書というのが今度2つあるということなのですか。

○議長（吉野正浩議員） 會澤町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 會澤孝之登壇〕

○町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長、阿部議員さんのご質問に答弁させていただきます。

そもそも12月2日以降は資格証明書のほうはなくなります。そのためにそこから文言が消えているという形になりますので、滞納者に対しては今後はそういったものを出す機会がなくなります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 滞納者に対する対応がなくなってしまうということなのだ。要するに保険証はもう全部なくなるよというお話になるのですか。保険証はないよと、滞納したら。そうなるの。ちょっと説明してください。今まで何で資格証明書があったのに今度はなくなってしまうのかという、その理由も含めて教えてください。

○議長（吉野正浩議員） 休憩します。

休 憩 （午後 1時44分）

再 開 （午後 1時45分）

○議長（吉野正浩議員） 再開します。

會澤町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 會澤孝之登壇〕

○町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長、阿部議員さんの質問に答弁させていただきます。

今までの資格証明書については、滞納者が対象ということで、いわゆる短期証がその前に今まであったと思うのですけれども、それでも理由なく長期にわたって滞納されている方に保険証の返納をいただいて資格証を出すという形だったのですけれども、今後は基本的にマイナ保険証を医療機関で提示することによってその方の負担割合も明示されることになります。その中で、資格証明書対応の方についてはそこで負担割合が窓口でわかりますので、そちらのほうで対応していただいて、そしてその方については今までどおり保険の自己負担の割合については各保険者の窓口に来ていただいて現金を払い戻してもらうという形の手続になりますので、そもそもカードが要らなくなるという形になるわけです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） ちょっとあまりよく理解できませんけれども、マイナ保険証を後期高齢者の方、どのくらいの方が今持っているのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 會澤町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 會澤孝之登壇〕

○町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長、阿部議員さんの質問に答弁させていただきます。

現在、保険者となっているのは埼玉県であります。現在の後期高齢者医療広域連合となってからは、資格証明書を発行した今までのことはありません。一応それを発行するためにはそれぞれの方の生活状況やいろいろな滞納している理由なんかも細かくお聞きしながら、それを本当に出さなければいけない方かどうかというのを慎重に判断してきた結果、県では今までそれを実施したことはありません。ゼロですということです。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） ごめんなさい。質問は、マイナンバーの保険証を後期高齢者の方でお持ちの方はどのくらいいらっしゃるのかということ。

○議長（吉野正浩議員） 休憩します。

休 憩 （午後 1時48分）

再 開 （午後 1時49分）

○議長（吉野正浩議員） 再開します。

會澤町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 會澤孝之登壇〕

○町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長、阿部議員さんのご質問に答弁させていただきます。

今現在、滑川町の後期高齢者医療の被保険者の中で、直近のものでひもづけている方のパーセントとしては、およそ42%の方が現在マイナ保険証としてひもづけがされております。

以上です。

〔「後期高齢」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 後期高齢者。

○町民保険課長（會澤孝之） 後期高齢者です。

〔「後期高齢で42%あんの」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 後期高齢者でそんなに高いのかと。

どうぞ。

〔町民保険課長 會澤孝之登壇〕

○町民保険課長（會澤孝之） もう少し詳しく補足させていただきます。

後期高齢者の場合、今現在、被保険者数が2,344人。これ4月末の数字なのですけれども、2,344名いらっしゃいます。このひもづけについては、こちらでは数字が算出できないのですけれども、広

域連合のほうから数字をいただいたことで算出しているのですけれども、ひもづけが済んでいる方は994名の方がいらっしゃいます。これを単純に割りますと、ひもづけ率としては42.4%の方が既にマイナ保険証とのひもづけが済んでいますという数字をいただいております。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） いずれにしても、今度資格証明書を発行しないで、今のところそういった方はいらっしゃらないという、そういったような非常に考慮した中身になっているということは、ぜひとも今後ともそういう形で続けていくようお願いしたいなというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（吉野正浩議員） ほかに質疑はございますか。

上野議員、質問願います。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 質問いたします。

今までの先ほどの質問でも、被保険者証、そして資格証明書、そして保険証へのひもづけがついている状態でのマイナカードというものがあって、そして改正後のところでは被保険者証と資格証明書がなくなって資格確認書等になっていくということかと思うのですけれども、この資格確認書等の「等」というところには何が入るのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 會澤町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 會澤孝之登壇〕

○町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長、上野議員さんのご質問に答弁させていただきます。

この資格確認書等の「等」の中身なのですけれども、これまでここには町でもって、町が窓口になって交付していたものが2種類ありましたよということなのですけれども、こちらが今度資格確認書に変わります。それから、資格確認書については、マイナ保険証のひもづけがされていないということで、マイナ保険証のひもづけをされている方には資格情報のお知らせというのが行くことになります。こちらであったり、あとは今想定されているのが、人工透析などで治療が必要な慢性腎不全の方々を交付対象として特定疾病療養受療証なども交付しているのですが、こういったものを想定して「等」という形でまとめさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。では、資格確認書という単体のものがあるのではなくて、いろいろな状態の、例えばマイナカードと保険証のひもづけはしていないけれどもマイナカードを持っている方であるとか、マイナカード自体の申請をしていない方であるとか、今おっしゃった人工透析等で特定の疾病の方のものであるとか、そういうとにかく資格が確認できるものと

いうものが複数あって、それを出すことで今までの被保険者証、主に被保険者証だと思っておりますけれども、そこの代わりになっていくということでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 會澤町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 會澤孝之登壇〕

○町民保険課長（會澤孝之） 町民保険課長、上野議員さんの質問に答弁させていただきます。

議員さんのおっしゃるとおりの見解でよろしいかと思えます。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。マイナンバーカード、いろいろと問題が多いと私は感じていて、保険証へのひもづけというところでも医療機関等で混乱も生じていると聞いております。そして、保険証を例えば預けなければいけないような高齢者や子どもの施設等で、マイナカード自体を預かるの不安という事業者の声もあります。そんな中でいろいろ考えられてきていることかと思うのですが、本来マイナカードで一本化というはずの話だったはずが何となく資格確認書も複数になって、混乱というか、手続の簡略化というところにはまだ遠い状態にあるのかなというふうに思います。

私の質問は以上です。ありがとうございます。

○議長（吉野正浩議員） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉野正浩議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉野正浩議員） 討論なしと認めます。

これより議案第60号 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成全員です。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をお願いします。

休 憩 （午後 1時57分）

再 開 （午後 1時58分）

○議長（吉野正浩議員） 再開いたします。

◎日程の追加

○議長（吉野正浩議員） お諮りします。

ただいま西宮俊明議員外2名から議員提出議案、発議第3号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野正浩議員） 追加日程第1、発議第3号を議題とします。

事務局長に朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉野正浩議員） 朗読が終わりました。

提出者の西宮俊明議員につきましては、登壇し、提出議案の説明を求めます。

〔6番 西宮俊明議員登壇〕

○6番（西宮俊明議員） 議席番号6番、西宮俊明。今まで町議会でもワクチン助成を求める一般質問をしてまいりました。今回、国の带状疱疹ワクチンの助成の定期接種化の議論を加速させるよう、意見書の提出を発議いたします。

発議第3号

令和6年6月7日

滑川町議会議長 吉野正浩様

提出者 滑川町議会議員 西宮俊明

賛成者 同上 内田敏雄

賛成者 同上 小澤実

带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書（案）の提出について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第112条及び会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

趣旨説明。日本人では、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症するといわれており、治療が長引くケースや後遺症として痛みなどの症状が残るケースもあります。

この带状疱疹の発症予防のために、ワクチンが有効とされているが、費用が高額になることから接種を諦める高齢者も少なくありません。

地方税・地方交付税など一般財源の逼迫する中、地方自治体では医療・介護、子育て支援、雇用の確保などの対応で財政需要は増大の一途をたどっております。そのような中で財源の確保を要望

するものです。

带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書（案）

意見の要旨。日本人では、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症するといわれており、治療が長引くケースや後遺症として痛みなどの症状が残るケースもあります。

この带状疱疹の発症予防のために、ワクチンが有効とされているが、費用が高額になることから接種を諦める高齢者も少なくありません。

地方税・地方交付税など一般財源の逼迫する中、地方自治体では医療・介護、子育て支援、雇用の確保などの対応で財政需要は増大の一途をたどっております。そのような中で財源の確保を要望するものです。

意見の理由。带状疱疹は、過去に水痘に罹患した者が、加齢や過労、ストレスなどによる免疫力の低下により、体内に潜伏する带状疱疹ウイルスが再燃し発症するものである。

日本人では、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症するといわれており、治療が長引くケースや後遺症として痛みなどの症状が残るケースもある。

この带状疱疹の発症予防のために、ワクチンが有効とされているが、費用が高額になることから接種を諦める高齢者も少なくない。

带状疱疹による神経の損傷によって、その後も痛みが続く「带状疱疹後神経痛」と呼ばれる合併症に加え、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などを引き起こし、目や耳に障害が残ることもあるといわれている。

そこで政府に対して、一定の年齢以上の国民に対するワクチンの有効性等を早急に確認し、带状疱疹ワクチンの助成制度の創設や予防接種法に基づく定期接種化を強く求める。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和6年 月 日

埼玉県比企郡滑川町議会議長 吉野正浩

厚生労働大臣 殿

財務大臣 殿

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（吉野正浩議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

上野議員。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 質問いたします。

私は、定期接種化の必要はないというふうに考えております。2023年11月に出された带状疱疹ワクチンに関する厚生労働省の資料の中から何点かお話ししたいと思います。

厚生労働省が定期接種化をするということに関しても、国では当然ながら基準を設けております。恐らく皆さんが带状疱疹について怖いなというふうに思っているのは、带状疱疹自体ではなく、带状疱疹の代表的な合併症と言われている带状疱疹後神経痛、略称PHNと言われているものだと思います。こちらになりますと、皮膚症状、いわゆる带状疱疹が治った後も痛みが残る、そしてそれは鋭い痛みが残るものということになっています。定期接種化にならない理由の大きいところが、带状疱疹は通常、人から人へ感染しないというふうに定義されています。また、重篤化するおそれも大きくないというところから、定期接種化、A類疾病というところからは外れています。そして、带状疱疹は一般に軽症であり、そして治療薬があります。治療薬があるというところでワクチンというものが選ばれていないのかなというふうに思います。なので、恐らくこの提出の議案に関しては住民の方の不安が大きいというところから出されているのかと思うのですが、その不安というのがどこからきているかというふうに考えますと、带状疱疹は怖い、そしてPHNになってしまうと鋭い痛みが続くというところの製薬会社のコマーシャルみたいなところから不安が強いというものもあるのかなというふうに思います。そこに対して客観的な資料をもって国のほう、厚労省のほうで考えた上で定期接種化をあえてしていないというところなので、私はこれに関しては厚生労働省のほうの判断が的確であるのかなというふうに思っております。

そして……

○議長（吉野正浩議員） ちょっと上野さん、今質疑ですね。今は、内容は討論のところと言うような内容ではないかなと思うのですが、今質疑ということでまずお願いできればと思うのですが。

○2番（上野葉月議員） すみません。では、これは今のところは討論でもう一度言わせていただくことにして、この内容に関してを申し上げれば。

○議長（吉野正浩議員） ええ、質疑ですね。そうなります。

○2番（上野葉月議員） では、この書いてある文章に関して申し上げます。

後半の方を読むのですが、「地方税・地方交付税など一般財源の逼迫する中、地方自治体では医療・介護、子育て支援、雇用の確保などで財政需要は増大の一途をたどっております」というふうにあります。ワクチンの必要性の定義というのは、国、厚労省のほうで決めておるもので、そこから外れていく。そういうワクチンに対しても、いたずらにというか、皆さんそれぞれ疾病に対して不安はありますので、そこに対して恐らくこれから製薬会社はワクチンをどんどん出してくると思います。その中で、いろんなワクチンを対象にしていってしまうと、町において町が助成出さなければいけないワクチンの助成額というのは増えてきてしまうと思います。なので、ここはワクチンに関する厚労省の定義を尊重し、助成に入れるべきではないと思い、またそのための国への意見書というものここは出す必要はないと私は思っております。そういう一般財源が逼迫するからこそワクチンを限定的に、定義をもって解釈していくべきだと思いますが、そこについてはどのよ

うにお考えなのでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 西宮議員、答弁願います。

〔6番 西宮俊明議員登壇〕

○6番（西宮俊明議員） 私の考えは、現在、独自助成をしている、これ最新の調査ではないのですが、全国で316自治体が自治体としての助成をしております。その中で、冒頭ちょっとお話しさせていただきましたけれども、町の議会でも私、あるいは内田議員等が町のほうでも助成をぜひ進めていただきたいという質問をしております。その中で、厚生労働省も定期接種化の議論は今している最中でありますので、ぜひ定期接種化になればそれはもうそれにこしたことはないと思いますので、その議論を加速させていただきたいということを町の議会からの意見書として出していくことを発議させていただきました。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） 定期接種化になればそれにこしたところはないということなのですが、ワクチンというものの信頼度に対する価値観の違いなのかなというふうに思うのですが、ワクチンを打ったからといって带状疱疹にかからないわけでもないし、そして带状疱疹自体には薬もあります。そして、带状疱疹自体は軽症です。そして、ワクチンを定期接種化して広く打ったことで生じる被害というものもあります。例えば新型コロナワクチンでの健康被害者認定数、死亡数というのはもう596名にもなっております。これは、国がワクチンを進めてしまったことでの弊害になっております。この方たちは、ワクチンを打たなくて済めば死ななくて済んだ方です。これは薬害といいます。そして、これ定期接種化になると健康被害の給付というのが入ってくるのですが、新型コロナワクチンによる健康被害給付の予算というのは令和5年度当初3.6億円だったものが、補正予算であまりにも被害者数が多いために397.7億円まで膨れ上がっております。このように、ワクチンは製薬会社が勧めてくるものですので、ワクチンを打てば健康でいられるのですとか、かからないとか、そういうものではないと思います。なので、本当に必要なのか、もちろん住民の方の……

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、ワクチンの……ちょっと休憩します。

休 憩 （午後 2時12分）

再 開 （午後 2時12分）

○議長（吉野正浩議員） 再開します。

質問があればよろしく願います。

○2番（上野葉月議員） では、定期接種化になればそれにこしたことはないというところについて、定期接種化により被害が拡大する場合という事例もコロナワクチンで生じております。そこについ

てはどうお考えでしょうか。

○議長（吉野正浩議員） 西宮議員、答弁願います。

〔6番 西宮俊明議員登壇〕

○6番（西宮俊明議員） 定期接種化を求めるということですがけれども、先ほど議長さんからも話ありましたように、ワクチン接種、このワクチンを打たない選択、それは当然あると思います。打つ選択、それも当然あると思います。その中で、後遺症、私は町で町民の方とお話をしているときに、本当に苦しんでいる方がいっぱいいらっしゃいます。いっぱいって数が幾つか等ではなくて、えっ、あなたも带状疱疹にかかったのですか、本当に苦しくて、もうこの後遺症は一生治らないというふうに、医者診断だととか、そういうふうに変な苦しめられている方がいる。そのときにワクチンのお話をしたときに、そういうワクチンがあるのだったらもう本当に事前に打っておけばどれほど後遺症が軽く済んだことかという、そのような声をお受けしています。ということで、ここではワクチンの是非というのですか、確かに私もワクチンというのがいろいろな面でよくない面もあるという意見はある方のことも、いらっしゃることも重々に承知しております。ただ、ここではワクチンを打つことを自分の判断で希望されている方、打ちたいという方が、その方に助成がある、あるいは定期接種化になるということがどれほどありがたいことかということで、国への意見書の提出を発議させていただきました。

それから、私の理解では、厚生労働省は接種化に向けての議論を進めている。それを本当に加速をしてもらいたいという、そういう形の意見書ということ、繰り返しになりますけれども、申し述べさせていただきます。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） 分かりました。もちろんワクチンが個人の判断で打つ、打たないは決めべきだと私も思います。そして、それは自分でやればいいことで、その費用対効果というところも考えて、個人の判断で打つレベルのワクチンではないかなというふうに思います。いろんな考えの方がいて、もちろん打たない方というの、健康保険料を今たくさん払っている状態で、皆さんそれぞれ带状疱疹だけではなく固有の疾病というのを持って困難を抱えていらっしゃる方もおります。そんな中で、この带状疱疹ワクチンにだけ助成というのは、私は強く疑問を思うものであります。

以上で私の質問を終わりにします。

○議長（吉野正浩議員） ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉野正浩議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

上野議員。反対ということで。反対討論ですね。

○2番（上野葉月議員） はい。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） では、反対の意見で討論をいたします。

带状疱疹の症状は、新型コロナワクチンの代表的な副作用です。带状疱疹に関しても、なぜ発症するかというところ、免疫機能の低下というのが関係しております。そして、加齢も関係しております。現在、带状疱疹が増えているのは、新型コロナワクチンの副作用というものも関係しているというのはもう確実に言われております。新型コロナワクチンの副作用、最近5月31日に審議結果として発表されたのを見ますと、死亡認定されているもので、新型コロナ自己免疫介在性脳炎・脳症、55歳女性、自己免疫介在性脳炎・脳症、55歳女性、そして20歳の男性が敗血症で死亡して、そして自己免疫性で14、15歳の女性の方が救済認定を受けております。このように、新型コロナワクチンは自己免疫に影響を与えるものであります。その中で带状疱疹が増加しています。そのようなワクチンに関する問題、そして副作用の検証もされないまま、ワクチンで起きたかもしれない事例についてまたワクチンで対応していく。それについて自治体が率先して補助を出すようになり、それに応じて厚労省のほうで自ら定義をいろいろしている中で、そこをして带状疱疹ワクチンを信仰しているというのが現状ではないかなと思っております。带状疱疹ワクチン定期接種化されない大きな定義として、A類疾病というものは人から人へ感染するということが大きなラインでした。そして、重篤化するおそれというところも大きなラインでした。今そういうところでは带状疱疹はありません。そのようなものに定期接種化する必要というのは私はないというふうに考えます。

そして、これは製薬会社の資料なのですが、ワクチンを打つことで発症率が80%、90%抑えられるというデータを基に住民の方はワクチンを切望されているかと思えます。シングリックスのほうの注射なのですが、6,541人被験者がいて、そのうちPHNまで発展した方は4名、そしてプラセボ群は6,622名のうち28名という結果です。この4人と28人を比べて85%の予防率があるというふうに、製薬会社はこのような表現の仕方をします。でも、逆に考えれば、6,622人のうち、ワクチンを打たなくても6,594人はPHNまで至らなかったということです。このような客観的な資料を基に、現在、厚労省では定期接種化をしていないということですので、私はその方針を支持いたします。なので、今回の意見書の提出には反対をいたします。

以上です。

○議長（吉野正浩議員） 次に、原案に賛成者の発言を願います。

内田議員。

〔13番 内田敏雄議員登壇〕

○13番（内田敏雄議員） 内田敏雄です。賛成の立場から意見を申し上げたいと思います。

まず、ワクチンなのですが、ワクチンには2種類が出ているようで、不活性ワクチンと、

それから生ワクチンというのが出ていまして、生ワクチンをご承知のように水ぼうそうのワクチンと同じものです。だから、安全性も一応は確認されておりますし、実際に子どもに対しては定期接種化されているワクチンを使っているということになります。それと、ワクチンの有効性についてですが、厚生労働省の調査レポートを見ますと有効性は十分に確認されておまして、その上で定期接種化の検討会に入ったようです。

したがって、私は定期接種化を進めるべきだというふうに考えていまして、もう一つは、今西宮さんの話にもありましたけれども、多くの自治体で実際に助成を出してワクチンを推奨しています。できれば滑川町も推奨してやってもらいたいのですけれども、やっぱりそれには費用がかかりますので、多くの自治体がやっている以上、国がその費用を持ってもいいのではないかというふうに考えて、定期接種化に賛成をしております。

以上、私のほうの賛成の意見はこれまでです。よろしく申し上げます。

○議長（吉野正浩議員） ほかに討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉野正浩議員） これをもちまして討論を終結します。

これより発議第3号 帯状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書（案）の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉野正浩議員） 賛成多数です。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

なお、意見書の送付につきましては、議長に一任いただきたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書の送付は議長に一任することに決定しました。

◎閉会中の所管事務調査の申し出について

○議長（吉野正浩議員） 日程第13、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題とします。

会議規則第73条の規定によって、総務経済建設常任委員会、内田敏雄委員長、文教厚生常任委員会、小澤実委員長、議会運営委員会、瀬上邦久委員長の3名から、お手元に配付しました閉会中の所管事務調査申出書のとおり、閉会中の所管事務調査をしたい旨の申出がありました。

お諮りします。各委員会の委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、各委員会の委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（吉野正浩議員） 日程第14、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

会議規則第75条の規定によって、議会運営委員会、瀬上邦久委員長から、お手元に配付しました閉会中の継続審査申出書のとおり、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続審査としたい旨の申出がありました。

お諮りします。議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会について

○議長（吉野正浩議員） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉野正浩議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎町長挨拶

○議長（吉野正浩議員） ここで、大塚町長よりご挨拶をお願いします。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 議長のお許しをいただきましたので、本定例会の閉会に当たりまして一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、令和6年度一般会計補正予算をはじめ全12案件を慎重審議賜り、原案どおり可決、承認いただきまして、深く感謝を申し上げます。一般質問及び議案審議の際には、議員各位より賜りました多くのご意見、ご提案につきましては真摯に受け止め、今後の行政執行に当たって適切に対応をしております。今後においても引き続き私といたしましても、昨日の一般質

問で答弁申し上げたとおり、職員と共に住民福祉の向上を胸に職務に取り組んでいく決意でございます。

議員各位におかれましては、今後、暑さの厳しい日々を控えておりますので、お体には十分ご留意をいただき、ご活躍されますことをご祈念申し上げまして、閉会に当たってのお礼の挨拶に代えさせていただきます。

大変お疲れさまでした。

◎閉会の宣告

○議長（吉野正浩議員） これで本日の会議を閉じます。

議員各位と執行部のご協力によりまして、本定例会が終了できました。深く感謝申し上げます。

これをもちまして、第241回滑川町議会定例会を閉会します。

（午後 2時27分）

○議会事務局長（岩附利昭） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年6月7日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員